HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	アダム・スミス『法学講義』基礎研究 ： A、B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察
著者	松浦，努; Matsuura，Tsutomu
引用	北海学園大学大学院経済学研究科　研究年報(19): 59-101
発行日	2019-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

〈論文〉

アダム・スミス『法学講義』基礎研究

── A、B 両ノートの異同関係分析と若干の理論的考察 ──

松　浦　　努

目　次

序　章
　1　スミスの道徳哲学体系
　2　いわゆる「アダム・スミス問題」と『法学講義』
第Ⅰ部　「法学講義」A、B 両ノートの異同関係の考察
　第 1 章　三種類の「法学講義」ノート
　　1　アンダーソン・ノート
　　2　A ノート
　　3　B ノート
　第 2 章　「法学講義」A、B 両ノートの異同関係
　　1　「法学」の定義
　　2　「法学講義」の実施時期
　　3　「正義」論における篇別構成
　　4　「法学講義」A、B 両ノートの原本
第Ⅱ部　「法学講義」A、B 両ノートに見る法理論と経済理論
　第 1 章　法理論
　　1　「同感の原理」と「法学講義」
　　⑴　「所有権」取得の根拠としての「同感の原理」
　　⑵　刑罰の根拠としての「同感の原理」
　　2　「封建制度」史論
　　⑴　封建制批判
　　⑵　「封建制度」史論の主題設定
　　3　市民社会成立の原理と市民統治起源論
　　⑴　権威の原理と功利の原理
　　⑵　市民統治政体（政府）の起源とその歴史的発展史論
　第 2 章　経済理論
　　1　分業論
　　2　価格論
　　3　アダム・スミスにとっての「経済学の生誕」
第Ⅲ部　スミスが構想した「法学の理論体系」
　1　「法学の理論体系」の構想過程
　2　17 世紀～19 世紀におけるヨーロッパ科学史の観点から考察した「法学の理論体系」
結　章

序　章

1976（昭和 51）年。この年は、我が国の経済学会においても、欧米の経済学会においても、記念すべき年に当たっていた。それは、どのような意味においてかと言うと、「経済学の創始者」アダム・スミスがその主著『国富論』を 1776 年に出版してから、ちょうど 200 年目に当たっていたからである。

当然のごとく、このような佳節を迎えるに当たって、我が国の経済学会においても、様々な記念イベントや記念出版が行われた。例えば、新たな『国富論』の邦訳が出版されたり、経済系雑誌において「アダム・スミス特集」が組まれたりした[1]。他方、欧米の経済学会におけるスミス『国富論』刊行 200 周年記念出版として、最も期待されていたものが、グラスゴー大学版『アダム・スミス著作集』であった。

本稿は、『国富論』（Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776 ─以後 WN と略記）刊行 200 年を記念し、イギリスのグラスゴー大学によって編集され、出版された新『アダム・スミス著作集』の中に収められた新資料としての『法学講義』（Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, 1978 ─以後 LJ（A）と略記）と、1895（明治 28）年にエドウィン・キャナン（Edwin Cannan, 1861～1941）によって発見されその翌年に出版された『法学講義』（『グラスゴウ大学講義』とも呼ばれ、原書名は、Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, 1896 ─以後 LOJ と

[1] アダム・スミス／大河内一男監訳［1976a～c］『国富論』Ⅰ～Ⅲ（中央公論社）。
『週刊東洋経済』臨時増刊、「国富論」200 年特集［1976.2］（東洋経済新報社）。
『三田學會雜誌』［1976.8］69 巻 6 号（慶應義塾経済学会）。
『季刊　経済学論集』［1976.12］第 42 巻第 4 号（東京大学経済学会）等。
こうした 1976 年のアダム・スミス『国富論』刊行 200 年を契機とする、日本国内外におけるスミス研究の活況を、「アダム・スミス　ルネサンス」と呼んでいる。
田中正司［1999］「アダム・スミス研究の動向」（『経済学史学会年報』第 37 号）107 ページ参照。

略記）との異同関係の考察と両講義に見られる法理論、経済理論に関する考察とを試みたものである。

尚、上記のキャナン版『法学講義』は、新『アダムスミス著作集』第Ⅴ巻の中に LJ（B）として収録された。以下の論述においては、表現上の簡明さの観点から、LJ（A）を「法学講義 A ノート」、LJ（B）を「法学講義 B ノート」と表記する。A、B 両ノートの邦訳は、次の二冊を使用した。A ノートは、アダム・スミスの会監修、水田洋他訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』（名古屋大学出版会、2012 年）。以後、この邦訳書を「水田訳 A」と略記する。B ノートは、水田洋訳『法学講義』（岩波文庫、2005 年）。以後、この邦訳書を「水田訳 B」と略記する。

我が国のアダム・スミス（Adam Smith, 1723～90）研究は、戦前、とりわけ戦時中に先駆的研究[2] がなされ、戦後マルクス（Karl Marx, 1818～83）研究への道が開かれると共に、それと併行した形でさらなる研究[3] の進展を見るに至った。しかしながら、以上のような研究史を持つ我が国のスミス研究も、そのほとんどが『国富論』と『道徳感情論』（Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, 1759 ―以後 TMS と略記）とに関するものであり、筆者がこれから取り上げようとする『法学講義』に関する研究はほとんどなされてこなかったと言ってよい[4]。この『法学講義』は、時期的には『道徳感情論』と『国富論』とのほぼ中間に位置し、これら両者の媒介的役割を果たすものとして一応は認識されていながらも、その真の重要性については必ずしも十分に認識されてきたとは言い難い。なぜなら、ここでもまた経済学者は『国富論』の側からのみこれを眺めて、逆に『法学講義』の側から『国富論』を眺めようとはせず、ましてやそれと『道徳感情論』との内的関連について尋ねることは経済学以外の仕事である、として閑却された感があったからである。かくしてスミス研究者は、後に『国富論』で展開されたスミスの経済理論が、既に渡仏以前におそらくスミス自身の思想の中で成熟していた点を強調するのに急であって、この成熟過程の分析がスミスの理論を理解する上でいかに重要であるかを十分に強調しなかった。

従って、このような研究史の特質から、筆者はまずスミス研究のいわば空白地帯とも言うべき『法学講義』それ自体の自然な理解を心がけ、そのことを通して本論文が文字通りスミス『法学講義』の基礎研究と呼ぶにふさわしいものになりうるであろうという展望と、若干の理論的考察において新たな視点を提示できるであろうという展望とを持ってこの問題に取り組んでゆきたい。

1　スミスの道徳哲学体系

『法学講義』そのものの考察に入る前に、スミスの道徳哲学体系とその中における「法学講義」の位置について考えることが有益であると考える。

アダム・スミスは、1751 年より 1764 年まで母校であるグラスゴー大学の教授として勤務することになるが、当時スミスの講義の全部もしくは大部分を聴いたと思われるジョン・ミラー[5]（John Millar, 1735～1801）の説明によると、スミスの道徳哲学体系は、以下のように考えられていたことが分かる。

第一部　自然神学（natural theology）。この部門では、神の存在の証明と神の属性、及び宗教の基礎づけと考えられる人間の心の諸原理を考察している。

第二部　厳密な意味での倫理学（ethics）。この部門では、主として彼が後に『道徳感情論』の中で取り扱った問題が考察されている。

第三部　正義（justice）論。この部門では、徳性のうちで正義に関する考察がなされており、『法学講義』第Ⅰ部「正義について」（Of Justice）に相当する内容である。

第四部　後に『国富論』の内容となったもので、主に経済学の内容を含んでいる。

以上が、ジョン・ミラーによるグラスゴー大学当時におけるスミスの道徳哲学体系の講義内容である。

ところが、1895 年にキャナンによって発見された『法学講義』には前述の第三部と第四部に相当する部門が含まれており、これら全体が「法学」（Jurisprudence）と名づけられているところから、これら二部門を含んだ「法学」部分を一部門（「法学講義」相当部分）と見なし、スミスの道徳哲学体系を従来の四部門構成把握から三部門構成把握へ、という認識の変化が見られた。この三部門構成把握を簡単に図示すると、以下のようになる。

極めて素描的ではあるが、これによってスミスの法学体系[6] というものが、道徳哲学体系の中においてどのよ

[2] 大道安次郎［1940］『スミス経済学の生成と発展』（日本評論社）、高島善哉［1941］『経済社会学の根本問題―経済社会学者としてのスミスとリスト―』（日本評論社）、大河内一男［1943］『スミスとリスト―経済倫理と経済理論―』（日本評論社）等の研究である。

[3] 藤塚知義［1952］『アダム・スミス革命』（東大出版会）、内田義彦［1953］『経済学の生誕』（未来社）、遊部久蔵［1955］『古典派経済学とマルクス』（世界書院）等がある。

[4] 我が国においては、山崎怜氏による研究が、西欧においては、ハスバッハによる研究が目立つくらいである。

上記両者の研究文献の詳細については、本稿末尾の参考文献を参照されたい。

[5] ジョン・ミラーは、スミスの弟子であり、後にグラスゴー大学の市民法の教授となった。

[6] スミス自身が「法学体系」そのものについてどのように構想していたか、ということについては、1759 年刊行の『道徳感情論』初版の第 6 部第 4 篇の末尾で次のように述べている。「私は、もう一つの別の論述において、法と統治の一般的諸原理につい

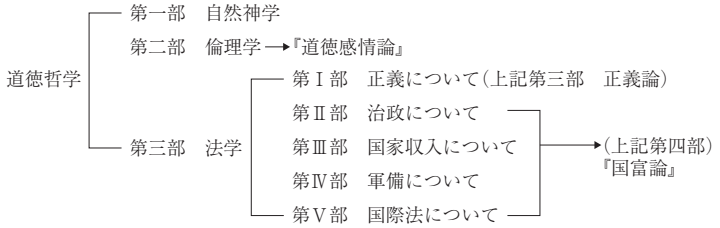

うな位置を占めるか、およその見当がつくであろう。以下において筆者は、この三部門構成把握に従って『法学講義』の考察に入ってゆきたい。

2　いわゆる「アダム・スミス問題」と『法学講義』

前節で筆者は、スミスの道徳哲学体系の構造を考察し、その中において「法学体系」がどのような位置を占めるかを見た。今度はより具体的に、スミスの二大著書である『道徳感情論』と『国富論』との関連の中で『法学講義』の占める位置について考えてみよう。なぜなら、スミスの思想体系を統一したものとして把握する場合、この問題は絶対に避けて通れない問題だからである。

1895 年キャナンによってこの『法学講義』ノートが発見されるまで、『道徳感情論』と『国富論』との間には、立場の相違ないしは矛盾があるかどうかという論争があった。いわゆる「アダム・スミス問題」がそれである。

論争の焦点は、『道徳感情論』の原理は、利他的な「同感の原理」に基づいており、『国富論』の原理は「利己心」であって、これら二つの原理は相対立するものであり、それはスミスの立場の変化ないしは矛盾ではないか、というものである。そうして通常、この立場の変化は 1764 年から約二年間に亘るスミスのフランス旅行中に与えられた、いわゆる重農主義者たちの影響に基づくものとされた。

しかしながら、後に上述のようなアダム・スミスの二大著書の捉え方をくつがえす論拠が何点か見出された。それは、およそ以下の諸点である。

第一に、スミスはフランスから帰国後も『道徳感情論』の改訂・増補を行っているが、それによって彼の従来の基本的立場をいささかも変更していないことである。第二に、『法学講義』の発見である。この『講義』は、キャナンによって 1762〜63 年ないしは 63〜64 年に行われたものであると推定されているが、もしそうであるとするならばフランス旅行前のものであり、それにもかかわらずそこには『国富論』の中で展開された経済理論の萌芽とも言うべき内容がすでに含まれているからである。第三に、スコット（W. R. Scott）による『国富論草稿』（*'Early Draft' of Part of The Wealth of Nations'*—以後 ED と略記）[7] の発見である。この草稿は 1763 年に書かれたものと推定されているので、渡仏直前のスミスの思想形成を伝えるものであり、第二の理由をさらに補足・強化することになる。第四に、『道徳感情論』における「同感の原理」が利他心ではなく、道徳的に中立的なものであって「利己心」を包摂する性格をもつことが明らかになったことである。

すなわち問題は、スミスが『道徳感情論』の基本原理とした「同感（sympathy）」の捉え方にあった。同感を以て、同情、したがって利他主義の現われであると解し、『道徳感情論』が利他主義を基本原理とするものである、としたことからこの「問題」が始まったのであった。スミスはこの書の中で、利他主義だけではなく利己主義から発する行為の道徳的意義をも肯定する立場を取っているのである。確かに、スミスの倫理体系は同感を基本原理としていることは事実であるが、この同感は決して利他主義なり、あるいは何らか特定の道徳内容なりを意味するものではなく、これを利他主義の現われとしての同情と同一視したところに誤れる「アダム・スミス問題」の発端があったのである。

こうして、約一世紀に亘る論争に終止符が打たれたわけであるが、逆にこの『法学講義』を含めてスミスの全学問を一つの社会科学体系としていかに統一的に把握す

て、及びそれらが社会の様々な時代と時期において、正義に関することだけでなく、生活行政、公収入、軍備、さらには法の対象である他の全てに関することにおいても、経過してきた様々な変革について、説明を与えるように努力するつもりである。従って、私は、今は法学の歴史に関して、これ以上詳しいことには立ち入らないだろう。」（Smith Adam［1976］*The Theory of Moral Sentiments*, Edited by Raphael D. D. and Macfie A. L., Clarendon Press Oxford p.342 VII iv.37／アダム・スミス著、水田洋訳［2003b］『道徳感情論』（下）岩波文庫、400〜401 ページ）。

すなわち、スミスはこのように「法学の理論」の完成を約束したわけであるが、遂に実現することはできなかった。しかし『法学講義』の中に、部分的ではあるがこれに代わるべきものを、我々は見出すことが出来るのである。

スミスにとって最終的に残る「法学体系」とはどのようなものであったか、という問題については、後でまた言及されることになろう。

[7] この『国富論草稿』は、その後の『法学講義』研究の進展や文献考証が進むにつれて、現在では「国富論の草稿」ではなく、「法学講義（ポリース論）の草稿」であると見なされつつある。この件については、後述する。

るか[8]、という問題が提起されることになった。

第Ⅰ部　「法学講義」A、B 両ノートの異同関係の考察

第 1 章　三種類の「法学講義」ノート

1　アンダーソン・ノート

このノートは、アダム・スミスの最も初期の「法学講義」ノートであろうと推定されているものである。R・L・ミークによると、この「法学講義」ノートは、以下のような経緯から発見された。

この講義ノートは、スミスのグラスゴー大学時代のある教授仲間の「備忘録」(Commonplace Book) の中で発見された一連のノートから成っていて、スミスの法学講義の比較的早い時期のものの学生ノートから選択された抜粋であると思われる。

上記のある教授仲間というのは、高名なジョン・アンダーソンであった。彼の「備忘録」の中にこの一連のノートが発見されたのは、1970 (昭和 45) 年 6 月、現在はオックスフォードのセント・アントニーのカレッジに所属している A・H・ブラウン氏によってであった[9]。

ミークが後にブラウン氏からこの「備忘録」の発見のことを聞いた際には、この「備忘録」がスミスの法学講義ノートであることにかなり懐疑的であったが、「法学講義」A ノートの内容に精通するにつれ、この「備忘録」がスミスのグラスゴー大学時代の「法学講義」ノートであろう、との見解にミークは達するに至った[10]。

このアンダーソン・ノートに関するミークの文献考証によると、特に「A ノート」との異同関係から、この「アンダーソン・ノート」の法学講義が実施された時期は、1751 年～52 年、1752 年～53 年、ないしは 1753 年～54 年の三つの学期のうちの一つであろう、との推測をしている[11]。

尚、我が国においては、この「アンダーソン・ノート」をスミスの「法学講義」の初期のものとして認識した上で、このノートに対する詳細な考察、分析を新村聡氏が行っている[12]。

但し、田中正司氏は、資料としての「アンダーソン・ノート」そのものに対する不確定性の観点から、「アンダーソン・ノート」を重視する新村氏の研究スタンスに疑問を呈している。

筆者の本稿における主要論題は、A、B 両ノートの異同関係の考察であるが、後述する第Ⅲ部においてスミスが構想した「法学の理論体系」とはどのようなものであったかを考える上で、このノートの存在を無視し得ないという理由から提示した次第である。

2　A ノート

「A ノート」と称されるスミスの「法学講義」ノートは、1958 (昭和 33) 年、アバディーン大学のジョン・ロージアンが、スコットランドの旧家の蔵書中から発見された。

既述のように、この「A ノート」は、1978 (昭和 53) 年、ミーク、ラファエル、スタインの三名により編集され、グラスゴー版スミス著作集の第Ⅴ巻として出版された。

この A ノートは、スミスの法学講義を受講した学生本人による加筆を含むノートであり、販売を目的として作成されたものではない。

この A ノートに記録された法学講義の実施時期は、筆記ノートの中に具体的に記されている。その講義実施期間は、1762 年 12 月 24 日金曜日から 1763 年 4 月 13 日水曜日までである。グラスゴー版スミス著作集第Ⅴ巻の中に LJ (A) という略称で収録された A ノートは、その収録ページ総数が 394 ページに及ぶ。

尚、この A ノートの原本は全体で七分冊から成っていたと思われるが、最後の七冊目の原本ノートは紛失し

---

[8] 水田洋氏は、この問題に関説し以下のように述べておられる。「『講義』は、『道徳情操論』と『国富論』が矛盾するのではなく、統一的に理解されうることを示した。スミスは、彼のいわゆる「商業的社会」「すべての人が商人［商品生産者］となる社会」、すなわち近代経済社会を、道徳・法・経済の総体としてとらえようとしたのであって、同感・正義・等価は、この社会の統一的な基本原理であった。もともと、スミスの「同感」を、公平な第三者的観察者の是認としてでなく、道学的な「同情」と考えたところに、最初のつまずきの石があったのであり、スミスが道徳情操論でいう「道徳」は、市民社会、等価交換の社会の生活感情にほかならない。道徳の世界と経済の世界、同感と等価を、統一的に理解するかぎとして、法の世界、正義の概念が発見され、それが等価関係、フェア・プレイの精神、利己心の社会的是認であることによって、逆に経済の世界が、市民社会の中心として他の二つを規定するという関係が示されたのである」(水田洋訳［1948］『国富論草稿』解説、世界古典文庫 86、日本評論社、139～140 ページ)。

[9] ミーク R. L. 時永淑訳［1980］『スミス、マルクスおよび現代』(法政大学出版局) 107 ページ参照。本書は、 Meek Ronald L. [1977]; *Smith, Marx, & After* — Ten Essays in the Development of Economic Thought — Chapman and Hall Ltd. London の全訳である。この邦訳には、原典のページが本文上欄の丸括弧 (　) 内に表示されているので、原典のページは提示しない。

[10] 時永邦訳［1980］108 ページ参照。

[11] 時永邦訳［1980］143 ページ参照。

[12] 新村聡［1988］「アダム・スミスの初期正義論—「アンダソン・ノート」の検討—」(『岡山大学経済学会雑誌』19 巻 3 ・ 4 号) 参照。

た状態にある。そのため、紛失ノートに含まれる講義内容を確認することはできない。

3　Bノート

「Bノート」と称されるスミスの「法学講義」ノートは、1895（明治28）年、エドウィン・キャナンが、スコットランドの旧家の蔵書中から発見した。このBノート発見の経緯をもう少し詳述すると、以下のようになる。

Bノートの発見は、1895年4月に、新設のLSE（ロンドン大学政治経済学部：London School of Economics and Political Science）に迎えられる直前のエドウィン・キャナンが、オックスフォードで『オックスフォード・マガジン』の編集者及びスコットランド出身の弁護士チャールズ・マコノキーと雑談している時に起こった。キャナンが編集者に向かってアダム・スミスについて何かを言った時、マコノキーが自分はスミスの「法学講義」ノートを持っている、と発言したのである。後にマコノキーはキャナンへの手紙で、このノートを入手したのは同家が輩出した法律家、法学者のうちの誰かだろう、と書いている[13]。

発見翌年の1896（明治29）年、このBノートはキャナンによって編集、出版された。その原書名は、既述の通りである。尚、このBノートも、グラスゴー版スミス著作集第V巻の中にLJ（B）という略称で収録された。その収録ページ総数は、165ページであり、LJ（A）のそれの約40％にすぎない。

このBノートは、スミスの法学講義を受講した学生本人の講義ノートを他者が清書した上で、論理展開上の矛盾の整理も施したノートであると考えられている。従って、このBノートは、Aノートとは異なり、販売することを目的として作成されたものであると推定されている。

このBノートに記録された「法学講義」の実施時期については、Aノートが発見されるまで、キャナンを含め研究者の間で様々な時期推定がされてきた。Bノートの講義実施時期については、Aノートとの関連上、もう少し詳しく後述したい。

三種類の「法学講義」が発見されるに至った経緯の確認とその存在認識が行われたので、次節では本題であるA、B両ノートの異同関係の考察を行うことにしたい。

[13] 水田洋［2007］「アダム・スミスの法学講義LJB—幻の第三の主著」（『日本学士院紀要』第62巻第2号）189～192ページ参照。

第2章　「法学講義」A、B両ノートの異同関係

1　「法学」の定義[14]

「法学講義」A、B両ノートの異同を考察するに際して、まず最初にスミスが講義対象とした「法学」というものをどのように定義づけていたのかを見てみよう。

Aノートでは、スミスは1762年12月24日金曜日の講義冒頭において、「法学について」と題して以下のように「法学」の定義をしている。

> 「法学とは、国々の統治 civil government がそれによって導かれるべき諸規則 rules についての理論のことである。／それは様々な国の様々な統治体制の基礎を示し、さらに、それらがどこまで理性に基づいているかを示すことを目指している。」[15]　〈引用文Ⅰ〉

他方Bノートでは、スミスは以下のように「法学」の定義をしている。

> 「法学は、すべての国民の法律の基礎であるべき一般の諸原理 principles を研究する学問である。」[16]　〈引用文Ⅱ-①〉

> 「法学は、法と統治の一般諸原理 principles の理論である。」[17]　〈引用文Ⅱ-②〉

それでは、スミスによるA、B両ノートにおける「法学」の定義についてもう少し考察してみよう。

まず、これら両講義ノートで披瀝（ひれき）した「法学」の定義が、「法学講義」全体の構成の中でどのような位置でそれがなされたのかについて記しておきたい。

Aノートでの「法学」の定義は、第Ⅰ部正義について（Of Justice）と題される手前の個所で、つまり、何らか

[14] 『講義』Bノートの訳者水田洋氏は、Jurisprudence の邦訳に際し、以下のように述べておられる。「Jurisprudence を慣行に従って法学と訳したが、これは狭義の法律学とは直接に関係を持たない。スミスは、この言葉に二つの意味を持たせていたように思われる。一つは、この手稿のタイトル・ページに示されている通り、司法、生活行政、公収入、軍備の全体、すなわち国家活動に関する学問であり、次いで、冒頭に言われる通り、その一般原理の学問である。」（アダム・スミス著水田洋訳［2005］『法学講義』（岩波文庫）18ページ（注）（1））。

[15] LJ（A）p.5i1（i1の数字は、パラクラフ番号を示す。以下同じ。）、水田訳A、1ページ。訳文中における斜線は、原文中の行替えを示す。但し、訳文は全て邦訳書に拠らない。
尚、Aノートのポリース篇のみの邦訳としては、北川健次・服部寿子他訳による［2012］「A・スミス「法学講義Aノート」Police 編（訳）」（中村浩爾・基礎経済科学研究所編『アダム・スミス『法学講義Aノート』Police 編を読む』文理閣所収）がある。

[16] LJ（B）p.397-1（-1は、パラグラフ番号を示す。以下同じ。）、水田訳B、17ページ。但し、訳文は全て邦訳書に拠らない。

[17] LJ（B）p.398-5、水田訳B、23ページ。

の項目名が何もない講義冒頭で行われているのである。

ところがＢノートでは、この「法学」の定義をするに際して、スミスはＡノートにはなかった「序論」という新たな項目を第Ｉ部正義についての前段に付した上で、「法学」の定義を行っているのである。

さらにＢノートの定義に続けてスミスは、自然法学（ローマ法を継承した近代法学）による近代社会の総体把握の試みを簡単に紹介している。ここでスミスが取り上げた自然法学者とは、順にグロチウス、ホッブズ、プーフェンドルフ、コッケイである[18]。

もう一度、先に引用したＡ、Ｂ両ノートにおける「法学」の定義をじっくりと読み込んで吟味してみると、次のような微妙なニュアンスの違いに気づく。この件については、水田洋氏も簡単に触れている[19]。

特に、〈引用文Ｉ〉の中での「法学とは、国々の統治 civil governments がそれによって導かれるべき諸規則 rules についての理論のことである」という部分と、〈引用文Ⅱ-①〉の中での「法学は、全ての国民の法律の基礎であるべき一般諸原理 general principles を研究する学問である」という部分とを比較してみると、「法学」という学問が射程としている範囲あるいは視野の拡大が見てとれる。換言するなら、「法学」の定義は、Ａノートから Ｂノートへと至ることにより、「法学」が広範な地域・世界を視野に入れた普遍的法学を意味するものへと変化したと言えるだろう。

この「法学」の定義における射程あるいは視野の拡大に関しては、第Ⅲ部スミスが構想した「法学の理論体系」の個所においてまた論述することになるであろう。

上記の第Ⅲ部における論述展開の際に触れることになるモンテスキューが、その主著である『法の精神』の表題について、次のように述べていたことをここで確認しておこう。『法の精神』の 1748 年、1749 年版には、「法の精神」という著書の表題の下に次のような副題が付けられていた。

> 「法の精神について、または法が各政体の憲法（国家構造）、習俗、宗教、商業などと持つべき関係について。著者は、それに相続に関するローマ法、フランス法および封建法についての新たなる研究を付け加えた。」[20]

但し上記の副題は、1750 年版以降削除された。

しかし本節で確認したスミスによる「法学」の定義及び主題設定と、モンテスキュー『法の精神』とを比較対照する際に、上記の『法の精神』の副題は参考になるのではないか。

「法学」の定義付けを終えたスミスは続いて、「法の四大目的とは、正義（司法）（justice）、生活行政（police）[21]、国家収入（revenue）、軍備（arms）である」[22]、と述べている。

さらにスミスは、上述の法の四大目的のそれぞれについて、簡潔に以下のように述べている。

> 「司法の目的は侵害に対する安全保障であり、それは国内統治の基礎である。／生活行政の目的は、商品の安価と公安と清潔であるが、あとの二つがこの種の講義にとって、あまりに些細なものではないとすればそうだということである。この項目の中で我々は、国家の富裕を考察しよう。」[23]

ここで、スミスの「法学」の定義に関連してもう一つ重要な問題を取り上げたい。それは、スミスが「法」というものをどのように捉えていたのかという問題、すなわちスミス自身、「法」の定義をどのように考えていたのか、という問題である。スミス自身による「法」の定義は、『法学講義』には見当たらない。しかしながら、スミスにとって「法学」の定義を行うということは、その前提として「法とは何か」という認識が必要であったはずである。

この問題について論究した石井幸三氏はマコーミック（MacCormick）の論説を参考としながら、さらに氏自身のブラックストン研究の成果から次のように述べている。

> 「スミスは、法の定義に際して、法の命令性、法の一般性を主要な要素とし、人間に対する規範では、報償と処罰という強制力（制裁）も重視している。その結果、国家法（「法と呼ばれるのが適当なもの」）は、主権者命令説に近くなる。……彼の考えは、同時代のブラックストン（Blackstone, 1723～80）の法の定義に似ており、自然法論から法実証主義への過渡期の性格を持っている。」[24]

---

[18] LJ(B) p.397-1～p.398-3、水田訳Ｂ、17～22 ページ。

[19] 水田訳Ｂ、訳者解説、513～514 ページ参照。

[20] 井上幸治編［1978］『世界の名著 28　モンテスキュー』中央公論社、352 ページ。

[21] Police の語源として考えられるのは、古代ギリシャの都市国家 polis「ポリス」であり、ラテン語の「都市を統治すること」という意味である。

さらにこの Police「ポリース」には、他に「治安」、「警察、警官（隊）」、「整理整頓」、「～の治安を維持する」、「～を取り締まる、～を警備する」、「（兵営）を清潔にする」、「（場所・物）を整理整頓する」、といった意味がある。（以上、eblio 英和辞典・和英辞典「Police」（インターネット）に拠る。）

こうして考えると、従来、この「ポリース」を「治政」と訳出していた水田氏が、「生活行政」と訳出することも頷けるような気がする。ただこの「ポリース」には上に見たように多義的な意味が込められており、一つの訳語として定着させるには難しい面も備えているのではないか。こうした理解から、筆者は、この「ポリース」という言葉の意味を西洋における近代国民国家成立以降の「都市国家生活行政」という意味合いで理解し、スミスの論述場面の状況に応じて「ポリース」、「生活行政」あるいは「治政」という訳語を用いている。

[22] LJ(B) p.398-5. 水田訳Ｂ、23 ページ。

[23] LJ(B) p.398-5. 水田訳Ｂ、23 ページ。

[24] 石井幸三［1984］「アダム・スミス『法学講義（A）』における法思想」（『龍谷法学』16 巻 4 号）27 ページ。引用文中の……は、

石井氏は、その論考の中でイングランドの近代法思想史の視点からアダム・スミスの法思想を検討している。こうした検討、考察を通した氏の問題意識は、自然法思想と法実証主義という両思想の近代思想として持つ共通点、また両思想の交錯点、イギリスでの前者から後者への推移を促した社会的背景とは何か、という視点へとつながっていく。

尚、石井氏が言うところの近代イギリス社会における近代法思想の流れとは、特にホッブズ（Hobbes, 1588～1679）、ロック（Locke, 1632～70）の近代自然法思想からベンサム（Bentham, 1742～1832）、オースティン（Austin, 1790～1859）の功利主義の法実証主義への移行過程を指している[25]。

このような石井氏による近代イギリス社会と近代法思想との関連からスミスの法思想にアプローチするという研究は、スミス法思想を理解するための一つの重要な研究視角となるであろう。

2　「法学講義」の実施時期

『法学講義』A、B 両ノートの実施時期については、最初から自明のこととして認識されていたわけではない、特に、B ノートにおいてはそうである。ただこの問題は、A ノートが発見されるまで、という限定付きでのことである。

それは、A ノートに先立って B ノートが発見されたのは 1895（明治 28）年のことであり、他方 A ノートが発見されたのはそれから 63 年後の 1958（昭和 33）年のことである。こうした事情から、約半世紀以上に亘って先に発見された B ノートの講義実施時期について論議されてきたのである。

A ノートがまだ発見されていない状況下で B ノートの講義実施時期を推定するためには、B ノートの内容分析を通して行う以外に方法がなかったと言ってよい。B ノートには、講義実施期日の記載がなかったからである。

「講義」B ノート発刊の際に、その編者として携わったキャナンは、当初その編者の序説の中で、マニュスクリプトにおける「七年戦争」（1756～63 年）への言及の仕方等から、B ノートの講義実施時期を 1760～1761 年、61～62 年、62～63 年、63～64 年のいずれかであるとしていた[26]。

しかしその後この講義実施の時期推定（デイティング）作業については、水田洋氏による文献考証的視点からの分析が行われ、ほぼその概要と経緯とが判明するに至った。従ってこの後は、水田氏の解説[27] に依拠しながらこの問題の概要について整理しておきたい。

まず 1895 年に、スコットランドの旧家、マコノキー家の蔵書の中から「アダム・スミス　法学　1766」と題した一冊の手稿が発見された。ロンドンの政治経済学校（LSE、後にロンドン大学に編入）に赴任する直前のエドウィン・キャナン（1861～1935）がオックスフォードで、『オックスフォード・マガジン』の編集者と雑談をしていて、話がたまたまスミスに及んだ際、同席していたマコノキー弁護士が自宅にこのマニュスクリプトがあることを報告したのである。キャナンは翌年（1896 年）、手稿に序文と注を付して『司法、生活行政、財政、軍備に関する、アダム・スミスのグラスゴー大学講義』として出版した。

この手稿がスミスのグラスゴー大学での法学講義によるものだということは、製本された表紙に明記されているのだが、そこに 1766 年とあるのは講義の実施年ではなくて、製本の年だろうとされている。スミスは、1764 年初めに正式にグラスゴー大学を辞職しているからである。キャナンは、その後 1763 年 2 月に終了した「七年戦争」がマニュスクリプトでは「近頃の（戦争）」とか「最近の（戦争）」とか呼ばれていることに気づいて、B ノート「講義」の実施時期を 1763 年か 1764 年であるとした[28]。

中略を示す。以下同じ。

[25] 石井［1984］23 ページ。

[26] LOJ, pp. xix～xx. 高島善哉・水田洋訳［1947］『アダム・スミス　グラスゴウ大學講義』（日本評論社）52～53 ページ。

「七年戦争（1756～63）とは、フランス・ロシアなどと同盟したオーストリアに、イギリスの財政援助を受けたプロイセンが対戦。プロイセンは苦戦したが、ロシアが脱落し、北米植民地での戦争（フレンチ＝インディアン戦争）でイギリスに敗れたフランスも撤退したため、フベルトゥスブルク条約で終結した戦争。」（世界史用語研究会編［2013］『四訂　必携世界史用語』実教出版、161 ページ）。

この七年戦争の北米での戦いは、イギリスから見て“フランス人及びインディアンとの戦争”（フレンチ＝インディアン戦争）という。この戦争は、オハイオ州の支配をめぐって起きた。英軍は仏及び先住民の連合軍と戦い、仏の主要拠点を占領。北米におけるイギリスの優勢が決定的となった。圧勝したイギリス本国は、戦後の赤字解消のため、新たな重商主義政策諸法によって植民地に課税した。このフレンチ＝インディアン戦争の講和条約として締結されたのが、パリ条約（1763）である。（以上、世界史用語研究会編［2013］164～165、195 ページ参照）。

このような「七年戦争」への言及から、スミスが当時のイギリスの植民地である北米にも関心を持っていたことが分かる。

[27] 水田洋［2007］「アダム・スミスの法学講義 LJB —幻の第三の主著」（『日本学士院紀要』第 62 巻第 2 号）189～192 ページ参照。

[28]「大陸旅行に出かけることになったのは、1763 年 2 月に七年戦争が終わったからであるが、B ノートでは、「近頃の戦争 the late war」として七年戦争が数回言及されていて、A ノートの「この戦争の終わり」（1763 年 3 月 23 日）と対照的である。B ノートとの正確な比較は、A ノートの当該部分が欠如しているので不可能だが、これだけでも B ノートが A ノートより後のものだと推定することは許されるだろう。」（水田訳 B［2005］、

ところが 1958 年に、アバディーンで行われた同じくスコットランドの旧家の蔵書競売で、アダム・スミスの法学および修辞学・文学と題する二組の学生による筆記ノートが発見された。発見者は、同地の大学のイギリス文学講師ロージアンであり、講義の主題は修辞学と法学とであった。修辞学の方は、1963 年にロージアン自身の手で編集、出版され（Smith Adam［1963］*Lectures on Rhetoric and Belles Lettres, London*.）、邦訳（宇山直亮訳［1972］『アダム・スミス修辞学・文学講義』未来社）も出た。これらにはいずれも日付があり、法学は 1762 年 12 月 24 日から 1763 年 4 月 13 日までで、最後の一冊が紛失したと思われる。

『講義』A ノートは、確認されるものだけで、前述の通り 1762 年 12 月 24 日金曜日から 1763 年 4 月 13 日水曜日までの計 44 回にわたる講義である。最終冊のノート（第七分冊）は紛失したとされているので、実際にはもっと多くの講義が行われていたことになる。A ノートの編者の序文によれば、当時のグラスゴー大学の年間講義は、通常のカリキュラムでは 10 月 10 日に始まり、講義のいくつかは翌年の 5 月中旬頃に終了し、その他の講義は 6 月 10 日まで続いたということなので[29]、最終的には 65 回〜70 回前後の講義が行われた可能性が高い。1763 年 3 月 1 日〜31 日一ヶ月間の講義実施回数を数えたところ、休講になっているのは計 11 回で、3 月は計 20 回の講義を実施しているからである。講義実施期日について調べてみると、土曜日には一度も行われておらず、講義は月曜日から金曜日にかけて行われている。これらの日付から、「講義」A ノートの実施期間の一応の推定が可能となる。

法学の方は、1978 年、レスター大学の経済学担当教授のミーク、ロンドン大学の哲学担当教授のラファエル、ケンブリッジ大学のローマ法担当教授であるピーター・スタインによって編集、出版された。本稿で扱う対象が、新たに発見され出版された『法学講義』（LJ（A））になる。スミスは、1763 年末に大学を去るので、二組のノートは、グラスゴー大学におけるスミスの、その年度の最終学期の講義から取られたものだということになる。

ところがその場合は、キャナンが発見して現在では LJ（B）と呼ばれている手稿のデイティング（日付推定）の方に差し支えが起こる。キャナンはそれを 1763 年か 64 年のものとしたが、新発見の「法学講義」A ノートの手稿は、紛失したと思われる最終冊を含めて 63 年の学期末である 5 月近くまで続いたと考えられるので、B ノートの実施時期推定に関する残る可能性は、新学期の始まりからスミスが大学を辞職するまで、すなわち 1763 年の 10 月から年末までの期間しかない。この問題への解答としては、外的事情を説明しなければならない。

外的な事情とは、スミスがバックルー侯の教師として大陸旅行に出かけるために大学を 1764 年 1 月辞職するということである。

このように考えると、スミスに残された「法学講義」実施可能期間は、11 月と 12 月しかなかったと考えられる。LJ（B）は、スミスがこの二ヶ月間余に行った「法学講義」のノートであるという推定に対して、スミスは代講者のトマス・ヤングに講義の全てを任せて、自分は講義をしなかったので、LJ（B）はヤングの年間講義の要約であるという反論があった。しかし、スミスが講義をしたことは、学生に別れを告げて授業料を返却したことによって明らかであり、さらに B ノートの文体は言葉通りの逐語的であって、書き直されたものではない。

かくして、長い間論議されてきた「法学講義」の実施時期確定の問題は、ほぼ以下のように整理することができるであろう。

「講義」A ノート　：　1762 年 12 月　〜　1763 年 5 月中旬ないしは 6 月初旬頃まで。

「講義」B ノート　：　1763 年 10 月中旬頃　〜　1763 年 12 月末頃まで。

3　「正義」論における篇別構成

A ノート第 I 部「正義について」（正義論）の篇別構成が、「講義」B ノートのそれと比較して全く逆になっていること。B ノートの第 I 部には「序論」があるが、A ノートにはないこと。このいわゆる論理展開上の逆転は、両ノートの大きな違いである。すなわち、以下のようになっているわけである。

B ノート［LJ（B)］	A ノート［LJ（A)］
第 I 部　正義について 序論 第 1 篇　公法学について 第 2 篇　家族法 第 3 篇　私法	第 I 部　正義について 「序論」という見出しはないが、B ノートの「序論」とほぼ同内容の叙述はある。 第 1 篇　私法 第 2 篇　家族法 第 3 篇　公法学について

ミークは、両『講義』の第 I 部「正義」論における主題構成のこのような相違に触れ、A ノートにおける主題構成が、ハチスン（Hutcheson, 1694〜1746）の著作（［1755］『道徳哲学体系』）における主題構成と基本的に

訳者解説、512 ページ)。

[29] A ノート編者の序文によれば、1762 年〜63 年のスミス最後のグラスゴー大学での講義構成は以下のようになっていたという。

第 I 部　**public lecture**（講義内容は「道徳哲学」）　：　7：30〜8：30（土曜を除く毎朝)。11：00 から、第 I 部講義の試験実施。

第 II 部　**private lecture**（講義内容は「修辞学・文学講義」）　：　12：00〜13：00（土曜を除く毎日)。

cf LJ(A), Introduction, pp.13〜15.

同じものであることを述べ、師であるハチスンへのスミスの親近性を提起している[30]。

「法学講義」A、B両ノートの異同関係を考察する上で最大の相違点になっているのが、上述の第Ⅰ部「正義（司法）」[31]論における論述展開順序の逆転である。この逆転問題に関しては、「講義」研究者の間でも大きな問題として議論されてきた。

ここでは、この「正義」論における篇別構成逆転問題について対照的なアプローチを試みた二人の業績を紹介したい。ある意味でこれら二者のアプローチは、社会思想史・経済学プロパーからの研究であり、片やもう一方のそれは法律学・政治学プロパーからの研究であると言うことができると思われる。

前章において確認したように、Bノートの前年度（1762〜1763）に実施された「講義」Aノート「正義（司法）」論の論述順序は、次のようになっている。すなわち、私法→家族法→公法（学）の順で講述されている。ところがAノート「講義」実施の翌年度（スミスの渡仏前）に実施されたと思われるBノートの「正義」論においては、上図の通り公法（学）→家族法→私法の順で講述されているのである。

このA、B両ノート「正義」論における論述展開の逆転現象に関して、スミス研究者の間で「いかなる理由からスミスはこの正義論での講述順序を逆転させたのか」、という論議を巻き起こすこととなる。

上記の問題を解明する根拠を提示していると思われるスミスの論述個所が、次の記述である。これは、Bノート第Ⅰ部「正義（司法）」論冒頭に置かれたAノートにはない「序論」の中で行われている。

> 「**民法学者たち**は、統治の考察から始めて、その後で所有権及びその他の権利を取り扱う。この主題について書いた**その他の人々**は、後者それぞれから始めて、その後で家族と国内統治を考察する。これらの方法には、それぞれ固有の長所がいくつかあるが、全体として民法の方法が勝っている。」[32]
>
> 〈引用文Ⅰ〉

「正義（司法）」論における論述順序に関するスミスの上記の認識、評価がなぜ「講義」研究者の間で議論されているのかというと、〈引用文Ⅰ〉の中でスミスが言うところの「民法学者たち」と「その他の人々」とが具体的に明示されていないからである。

こうした疑問に対して田中正司氏は、〈引用文Ⅰ〉の「その他の人々」について触れ、「この［その］他の人々の方法が彼の師フランシス・ハチスンを含む自然法学者の方法であることは明らかである」[33]、と述べているが、〈引用文Ⅰ〉中における「民法学者たち」が誰であるのかについての言及は見られない。

田中氏は、スミスがBノートにおいて「正義」論の論理展開構成をAノートにおけるそれと全く逆の形にした理由として次のことを挙げている。まず第一に氏が挙げた構成逆転理由とは、Aノートの論理がスミスの論理的前提ないし思想的立場と基本的に矛盾する性格を持っていたからである、というものである[34]。

上記の田中氏の主張をもう少し詳細に提示すると、次のようになる。「私法論（所有権論）から始めて、その上に家族法論と公法論（市民政体論）を導く「市民社会」（政治社会）形成史論としてのAノートの論理は、……ハチスンの思想と同じように、近代自然法（学）の論理を前提したものであったが、この自然法的枠組は、法学に関する議論を既述のような「法と統治（政府）」の定義から始めたスミスの立論の基本前提とも、自然法的仮定に対する彼の批判的立場とも、基本的に相容れないことは明らかである。」[35]

この第一の逆転理由に関する田中氏の論証過程を図解すると、以下のようになると思われる。

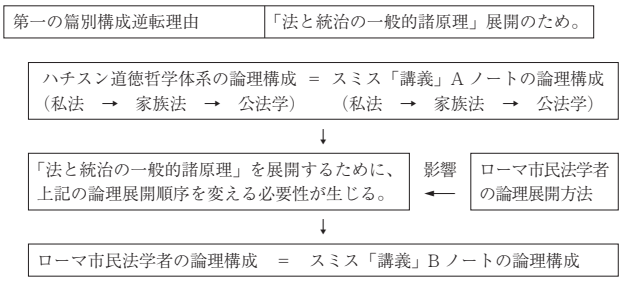

それでは、田中氏が挙げる二つ目の篇別構成逆転の理由とは何か。篇別構成逆転の背景として田中氏は、第二の理由としてAノート「正義」論における篇別構成には内容的な面でも問題があったことを挙げて、次のように述べている。かなり長い論述が続くので、中略部分を含め、特に重要と思われる部分を提示すると以下のようになる。

「私法（所有権—交換契約論）から出発して、その上に家族法

[30] cf. Meek R. L.［1977］, *SMITH, MARX, & AFTER*（London Chapman & Hall）p.77、ミーク・ロンルド、時永淑訳［1980］『スミス、マルクスおよび現代』（法政大学出版局）143〜145ページ参照。

[31] 水田訳B、23ページの注（1）参照。この個所で水田洋氏は、「司法」という訳語について以下のように述べている。「司法 Justice はもちろん正義と訳してもいいのだが、法の目的として挙げられている以下の三つ［生活行政、公収入、軍備—筆者］は、法の機能とも言うべきものなので、具体的な法の機能として司法と訳した。」

[32] LJ(B), p.401-11、水田訳B、31ページ。

[33] 田中正司［1989a］「『法学講義』の構成逆転をめぐる諸問題と「法学」非公刊の理由」（『商経論叢』第24巻2号）86ページ。

[34] 田中［1989a］90ページ。

[35] 田中［1989a］90ページ。

→公法（政府論）→治政（経済）論を導くＡノートの論理は、……ハチスンのシヴィク的国家論批判を意図したものであった。……スミスはハチスンにおいては国家論に先立つ市民社会（自然法）論の中で扱われていた経済論を私法論から切り離して公法（政府）論の後に持ってくることによって、経済論を治政（原理）論＝政府の立法原理論として展開したのである。」[36]

この後さらに第二の篇別構成逆転に関する田中氏の論述が続くので、一旦ここで第二の逆転理由に関する氏の論理構成を、筆者による一部先読み部分も含めた形で図解してみたい。

第二の篇別構成逆転理由	ハチスンの**シヴィク的国家論**批判のため。※1

※1　自然法の世界（市民社会）の矛盾、不完全性の揚棄を政府の立法政策によって果たそうとする国家（政府）論。

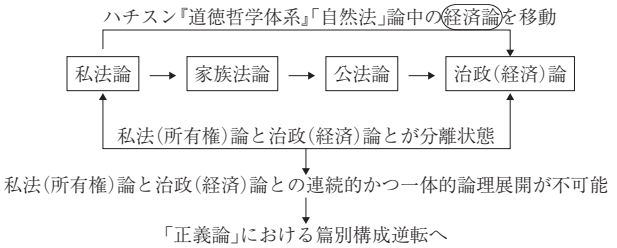

Ａ図　ハチスンのシヴィク的国家論批判を意図したスミス「講義」Ａノートの論理構成

上記Ａ図について田中氏は、「スミスは、ハチスンにおいては国家論に先立つ市民社会（自然法）論の中で扱われていた経済論を私法論から切り離して公法（政府）論の後に持ってくることによって、経済論を治政（原理）論＝政府の立法原理論として展開したのである」[37]、と解説している。

さらに田中氏は、上記のＡ図、及び以下のＢ図の趣旨を概括し、次のように整理されている。

「スミスがＢノートで、自然法論⇒政府論（市民社会⇒国家論）という近代自然法の論理と、それに依拠していたＡノートの篇別構成を根本的に逆転させることによって、公法論⇒家族法論⇒私法（所有権）論⇒治政（経済）論の順序でその論理を展開した理由の一つは、こうした所有権論と経済論との一体性認識（関係の明確化）にあったのではないかと推測される。これは、近代自然法の人間本性論⇒自然法（市民社会）論⇒市民政府（国家）論という論理構成を基本的に逆転させ、はじめに公法論を展開した上で、改めて私法（所有・契約）とその根本原理としての経済の自然法則を明らかにすることによって、そうした立法原理としての経済世界の自然法則の貫徹を妨げる法慣行や立法政策を批判する立法（批判）原理の確立を意図したものと考えられるが、このＢノートの構成の方が、政府前提の実定法原理論としてはもとより、経済学的にもすっきりしていることは明らかである。」[38]

以上、スミス『法学講義』Ａ、Ｂ両ノートにおける最大の差異であり、かつ最も議論が活発に行われてきたのが、第Ⅰ部正義（司法）論における篇別構成の逆転現象である。

ここで、田中氏のこの問題に関する論証内容を整理しておこう。

まず第一の逆転理由については、筆者も第２章の１「法学」の定義の個所で確認したように、スミスは最終的に「法と統治の一般的諸原理」を樹立しようとしてその「法学体系」を構想していたのであるから、こうした構想から考えた場合、Ａノートの私法→家族法→公法（学）という論述構成では不都合であったと思われる。従ってスミスは、この不都合を解消するために、ＢノートにおいてＡノートとは全く逆の論理構成である公法（学）→家族法→私法へと変更した。またこうした篇別構成の逆転現象には、スミスがこの方法の方が優れているとした「ローマ市民法学者」の影響もあったであろう。

次に第二の逆転理由について田中氏は、篇別構成逆転の理由を第Ⅱ部ポリース（生活行政・治政）論にまで視野を拡大して考察している。その論述から看取されることは、「スミスにとっての経済理論の完成書である『国富論』へ、『講義』「正義論」、「治政論」がどのような経路でリンクするのか」、という強い問題意識である。

こうした問題意識から田中氏が到達した第二の逆転理由が、「私法（所有権）論から治政（経済）論への連続的かつ一体性ある論理展開」の必要性というものであった。こうした一体性ある論述展開をするために、スミスはＢノートにおいてその篇別構成を逆転させて……→私法（所有権）論→治政（経済）論へと、連続的かつ一体性あ

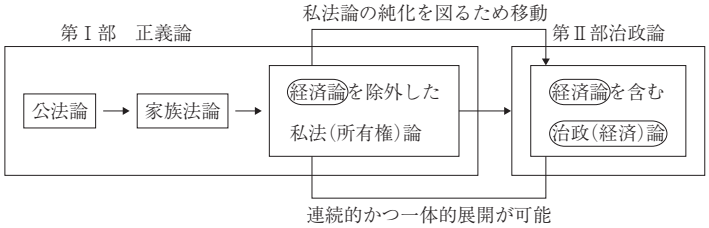

Ｂ図　スミス「講義」Ｂノートの論理構成

[36] 田中［1989a］91 ページ。
[37] 田中［1989a］91 ページ。
[38] 田中［1989a］93 ページ。

る論理展開ができるようにしたのだ、というのが田中氏の推測的理由である。

ところが最近（2014 年）、この問題について前述の田中正司氏とは全く異なる視点から考察した大江泰一郎氏の論考が発表された（大江泰一郎［2014］「アダム・スミス『法学講義』における私法と公法：モンテスキューと講義体系の転回問題」『静岡法務雑誌』6、田中克志先生退職記念号）。

それでは、大江氏によるこの問題に対する論証プロセスを見てみよう。

大江氏は、モンテスキュー『法の精神』の論理展開とスミス『法学講義』の論理展開との付合性という観点から、篇別構成逆転の問題を考察している。大江氏は、特にスミスのＢノートの篇別構成と『法の精神』のそれとの共通性から、スミス「法学」、特に「正義論」とモンテスキューの法思想との付合性を強調しておられる。

大江氏は、スミスがＡ、Ｂ両ノートの展開方法について述べた「これらの方法には、それぞれ固有の長所がいくつかあるが、全体としてローマ法（大陸法）the civil law の方法が優っている」[39]、との言説を引用し、公法（学）→家族法→私法という論理構成で司法の在り方を考察した「大陸の法学者たち civilians」[40] とは、実はモンテスキューに絞られてくると述べている。

大江氏は、上述の主張に関してさらに、「……虚心にスミスの言う通り「統治形態」（政体）と「所有権」の相互関係の取扱いに関心を集中してみると、政体論から始めてのちに所有権を考察するという方法を採った学者は（スミスは civilians と複数形を用いているにもかかわらず）、実はほとんど一人、モンテスキューに絞られてくる」[41]、とも述べている。

さらに大江氏は、スミスとモンテスキュー法思想との強い関係性に触れて、「こうして見れば、スミスの『法学講義』がモンテスキューの『法の精神』とが、少なくとも公法から私法へという展開の順序だけでなく、近代的な所有権制度の成立、議会を含む近代的な「政治的統治 civil or political government」の形成などの構成の点で、多重的な並行関係に立っていることは、もはや疑いえないであろう」[42]、と確言している。

それでは以下において、大江氏による上記の主張を裏付けることになる論証過程を見てみよう。

まず大江氏は、モンテスキュー『法の精神』の全体構成を 6 部編成であると理解した上で、さらにそれらを内容面から大掴みに四つのブロックに分けて整理し、分析している。

第一ブロック（『法の精神』第 1 篇）：「法一般について」という篇名での本書全体の総論部分。
第二ブロック（同書第 2 篇～第 8 篇）：政体論、アダム・スミスの言う「統治形態」論の部分。
第三ブロック（同書第 9 篇～第 26 篇）
各政体ごとの法律の考察から一旦離れて、政体論の枠を維持しつつ、トピック別に法律論が展開される部分。ここでは「西欧的な法律」と「アジア的な法律」との違いが比較法的に多方面から論じられ、西欧法の自己認識が深められる。

これらの系列の中で、第 19 篇「国民の一般精神、習俗、生活様式を形成する原理との関係における法について」と、第 26 篇「法がその裁定する事物の秩序との間に持つべき関係における法について」とが、それぞれ比較法研究の成果を踏まえた、一種の中間的、理論的総括の意味を担うものとなっている。

第四ブロック（同書第 27 篇～第 31 篇）
フランス法制史に即して近代的所有権と「フランス法」の形成が、ローマ共和政の再興ではなく、新たに「ゲルマンの森」に起源を有するもの、「ゴシック（ゴート族的）政体」の変遷、「フランス法」の成立（＝イギリス・モデルへの接近の可能性）、という文脈で分析される。（以上、大江［2014］85～86 ページ）。

さらに大江氏は、『法の精神』の内容を上述のように整理した上で、第一ブロックの内容は別としても、第二、第三ブロックの「統治形態論」から第四ブロックの「所有権論」へという論理展開は、スミス「講義」Ｂノートの展開法（公法論→……→私法論）と共通することを容易に確認しうるだろう、と述べている[43]。

ここまでの大江氏によるモンテスキュー『法の精神』全体に対する概括的内容把握を、以下において簡略化した対照表という形で整理しておこう。

モンテスキュー『法の精神』とスミス『法学講義』Ｂノートとの概括的対照関係を上述のように把握した上で、大江氏はさらに両者の内容分析を比較対照しながら行い、結論的に以下のように述べている。

> 「『法の精神』におけるモンテスキューの議論が、政体論、それも比較政治論的ないし比較法的な政体論から近代的所有権形成史（封建制変遷史）だったとして、それがアダム・スミスの法学講義にどのような影響を及ぼしたのかが、次に考察されなければならない。先回りして結論をここで予示しておけば、Ａノートで採用していた自然法論の枠組と四段階歴史論が、モンテスキューの比較法、特にゲルマン法と「アラブ人およびタタール人」の法との対比から」影響を受け、Ｂノートではモンテスキュー流の比較法に置き換えられ、「市民的統治」と「市民的」ではない統治の意味とが精密化されるの

[39] LJ(B), p.401-11、水田訳Ｂ、31 ページ。
[40] LJ(B), p.401-11、水田訳Ｂ、31 ページ。
[41] 大江［2014］84 ページ。
[42] 大江［2014］100～101 ページ。
[43] 大江［2014］86 ページ。

であるが、これによって「法学講義」の体系構想そのものが転換する、ということになる。」[44]

モンテスキュー『法の精神』とスミス『法学講義』B ノートとの対照表

ブロック	篇	『法の精神』	『講義』B ノート
1	1	『法の精神』全体の総論。	対照部分なし。
2	2 ↓ 8	統治政体論	第Ⅰ部　正義（司法）論 第 1 篇　「公法（学）」篇における市民統治政体論
3	9 ↓ 26	政体論の枠内でのトピック別法律論。 西欧的法律とアジア的法律との比較法的視角からの論及。	
4	27 ↓ 31	フランス法制史上、近代的所有権とフランス法の成立は、ローマ共和政の再興による産物ではなく、ゲルマン世界の「ゴート族的政体」の歴史的変遷との関係性の中で形成された、という文脈での分析。	第Ⅰ部　正義（司法）論 第 3 篇　「私法」篇における所有権史論

以上、スミス「講義」第Ⅰ部正義論における篇別構成の逆転理由に関する田中、大江両氏の主張を見てきたが、最後に筆者のこの問題に対する所見を述べてこの節を閉じたい。

一言で言うとこの問題を納得しうる形で論証することは、きわめて難しい。なぜなら、この問題を考察する上で重要なヒントを提供している本節冒頭に掲げた〈引用文Ⅰ〉の中の「民法学者たち」と「この主題について書いたその他の人々」とは一体誰なのかが、明示されていないからである。

従ってこの問題にアプローチするためには、まず最初に上記〈引用文Ⅰ〉の中にある二グループの法学者たちの中で、スミスが具体的に誰を想定していたのかを考察する必要があるわけである。

こうして田中氏は、スミスの師ハチスンを実質的に「その他の人々」の中の一人として想定した上で、「講義」正義論における篇別構成逆転の背景を主にハチスン法思想（スコットランド自然法学の系譜にある）のスミスによる超克、という理解の下にその論述を展開している。

こうした田中氏の論証を可能にしたのは、ハチスン—ヒューム—スミスの視角から『法学講義』正義論の主題と構造とを解明することを通して、スミスの『法学講義』がハチスンの道徳哲学体系の批判的注解としての構造を持っている次第を明らかにする、という氏の丹念かつ精密な裏付け作業があってのことであると考えられる（田中正司［1988］『アダム・スミスの自然法学　スコットランド啓蒙と経済学の生誕』御茶の水書房）。

また田中氏がこの問題を考察する際に、もう一つのアプローチとして『国富論』までそのパースペクティヴを拡大し、そこから「法学講義」に遡って論証していることは、興味を惹かれる。

一方大江氏によるこの問題に対するアプローチの仕方は、田中氏のそれとは対照的に上記〈引用文Ⅰ〉中の「民法学者たち」に焦点を当てて考察している。氏はその論考の中で、「その他の人々」とは「講義」の文脈からグロチウス、プーフェンドルフであろうと推定し、他方〈引用文Ⅰ〉の「民法学者たち」を特定することは難しいとしながらも、この「民法学者たち」を「ローマ法（大陸法）系の市民法学者たち」と推定解釈している。大江氏は、モンテスキュー『法の精神』とスミス『法学講義』との対照関係から、こ「民法学者」とはまさしくローマ法（大陸法）系市民法学者たちの系譜に連なるモンテスキューである、との想定から論証している。

こうした論証を可能にしたのは、氏によるモンテスキュー『法の精神』全篇に亘る綿密な分析・考察と、スミス『法学講義』A、B 両ノート「正義論」との対照作業によるものであったと言えるだろう。

もとより筆者にはスミスに先行する思想家との関係性からこの問題の論証はできないが、第Ⅲ部スミスが構想した「法学の理論体系」でも触れるが、死去寸前までスミスが「法学の理論体系」構築に情熱を注いでいたことから考えて、スコットランド歴史啓蒙やスコットランド自然法学の伝統からの脱却を図る意志をもって、スミスは（ヨーロッパ）大陸法の枠内での拡大的法理論の展開を構想していたのではないか、と筆者は考えている。

上記の両氏同様『法学講義』に関する論考を発表されている石井幸三氏は、正義論における篇別構成の逆転について、簡潔に次のように述べている。「講義 A は、正義の内容、その根拠を歴史を通じてなしている。スミスにとっては、この場合、近代自然法思想の方法が望ましいだろう。講義 B は、このように正当化された正義（法）をその理由を示すと同時に、法の体系として位置づけることに重要を移しつつある。そのため、暫定的であれ、ローマ市民法の体系を採る方が望ましいだろう。」[45]

4　「法学講義」A、B 両ノートの原本

次に、A ノートの原本と B ノートの原本（origin）とが異なるということ。A ノートは、その原本がスミスの講義を聴いた学生が大部分速記（shorthand）を用いて筆記した講義ノートの普通の字体での書き直しであり、したがってこの原本は販売のためではなくてなによりも最初のノート筆記者、すなわち学生自身の利用のために存在したものであった。さらにこのことは、A ノートの原本には多くの略語、文法的な誤り、空白部分などが多く存在することからも根拠づけられる。A ノートにはまた、B ノートの末尾にあるような手のこんだ全体に亘っ

[44] 大江［2014］92 ページ。

[45] 石井［1984］30 ページ。

ての索引のようなものも存在しない[46]。

さらにＡノートの基本的特徴として、以下の点が挙げられる。第一に、全体的に叙述が非常に詳細なこと。具体的には、Ｂノートの内容を肉付け補足するという側面を持っており、また「講義」ノートという特質から前回の講義の要約説明の部分もかなりあり、これが本書の分量を多くしている一つの要因となっている。場所によっては単なる再論の個所もあるが、この要約解説によって議論の要点が理解しやすくなっているという側面、また若干ではあるがＢノートの論述展開の仕方よりも自然と見なされる個所も見受けられる。さらに、Ｂノートと比較して、議論のソース（source）がより明確となっている。

一方Ｂノートの原本は、字体が普通の書き方（long-hand）であり、読みやすく訂正や追加文もほとんど存在せず、つづりや段落分けも全体的にきわめて合理的で矛盾がない。さらに、全体的に概略的な叙述となっていることなどから、Ｂノートの原本は筆写の専門家によって作成されたスミスの講義の要約的なレポートの清書（fair copy）であろう、との推定が編者によってなされた。したがってＢノートの原本は、むしろ販売のために準備されていたものであり、最初の講義ノート（original lecture-note）とＢノート自体の手書本（manuscript）との間には、二つないし三つの段階が存在するという可能性を提起せしめるに至ったのである[47]。

さらにＢノートの原本は、アダム・スミスが1764年１月にグラスゴー大学を去っているにもかかわらず、表題の日付が1766年となっていることから、若干の誤りも聞き誤りではなくて明らかに読み誤りから生じたものであると考えられている[48]。

二つの講義ノートの原本が、上述のように異なっているということは重要なことである。とりわけ、テキスト・クリティーク（史料批判）の上から問題となるのであって、それは歴史的史料としての両『法学講義』そのものの信憑性の問題とも関わってくるであろう。したがって、これら二つの『講義』の異同関係を探る場合にも、単なる機械的比較対照を試みることには若干問題が残ろう。このような状況を考慮に入れつつ、両者の比較検討を行ってゆきたい。

Ａ、Ｂ両『講義』ノート全体の篇並びに節についての対照関係を見てみると、Ａノートにはかなり欠落部分が見られる。以下にＢノートにあってＡノートにはない項目・見出しを列挙すると、以下の通りである。

序論　第１節　自然法学に関する著作について
第Ⅰ部　正義について
　第２篇　家族法
　　第１節　夫と妻
　　(b)　貞節と不貞節
　　第３節　主人と召使
　　(f)　召使の状態
　　第４節　後見人と被後見人
　　第５節　家庭内の軽微な犯罪とその処罰

第Ⅱ部　生活行政（ポリース）について
　第２篇　低廉または豊富
　　第９節　国民の富裕は貨幣にあるのではないということ
　　(b)　銀行に関する再論
　　第13節　ロー（Law）氏の計画について
　　第14節　利子について
　　第15節　為替について
　　第16節　富裕の進歩の遅い諸原因について
　　第17節　風習に対する商業の影響について

第Ⅲ部　国家収入について　（全体）
第Ⅳ部　軍備について　（全体）
第Ⅴ部　国際法について　（全体）
索引

Ａ、Ｂ両ノートの講義内容の面から両者を照合した場合、上記の計27項目がＡノートには欠落している。欠落部分のないＢノートの項目・見出し数は95ほどあり、そのうちの30％弱の27項目がＡノートには欠落していることになる。

ＢノートにはあってＡノートには欠落している個所でまず重要な個所は、Ｂノート冒頭に設けられた講義全体の「序論」第１節として置かれた「自然法学に関する著作について」である。

この個所でスミスは、自然法学に関する著作者として、以下順にグロチウス→ホッブズ→プーフェンドルフ→コクツェーイ（コッケイ）を挙げている[49]。この叙述からスミスが「法学講義」を実施する時点でスミスに先行する自然法学者として、上述の法学者を想定していたことが分かる。

しかし田中氏が指摘したように、スミスはこの「法学講義」を通して超克しようとした師であるハチスンの名前はここに明示されていない[50]。スミスは、『国富論』を

[46] cf. LJ(A), Introduction, p.7, pp.22～23.
[47] cf. LJ(A), p.7, pp.22～23, p.36.
[48] cf. LJ(A), p.6.
[49] LJ(B) p.397-１～p.398-４、水田訳Ｂ、17～22ページ。
[50] 田中正司氏は、Ａノート原本発見の意義について触れ、以下のように述べている。

著述する際にも、論敵として強く意識していたはずのジェームズ・ステュアートの名前をその著の中で一切明示していない。こうした手法は、自身の主張や論理展開を際だてるために採ったスミスの常套手段であったのではないか、と思われる。

さらにもう一つ重要な欠落個所を挙げるとするなら、第Ⅱ部「ポリースについて」のいわゆる経済理論分野に属する□部分ではないだろうか。経済学的視点でA、B両ノートの異同を探ることを通して、『国富論』へと発展する貨幣論（銀行論）や「富裕の進歩の遅い諸原因について」考察する上で、この囲み部分が欠落していることは残念である。

以上のように、Aノートの後半部分はほとんど欠落している。その原因としては、次のことが考えられよう。第一に、実際には最後の第Ⅴ部まで講義が行われたが、その部分に相当する手書き本（マニュスクリプト）の七冊目が紛失してしまったこと。第二に、講義の内容を筆記した学生が、何らかの理由で講義の出席を止めてしまったこと。第三に、スミス自身が第Ⅰ部から相当詳しく講義を行ったために、時間不足になってしまったということ。

第Ⅱ部　「法学講義」A、B両ノートに見る法理論と経済理論

第1章　法理論

1　「同感の原理」と「法学講義」

(1)「所有権」取得の根拠としての「同感の原理」

アダム・スミスの「法学講義」の中に見られる所有権論については、現在まで四〜五本の論考が発表されている（本稿末尾の参考文献を参照されたい）。それら先行者の業績をも踏まえながら、筆者は主に「所有権」成立の起源とその根拠としての「同感の原理」というテーマで、スミスの所有権論を考察してみたい。

この作業を進める上で、必ず取り上げなければならないスミスの「所有権」そのものに対する認識がある。それは、Bノート第Ⅰ部　正義（司法）論序論末尾における、スミスの以下の叙述である。この個所でスミスは、次のように述べている。

> 「自然権の起源は非常に明白である。人がその身体を侵害されないようにしておくこと、彼の自由を正当な理由がないのに侵犯されないようにしておくことについて、権利を持つことは誰も疑いを持たない。しかし、所有権のような取得権については、それ以上の説明が必要である。所有権と国内統治とは、相互に大いに依存する。所有権の保存と占有との不平等が、最初にそれ［国内統治］を形成したのだし、所有権の状態は常に統治の形態と共に変わったに違いない。」[51]
>
> 〈引用文Ⅰ〉

それでは、Aノートにおけるこの件に関するスミスの主張を見てみよう。

> 「諸権利を取り扱うに当たって最初に考察するべきは、それらの発生の起源または基礎である。／さて、我々は、自然権と呼ばれているもの｛あるいは単に一人の人間としての人にとって正当な諸権利｝の最大部分の起源は、説明する必要がないと言うことができるだろう。人が何かで傷つけられたり、打たれたりした時に、彼が侵害されることは、何の説明がなくても理性によって明らかであり、同じことは、彼の自由が何かのやり方で制限された場合に、彼に対してなされた侵害についても言えるだろう。…―自然権の起源が全く明白ではない唯一の例は、所有に関する自然権の場合である。」[52]
>
> 〈引用文Ⅱ〉

スミスは、自然権全般の起源と自然権の中における所有権の起源とは異なることを、Bノート〈引用文Ⅰ〉とほぼ同内容のことを〈引用文Ⅱ〉の中で述べている。〈引用文Ⅰ〉の内容は、既述の通り、Bノート第Ⅰ部　正義論「序論」として、具体的項目見出しの下で述べられているが、Aノートの場合にはこのような「序論」という見出しのない個所で述べられている[53]。

上記の〈引用文Ⅰ〉と〈引用文Ⅱ〉とを比較対照して見た場合、Bノートの〈引用文Ⅰ〉の方がその論述が整

「スミス思想の源泉を知るには、『講義』の編者も認めているように、Aノートの方が便利で、ハチスンとの関係もAノートの方が明瞭であるが、Aノートの意義はそれだけではない。Aノート発見の最大の意義は、スミスの講義ノートではないかと言われるアンダスン・ノートなどから推測される1750年代前半のグラスゴウ大学における「道徳哲学」講義では、プーフェンドルフやハチスンと基本的には全く同じ自然法の論理に従っていたのではないかと考えられるスミスの思想形成の動態を発生史的に解明する手掛りを提出した点にあるが、ここでの問題は、アンダスン・ノートやAノートでは「他の人々」の方法に従っていたスミスが、Bノートではなぜ体系を逆転させて、ローマの市民法学者の方法を採用したかにある。」（田中［1989a］87〜88ページ）。

[51] LJ(B), p.401-11. 水田訳B、30〜31ページ。

[52] LJ(A), p.13i24〜25. 水田訳A、10〜11ページ。訳文中の／は、原文における行替えを示す。以下同じ。

[53] Aノートにおける第Ⅰ部「正義（司法）について」の「序論」は具体的な項目・見出しとしては存在しないが、Bノートの「序論」の内容に相当する部分は存在する。原典で言うと、LJ（A）p.7i9〜p.13i25までの部分であり、水田訳Aでは、4ページの「正義の維持」から11ページ1行目の「……ある。」までの部分がそれに相当する。

Bノートとほぼ同内容のことがAノートにおいても叙述されていても、Bノートにあるような具体的な項目・見出しとしての「序論」という形が存在しないのは、Aノートが販売目的用に体裁を整えたBノートとは異なり、販売を意識しなかった結果の反映であるように思われる。

理されており、それに対してＡノートの〈引用文Ⅱ〉はノート原本そのままの自然な叙述をうかがわせるものとなっている。

これら両〈引用文〉の中でスミスが述べていることで特に重要なことは、以下の三点ではないだろうか。第一に、様々な権利を取り扱う際に最初に考察すべきことは、それら様々な権利発生（成立）の起源または根拠を問うことである。第二に、「自然権」[54]の起源は明白であるが「所有権」の起源は明白でないから、「所有権」の起源についての考察が必要であること。第三に、「所有権」を歴史的に取得された「取得権」として規定した上で、「取得権」としての「所有権」と統治組織との相互依存関係を考察すべきである、としたこと。第三の点については、後述することになるであろう。

それでは次に、スミスが所有権を基礎づけるものとして導入した「同感の原理」を提示している個所を見てみよう。

スミスは、所有権[55]の議論を展開する際、とりわけ先占（occupation）及び取得時効（prescription）について述べる個所で、占有者に対して所有権を与える根拠として、また取得時効の権利を獲得する根拠として、度々「公平な観察者（impartial spectator）」による同感（sympathy）ないしは同意（concurrence）という概念を持ち出してくる。

スミスは、所有権取得方法としての先占を考える場合に、以下の三点から考察する。

第一に、先占が占有者に対して所有権を与える根拠とは何か。

第二に、所有権は、どのような時に先占によって始まるか。

第三に、所有権はいかに長く継続し、どのような時に消滅するか。

これら三点に沿った形で、公平な観察者の概念も引き出されてくるわけである。それでは、少し長くなるがスミスの言うところを聞いてみよう。

> 「最初に注意すべきことは、先占すなわちある対象の単なる占有が、そのように入手された対象への排他的権利を我々に与えるようなるのは、どのようにしてなのかということである。―人が林檎をもぎ取ることによって、その林檎に対する権利と、全ての他人を排除する力を持つと考えられるのはどうしてなのか。―しかも、そういう対象が占有者から取り去られると、侵害がなされたと考えられるのはなぜなのか。諸君は、私が既に説明した体系[56]から次のように言ったのを思い出すだろう。それは、ある人が侵害がされたという意見を中立的な観察者が持った時に、我々は、何かの侵害がその人に対してなされたと考えていいのであり、彼の関心に同調し、彼が占有している対象を暴力的な攻撃から守る時、あるいは彼の手からそのようにして不当にもぎ取られたものを力づくで取り戻そうとする時に、［中立的な観察者が］彼についていくのだ、ということである。これは今述べた事情に当てはまるだろう。最初の占有者が侵害された場合には、観察者は、今述べたように防衛し復讐さえすることを正当とするだろう。観察者と占有者との間のこの同感あるいは同調の原因は、観察者が占有者の思考の中に入り、彼がその果実を―あるいはそれが何であっても―好きなように使用することについて合理的な期待を形成していいという、その意見に同調することである。」[57]　〈引用文Ⅲ〉

またＡノートでは、〈引用文Ⅲ〉の後に続けて、次のようにも述べている。

> 「もし私が実際にそれ［林檎］を占有している時に、手から掴み取ろうとする人がいれば、傍観者は直ちに私の所有が侵害されたのだということに同意するだろうし、私がそれを取り戻したり、事前に侵害を阻止したりするのについてくるだろう。私が意図を達成するために暴力を使うだろうとさえ想定するだろう。」[58]　〈引用文Ⅳ〉

一方、Ｂノートにおいては次のように述べられている。

> 「先占は、私がその対象を占有することに観察者[59]がついてい

---

[54] **自然権**とは、人間が**自然状態**（人間が、まだ国家や政府を持たない原始的な社会状態）において生まれながらに持っているとされる権利。国家の法律によって初めて与えられる権利ではなく、**自然法**によって認められたとされる権利を言う。

尚、自然法とは、実定法のように人為的なものではなく、自然を根源にして存立する法。自然法思想は、古代ギリシャのストア学派→中世カトリック神学（トマス＝アクィナス）を経て、近代自然法学派（グロチウス、ホッブズ、ロック）へと受け継がれた。（以上、大島清・大島康正編著［1989］『新制版　政経倫理辞典』数研出版、137～138ページ）。

[55] 対物権（real right）の一種である所有権には五種類あり、先占、添付（accession）、取得時効、相続（succession）、交付（tradition）（この交付は、LJ（B）においては自由意志による譲渡 voluntary transference という名称になっている。しかしその実質的内容に差異はない。）がそれである。

また、LJ（B）には対物権の消滅方法についての説明がないが、LJ（A）にはこの説明があり、対物権の消滅方法として三種類挙げられている。①所有権放棄（abondonment）②時効（prescription）③自由意志による譲渡の三つがそれである。（cf. LJ(A), p.133ii.162.）

最初に取得権（acquired right）の一種である対物権の取得方法について触れ、その後でその消滅方法について言及しているLJ（A）の論述の仕方の方がより自然であろう。

[56]「私が既に説明した体系」とスミスが言うところの体系とは、編者の注（LJ(A), p.17、注16）によれば、『道徳感情論』の倫理学の体系のことを指しており、その根拠として、『道徳感情論』第２部第２篇第１章におけるスミスの類似的議論を挙げている。もし編者の判断が正しいとするなら、スミスは『法学講義』をする前に『道徳感情論』の講義を学生達にしていることになり、しかもスミスの『法学講義』を聴講し筆記した学生も、『法学講義』の前に『道徳感情論』の講義を聴いていたことになる。この事実経過を確認することは重要であり、そのためには若干の考証が必要となろう。

[57] LJ(A) p.16i35～p.17i37. 水田訳Ａ、14ページ。

[58] LJ(A) p.19i41～42. 水田訳Ａ、16ページ。

[59] この引用文中の観察者 spectator という言葉は、この講義ではこれが初出であるが、『道徳感情論』の基本概念であって、そこ

くことができて、私が自分の占有を実力で守ることを是認するという場合に、十分に根拠があるように思われる。もし私がある野生の果実を集めたならば、私がそれを好きなように処分することは、観察者にとっては妥当だと思われるだろう。」[60]　〈引用文Ⅴ〉

先に引用した〈引用文Ⅲ～Ⅴ〉以外にも、「所有権」の獲得を根拠づける原理としての同感理論が現れている個所があるが、いずれも引用文とほぼ同内容の言い換えなので、「講義」全体としてみた場合には、狩猟段階を中心とした時代における「先占」（他人より先に占有すること）に即した論述であると言える。すなわちスミスは、所有権取得の一つの根拠としてこの「公平な観察者」という同感概念を展開しているのであり、あらゆる所有権獲得の根拠として示しているわけではない。

こうしたことから、おそらく水田洋氏は、「法学講義におけるこのような所有の同感理論を、先行したはずの『道徳感情論』と比べてみると、理論も用語法も法学講義の方がはるかに遅れている」[61]、と述べていると思われる。

尚、上記の水田氏の引用文中にある「用語法の遅れ」というのは、spectator や impartial spectator と並んで、注視者 beholder と傍観者 bystander が、無差別に混用されていることを指している。

それでは本節の最後に、先に予告しておいたスミス所有権論に見る所有権取得と統治との相互関係について整理しておこう。

まずスミスは、所有権の成立と統治との関係について次のように述べている。

「このように、狩猟民族の間には、正規の統治は存在せず、彼らは自然の諸法に従って生活するのである。牛や羊の群れの私有が財産の不平等をもたらしたのだが、正規の統治を最初に成立させたのもそれである。所有がない限り統治というものはありえないのであり、その目的はまさに、富の安全を保障し、貧者に対して富者を防衛することなのである。」[62]

上記の文章から、スミスは統治（政府）というものは、富裕者の財産保護のためにあると考えていたことが分かる。

さらにスミスは、所有権の保障を主要任務とする統治とそれに付随する成文法の歴史的制定過程とについて、以下のように述べている。

「従って、所有に関する確定した法律もしくは協定は、牧畜民の時代の開始後すぐに導入されるだろう。」[63] とはいえ、「正式の成文法は非常に洗練された統治の産物であり、最も新しい時期の統治においてしか見られないのである。……狩猟民の時代から牧畜民の時代まで全てを通じて、また何らかの農業が行われている時代においてさえ、すなわち土地が占有されている時代に至るまで、統治の状態は正規の法を必要としないのである。」[64]

上記の引用文 63、64 は、一見すると矛盾することを言っているように見えるが、スミスの有名な歴史発展四段階説に照らして、財産の不平等が生じる牧畜段階において初めて物的財産権（≒所有権）が成立することを述べていると思われる。その上で、牧畜段階で成立した所有権の維持・保障を、それと密接な関わりのある統治組織が歴史的発展に伴ってどのように実行してきたのか、ということを考察している。

成文法の萌芽的存在が、牧畜段階開始後において見られたとはいえ、それはまだ完成度の高い洗練されたものではなく、完成度の高い正式な成文法と言えるものは、農耕段階後の「商業段階」において成立しうる、という認識をスミスはしているものと思われる。

所有権の成立とその後の所有権保障をその任とする統治との関係を論じる個所においては、ほとんど同感概念が消失している。水田氏が指摘しているように、「法学講義」における所有権成立の根拠としての「同感の原理」論は、『道徳感情論』と比較して、首尾一貫した基本概念として論述しえないもどかしさや難点といったものを、スミス自身が感じ取っていた証左ではないだろうか。こうした同感概念を所有権論全体を通して一貫した形で論じきれないもどかしさは、次節で取り上げる「刑罰の根拠としての同感の原理」においても看取できる。

上述の通り、スミスの「所有権」取得の根拠としての「同感の原理」論は、中途半端な形に終わったとはいえ、「スミスは、所有権の発展を所有権という抽象的概念自体の発展という観点……からではなく、人々の黙示的或いは明示的な意識を媒介として、所有権が、具体的な対象物の拡張［果実や動物（家畜）⇒土地―筆者］」を介して発展するという観点から捉えている」[65]という意味において、スミスは所有権の成立とその権利保障に関して重要な視点を我々に提示したと言ってよいであろう[66]。

で詳しく説明されている。直接に利害関係を持たない見物人あるいは劇場の観客に近い性格を持つ。（以上、水田訳 B、188 ページ、注（1））。

[60] LJ(B), p.459-150. 水田訳 B、188 ページ。

[61] 水田訳 A、訳者解説、424 ページ。

[62] LJ(B), p.404-192～20. 水田訳 B、40 ページ。

[63] LJ(A), pp.208～209ii23. 水田訳 A、216 ページ。

[64] LJ(A), p.213ii35. 水田訳 A、221 ページ。

[65] 角田猛之［1982］「アダム・スミスの所有権論」（『阪大法学』第 124 号）58 ページ。

[66] スミスの所有権論を、『国富論』における価値・剰余価値論との関係で論じた和田重司氏による研究があるが（和田重司［1978］『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房、70～81 ページ参照）、『法学講義』に現れた所有権論の内実から考えて、価値・剰余価値論と結びつけて論じるには若干無理があるように思われる。それはむしろ、スミスに先行する思想的背景、とりわけジョン・ロック（John Locke, 1632～1704）の労働投下→生産→所有という観点との系譜から考察される方が建設的であるように思われる。

(2) 刑罰の根拠としての「同感の原理」

スミスは、対人権（personal right）の一種である不法行為（delinquency）について述べる中で、まず最初に不法行為がなされた場合に刑罰の根拠をどのような所に求めるべきかとの問題を提起し、自説とは意見を異にするグロチウス（Grotius, 1583～1645）やプーフェンドルフ（Pufendorf, 1632～1694）の考え方を批判しつつ、この問題に対する彼の考え方を展開する。

この点に関するＡノートとＢノートとの叙述を比較検討するなら、基本的論点に相違はないが、Ｂノートにおいてはスミスが刑罰の根拠として考える被侵害者の憤りに対する公平な観察者の同感と対立する意見を提出する具体的人物が全く提示されておらず、それが誰なのかは分からない叙述になっている。それに反して、Ａノートでは具体的人物も明示されており、しかもこれらの人物の見解の具体的展開までなされているのである。

それでは、まずスミス自身の刑罰の根拠に対する考え方を見てみよう。

> 「怠慢に科せられるべき罰の程度は、全ての場合に中立的な観察者と侵害を受けた者の憤慨との一致点である。もし侵害が大きくて、被害者が自ら犯人の死によって復讐するのに観察者がついて行く（go along with）ことができるならば、これは適切な処罰であり、被害者によって科せられるか、あるいは為政者がその地位において中立的な観察者の性格をもってそうすべきである。もし被害者の復讐が犯人を死に至らせるものであって、観察者は同調できないが、もし彼がその侵害に対して軽度の刑罰か少額の罰金による復讐に同調できるとすれば、それがこの場合に科せられるべき処罰なのである。全ての場合に、それを科すことについて観察者が被害者と一致するような処罰であれば、それは人類のうちの彼ら以外にも公正と思われるのである。受けた侵害を犯人に返すようにせき立てる被害者の復讐心は、犯罪処罰の源泉である。」[67]

またスミスは、Ａノートの別の個所で次のように述べている。

> 「犯罪を罰する力を取得して間もない社会が最初に考慮に入れようとするのは、個々人に対してなされる諸侵害ではない。それは、これらを同感によってしか、すなわち侵害された人の状態に自分が入ることによってしか考慮に入れることができないのである。」[68]

このようにスミスはまず自己の刑罰の根拠に関する考え方を述べ、次に批判の対象とするグロチウスやプーフェンドルフの考え方について述べるのである。スミスは、これら両者の刑罰の根拠に対する考え方を次のように批判する。

> 「グロチウスやその他の著者たちが共通して処罰の根源的な尺度だと主張する公益（publick good）への考慮は、諸罰の制度を十分に説明するものではない。公共的効用が必要とするので、その限りで我々は犯罪者の処罰に同意するのであり、これが全ての処罰の自然の意図なのだと彼らは言っている。しかし我々は、実情はそうではないことを知るだろう。というのは、多くの場合に公益が被害者の正当な復讐心と同じ程度で観察者がついていける程度の処罰を要求することがあるかもしれないが、しかしそれでも主として公益の観点から処罰される諸犯罪について、法律によって規定された処罰と我々がためらいなく入っていける（enter into）処罰とは、非常に違っているからである。」[69]

他方、Ｂノートでは次のように述べている。

> 「侵害は当然、観察者の憤慨をかき立てるし、侵犯者の処罰は、利害関心のない観察者がついていける限り妥当である。これが、処罰の自然の尺度である。注意すべきは、処罰に対する我々の最初の同感は、普通その基礎とされている公共的効用への関心に基づくのではないということである。真の原理は、被害者の憤慨に対する我々の同感である。」[70]

このようにスミスは、またここで「同感の原理」を引き出してくるのである。既述の通り、スミスはこの「同感の原理」を『法学講義』の至る所で展開しているわけではなく、むしろ既述のような若干の個所でしか認められないのである。人間諸関係における法的関係が複雑になればなるほど、この「同感の原理」は消失してしまい、むしろ法制度そのものに対する信頼によって法的関係を律しよう、という意図が見られる。

しかし、ここでの「同感の原理」を見るなら、スミスは法制度の背後に隠された欺瞞性を暴露、批判するための有力な武器として、この「同感の原理」を導入しているように思われる。すなわちスミスは、ここで刑罰の根拠を公共の利益に求めるグロチウスやプーフェンドルフを「同感の原理」によって批判しているわけである。公共の利益という大義名分の下になされる刑罰と、我々が被侵害者の憤りに対して同感することができる刑罰とは非常に異なっているものだと彼は述べ、公共の利益という名の下に宣揚される「全体の効用」という幻想を見事に打ち砕いているのである。

このように、当時の現存する法制度批判の原理として

ロックの所有権論については、田中正司［1968］『ジョン・ロック研究』（未来社）の第２部「財産論と国家論」における分析が詳しい。

尚、「法学講義」の所有権論とロックの所有権論との関係について、かつて故小林昇教授は、「（スミスが）ロックと異なる原理（＝同感の原理）を持ってきたからと言って、スミスがロックを必ずしも乗り越えたとは言えない、むしろ（ロックを）乗り越えようとしたのではないか」、というコメントを大学院のゼミにおいて示唆的に述べたことがある（筆者、小林昇「経済学説史講義」ノート（非公開）、1979 年 12 月 5 日、於　立教大学）。

[67] LJ(A), p.104ii89～90. 水田訳Ａ、107 ページ。

[68] LJ(A), p.130ii152～153. 水田訳Ａ、133 ページ。

[69] LJ(A), p.104 ii90～91. 水田訳Ａ、107～108 ページ。

[70] LJ(B), p.475-181～182. 水田訳Ｂ、233 ページ。

「同感の原理」が考えられていたとするなら、『国富論』においてなされた重商主義批判もこのような批判精神の延長上にあるものとして見なすことができよう。そうして既述のように、スミスは個々の人間同士間での同感という概念によって法制度の背後に隠された暴虐性を批判したのであり、何よりも個々の人間が引き起こす理性としての同感に信頼を置き、この概念をさらに社会化することによって現存する諸制度の批判武器にまで高めていったのであろう。このようにスミスの批判精神をくみ取るならば、現代においても生かされるべき側面があるのではないだろうか[71]。

ここまで見てきた刑罰の根拠としての「同感の原理」論は、前節で取り上げた所有権獲得の根拠としての同感論と比較すると、論究に値する論点はこれ以上見当たらない。ただ、以下に取り上げるスミスの叙述には、重要な視点が含まれていると思われるので、本節最後の考察対象として提示したい。

この叙述は、A ノートの「イングランドの裁判所」に関する講述個所に見られるものである。

> 「刑法全体は、侵害を受けた人の憤慨に対して我々が抱く同胞感情に基づいている。我々が一般的に言う復讐とは、性急な情念である。……〈従って―筆者〉［刑事訴訟］は短期の裁判を要求する。他方［民事訴訟］は、時には遅延が許可あるいは承認されるかもしれないが、それは道理にかなっている。従って、民事〈訴訟？〉の起訴は常に緩慢であり、被告の狡猾さと言い逃れとによって益々そうなる危険性がある。〈従って―筆者〉民事訴訟は、起訴を最後までやり通すのに時間がかかることが避けられず、遅延や中断が訴訟の取り下げを起こすことも避けられない。」[72]

ここでスミスが言わんとしていることは、刑法上の犯罪を受けた原告に対する「中立公平な観察者」の同感の持続力及び効力と、民法上の犯罪を受けた原告に対するそれの持続力及び機能とが異なっている、ということであろう。

特に重要だと思われる個所は、スミスが「刑法全体は、侵害を受けた人の憤慨に対して我々が抱く同胞感情に基づいている」[73]と主張している個所と、「民事〈訴訟？〉の起訴は常に緩慢であり、被告の狡猾さと言い逃れとによって、益々そうなる危険性がある」[74]と述べている個所とである。

この文言からスミスの真意をくみ取るとするならば、以下のように考えることができるのではないだろうか。

すなわちスミスは、刑事事犯についてはその全ての事犯にわたって、「中立公平な観察者」による同胞感情（≒同感感情）がその訴訟の推進をサポートしうるから、刑事訴訟は短期間での裁判を要求することになる、と考えていたのではないか。

他方、民法事犯については、その事犯の性格上、刑事訴訟の対象となる事犯と比べると、どうしても原告の被告に対する処罰感情を後押しする形での同胞感情を長く維持することが難しい。こうした事情の違いから、民事訴訟については、刑事訴訟と比較してその進行が遅れがちとなる。

上述の〈引用文Ⅴ〉からは、刑法犯罪の大小に応じて「公平な観察者」の同感原理の作用の変化を読み取ることはできない。しかしいずれにせよ、スミスが刑法事犯全体にわたって侵害を受けた原告の憤慨に対して、第三者である「公平な観察者」の同胞感情が大きく作用しその刑罰根拠をなしている、と主張していることは明らかであろう。

それに対して、民法事犯に対するスミスの主張のトーンダウンは否めない。これは、何を意味するのか。

こうした刑法分野においては、「同感の原理」が大きく機能しうるが、民法分野においては、「同感の原理」がさほど機能しえないという認識が、スミスをして後に「法学体系」の書を世に出し得ない要因の一つになったと考えられるのではないか。この問題については、第Ⅲ部スミスが構想した「法学の理論体系」において再度論及することになるであろう。

2　「封建制度」史論

(1)　封建制批判

従来、スミスの封建制批判については、『国富論』第 3 篇におけるそれを取り上げて論じることが多かったように思われる。実際にスミスは、『国富論』第 3 篇において、限嗣相続、長子相続、世襲財産制度を批判している。しかしながら、法学体系の一現出形態としてのこの『法学講義』の中にもスミスの封建制批判を看て取ることができる。とりわけ、所有権取得方法の第四番目に相当する「相続」論における長子相続制（primogeniture）及び限嗣相続制（entail）批判と、対物権の第四番目に当たる排他的特権における独占批判という形での同業組合（corporation）の批判がそれである。

スミスは、相続論の中で次のように封建制の一産物としての長子相続制並びに限嗣相続制を批判する。

この問題について、スミスはまず古代ローマにおける限嗣相続の実態分析から始め、その後ヨーロッパ（特にイングランドとスコットランド）に限嗣相続制が浸透し定着する歴史的過程について述べている。

---

[71] 刑罰の根拠を「同感の原理」に求める考え方は、公法篇の所にも若干出てくる。cf. LJ(A), p.294v.62. 水田訳 A、313 ページ参照。

[72] LJ(A), p.277v.18～19. 水田訳 A、294～295 ページ。

[73] LJ(A), p.277v.18. 水田訳 A、294 ページ。

[74] LJ(A), p.277v.19. 水田訳 A、295 ページ。

限嗣相続制度の歴史的発展過程について触れたスミスは、ゲルマン民族がヨーロッパへ侵入後彼らの間に限嗣相続が浸透し始めたことを述べている。その際、この限嗣相続制をヨーロッパ人の間へ普及させる役割を果たしたのは、当時の教会人であり、彼らによってこの制度が近代法の中に導入されたというのだ。教会人たちは、祈祷文を読むためのラテン語のリテラシーがあったため、ローマの慣習をよく知っていたからである、と[75]。

この問題に関する叙述は、A、B両ノートにほぼ同内容のものが見られるが、Aノートのそれは冗漫な表現になっているので、ここではより整序された分かりやすい表現となっているBノートの叙述を見てみよう。

「全体として、永久限嗣相続以上に背理的なものはない。そこでは、遺言相続の原理は決して行われえない。死者に対する敬虔というものが起こりうるのは、彼らについての記憶が人々の精神の中で新鮮である時だけである。領地を永久に処分する権力は、明らかに背理的である。土地とその豊かな産物は、あらゆる世代に属していて、先行世代は、それを後続世代から取り上げて拘束する権利を持つことはできない。所有権のそのような拡大は、全く不自然である。限嗣相続が知らずに進行したのは、死者がとにかく権利を持つとしても、それがどこまで及んでいいものかを人々が知らなかったためであった。限嗣相続の最大限度は、その人の死の時に生きている人々とすべきである。なぜなら、彼は生まれていない人々に対しては、何も愛着を持ち得ないからである。」[76] 従ってこのような特質を持つ「限嗣相続は、農村の改良にとって不利である。それが決して行われなかった土地は、常に最もよく耕作されている。限嗣相続された領地の相続人たちは、土地を耕作することを念頭に置いていないし、彼らはしばしばそれをすることができない。土地を買う人は、このことを完全に念頭に置いているし、一般に新しく土地を買う者は最良の耕作者なのである。」[77]

ここでスミスが言わんとしていることは、およそ次のようなことであろう。

特定の一家、一族への土地財産が半永久的に世襲されることになる限嗣相続制は、農業生産の活性化につながらず、耕作者の耕作意欲も向上しない。こうした弊害を解決するためには、限嗣相続制を極力排し、土地というものを多くの細分化した財産として流通市場に供給することによって、それに対する需要を喚起することができる。こうすることで、意欲ある耕作者が土地を購入し、より良い状態で土地が管理・運営されるであろう。

このようなスミスの限嗣相続制批判は、経済的富裕の達成のためには限嗣相続制というものは百害あって一利なし、という経済的視点からの批判ということができるだろう。

ただ、スミスにはこの限嗣相続制批判の視点として、もう一つ別の根拠らしきものを暗示しているように看取しうる個所がある。それは、上述の引用文77の中に見られる「限嗣相続の最大限度は、その人の死の時に生きている人々とすべきである」[78]、という一節を中心としたその前後の主張個所である。

この個所でスミスは、「中立公平な観察者」という用語や「同感の原理」といった言葉を用いてはいないが、スミスの中ではまだ生まれてもいない人間に土地財産が自動的に限嗣相続されるという状況に対して、果たして「公平な観察者」は肯定的に感情移入できるだろうか、否できないであろう、というインプリケイション（言外の意味）を込めながらこの個所の講述を行ったのではないだろうか[79]。

なぜなら、第Ⅱ部第1章1「同感の原理」と「法学講義」（1）の個所で述べたように、スミスは所有権取得の根拠として「同感の原理」に基づいた論述を展開する際、「諸君は、私が既に説明した体系から次のように言ったのを思い出すだろう」（LJ(A), p.17i36. 水田訳A、14ページ）と、あたかも『道徳感情論』の道徳哲学体系の講義を学生達が「法学講義」を受講する前に聴講していることを前提にして講述していると思われるからである。

スミスはまた、独占批判という形で以下のように同業組合を批判する。

「〈ある？〉国家の富は、食料品とその他全ての生活必需品（necessaries）・便益品（conveniencies）の低価格にある。すなわち、その国の貨幣量を考えて、それらに対して支払われた貨幣の割合が少ないこと、言い換えれば、それらが容易に手に入ることである。また国家の貧困は、あれこれの様々な生活必需品を調達するに際しての手に入れにくさ、難しさにある。ところで、全ての独占は明らかに貧困を、あるいは同じことになるのだが、そのように独占された財貨の入手困難を促進する傾向がある。」[80]

「排他的権利を持つ組合及びその他の諸団体の設立は、同じ様に有害である。町にあるそれぞれの組合は全て、その町の自治区の中で営業を行う自由を持っている。｛その町で徒弟奉公をした者でなければ、そこで開業することは許されなかった。以前には父が町民でなければそうだった。｝」[81]

[75] cf. LJ(A), p.65i.155.～p.69i163. 水田訳A、65～69ページ参照。

[76] LJ(B), p.468-168～169. 水田訳B、214ページ。

[77] LJ(B), p.469-169. 水田訳B、214ページ。

[78] LJ(B), p.468-168～169. 水田訳B、214ページ。

[79] もちろんこのような視点は、現時点では推測の域を出ないものであり、より具体的な史料に基づいた論拠を通した論証作業が必要である。こうした視点に示唆を与えてくれたのが、故小林昇教授であった。当時、教授は大学院のゼミにおいて、次のようなコメントを残してくれた。「まだ生まれてもいない者に財産が渡るということは、ついて行けない go along with ものである、とスミスは見ている。従って、この部分もスミスの sympathy の理論が適用されている部分である。スミスが生きていれば、資源の問題についても、限嗣相続に対する考えと同様な考え方を提示したであろう。」（筆者、小林昇「経済学説史講義」ノート（非公開）、1979年1月17日、於　立教大学）。

[80] LJ(A), p.83ii33～34. 水田訳A、86ページ。

このようにスミスは、一国の富裕の進歩を遅らせる大きな要因としてこれら封建的諸制度の不合理性を暴露し、批判するのである。

スミスは、この『法学講義』全体を通じて、法制度ないしは法理論というものをきわめて歴史的・経済的分析を通して批判しようとしているのであり、スミスにとって「法」と「経済」というものは、非常に密接不可分の関係にあったと考えられる。

ここに見た封建制批判は、『国富論』に継承されてさらに組織的な形で分析･批判されることになる。すなわち、長子相続制、限嗣相続制批判は、『国富論』第 3 篇第 2 章で、また同業組合の有害な側面については、同書第 1 篇第 10 章第 2 節でより広い視野から分析されるのである。またこうしたスミスの現状批判は、『国富論』で展開される重商主義批判へと継承されることになったと思われる。

純粋に法理論の一部と考えられていた私法論においても、上述のように『国富論』に引き継がれている部分があり、また序章の 1 で見たように、「法学」の第Ⅱ部「治政について」、第Ⅲ部「国家収入について」、第Ⅳ部「軍備について」も後に『国富論』にそっくり引き継がれ、『国富論』体系の一環としてより組織的に展開されるに至っている。こうしてみると、最終的に「法学体系」として残る部分は非常にわずかなものとなり、一体スミスにとって「法学体系」とはいかなるものであったのか、という問題を提起せしめるに至るのである。この問題を解くに当たって、何よりも残念なことはやはりスミスの死の直前膨大な量の資料が彼の友人達によって焼却されてしまったことである。いずれにしても、スミスにとって真の意味で「法学体系」とはどのようなものでありえたかという視点から、かえってスミスの「法学体系」そのものを、より鮮明な形で浮き上がらせることになるのではないだろうか。

この問題に関しては、第Ⅲ部でまた検討されることになるだろう。

⑵ 「封建制度」史論の主題設定

最近、「法学講義」A、B 両ノートの中で展開されているイギリスの封建制度史論の内容の異同を分析・考察した興味深い論考が、大江泰一郎氏によって発表された(大江泰一郎［2014］「アダム・スミス『法学講義』における私法と公法：モンテスキューと講義体系の転回問題」『静岡法務雑誌』)。

ここでは大江氏の論考に依拠しながら、A ノートと B ノートとにおける封建制度史論の違いがどのようなものであるかを見てみたい。

まず氏は、上記の問題を考察するに当たって次のように述べる。

「モンテスキュー的比較統治形態（政体）論ないし比較法（法律）論の受容はスミスにとって何を意味したかを、「法学講義」の体系に即しつつ、この問題の最後に考えてみよう。それは、結論から言えば、中世の領主権 dominium、その実体的内容としての裁判権 jurisdictio に歴史的起源を有するところの、土地所有権 dominium、proprietas の「政治的」機能に着目し、それを比較法学的にみた「イングランドの法律」の特質把握の軸に据えるという見地の樹立であった、と筆者は考える。」[82]

上記のように結論づけた上で、氏は特にフランスのそれとの比較を意識しつつ、イギリスにおける封建制の歴史の中身の問題に焦点を絞って考察する。その結果大江氏は、A、B 両ノートでは、その封建制度史の中身に大きな違いがあるとして、次のように結論づける。すなわち、A ノートの封建制度史は言わば裁判権中心の叙述であるのに対して、B ノートは、この裁判権の検討が脱落するわけではないが、立法権ないし議会主権 収斂(しゅうれん) 型になるのである、と[83]。

大江氏の上記の認識をもう少し拡大解釈して整理するなら次のようになる。つまり、A ノートにおいて展開されたイングランドの「政治的統治」の前史、特にその封建的統治の形成と衰退の歴史的過程は、裁判制度の変遷の問題として叙述されている、と。

イングランドにおいては、封建制に先立つ自由所有地的統治の段階において既に、支配者達（領主）は行政的統治者ではなく、まずは裁判官であったとされる。この領主が本来裁判権の担い手であるという構造は、封建制導入後も領主裁判権という形となって維持された。イングランドではまた、この領主裁判権が、賢人会議などの参加形式を取りながら「民衆的要素」を保持し、「国制の民主的部分」として存続したというのである[84]。

他方、B ノートでは、この「国制の民主的部分」を含め、封建領主による裁判権という把握はやや後景に退き、封建制と司法権の歴史的変遷が「立法権」の成立に繋がった、という別の歴史的側面がクローズアップされる[85]。

B ノートにおけるスミスの論述個所の引用を通して、大江氏は最終的に B ノートに現れたスミスの封建制度史論を次のように理解している。

[81] LJ(A), p.84ii.34～35. 水田訳 A、86 ページ。訳文中の｛｝の部分は、原典における後からの追加文と考えられる。しかし、それがどの時点で書き入れられたのかは不明である。

[82] 大江［2014］96 ページ。

[83] 大江［2014］97 ページ参照。

[84] 大江［2014］97 ページ参照。

[85] 大江［2014］98 ページ参照。

イングランドの司法権力が「絶対的」になり庶民の「生命、自由、財産」が危険にさらされたとスミスがＢノートの中で言っているのは、テューダー王朝という絶対王政、直接的には暴政的裁判所と言われた星室裁判所の強化を意味するものであるが、議会制定法による星室裁判所の廃止（1641 年）に至る経緯を、スミスは、裁判権そのものの変容というよりも、古来からの「国制の民主的部分」を継承した議会＝立法権力による司法権の抑制という文脈で説明しようとしている、と[86]。

この問題を分析、考察するに当たって大江氏は「法学講義」A、B 両ノートにおける比較対照可能な引用文の抽出、並びにイングランドにおけるこの問題を照射するためにモンテスキュー『法の精神』におけるフランス封建法史の観点からもアプローチしている。これ以上の議論は、本稿本節の構想を越えるので、詳細は大江氏の論考に譲りたい。

3　市民社会成立の原理と市民統治起源論

(1)　権威の原理と功利の原理

スミスは、社会が人間の契約によってできたとする社会契約説を否定し、その代わりに社会成立の原理として、権威の原理（principle of auhtority）と功利の原理（priciple of utility）とを提起する。社会の成員の諸権利を考察する公法論においても、スミスはこれら二つの原理を前面に押し出す。

公法論において言わばその導入部分としてこれらの議論を展開するのであるが、その際スミスは、契約が主権の根拠ではないことを示すために社会契約説[87]という思想を批判する。

スミスは、社会契約説を批判して次のように述べる。

> 「我々がこの主題に関して、大多数の著者たち（ロックやシドニーなど）と共に、統治はその起源を自由意志による契約に持ち、その契約において、人民はそのそれぞれの部分にある主権すなわち司法権や立法権を別の機関に与え、執行権についてもそのようにして、この権力に対する服従と従順を約束したと想定すれば、統治の進展について既に説明されてきたことから考えてみても実在したとは到底想定できないこの従順によってさえ、臣民たちは抵抗権を持つに違いないのである。この場合には、主権者の権力は人民によって彼に委任された信託である。彼は、ごく普通の程度の衡平さをもって統治している間は、彼らが服従することを約束した偉大な為政者なのである。しかし、彼がこの権力をきわめて乱暴なやり方で濫用した場合には、そうした暴力的手段を必要とするのは権力の激しい濫用にすぎないのであるから、彼は彼に委任された信託に違反するという罪を犯しているので、抵抗を受けうるということは疑いの余地がない。」[88]

さらにスミスは続けて、次のように社会契約に基づく統治権の成立を批判する。

> 「しかし、これが主権者の権力と人民の服従の基礎であるとは到底思われない。元々はそれが主権者の権威の基礎であったと想定しても、今ではそうではありえない。」[89] また、こうした状況を歴史上の史実について見るならば、「契約に基づくこの服従の理論は、ブリテンに限定され、それ以外のどの国においても耳にしたことがない。それ故、そこではそれは人民の服従の基礎たりえないのである。そしてこの国でさえも、それはロックなどを読んだことのある、ごく一部の人々にだけ影響を及ぼすことができるのである。」[90]

上述のように、スミスは社会契約説を批判する。以上の社会契約説批判の内実は、Ｂノートのそれと大差がない。但し、以下に述べる権威の原理と功利の原理とに関する立論同様、叙述個所が非常に異なっている。すなわち、Ｂノートにおいてこの議論は言わば公法論の導入部として第１節「統治の本源的諸原理について」の個所で行われているが、Ａノートにおいては全く逆に公法論の末尾で行われているのである。

ところで、スミスは、国家や政府というものをどのように考えていたのだろうか。「結論的に言えば、彼は国家の正当化をロックと同じ理由によって行うが、考察方法として原始契約（政府と国民との統治契約）論を排し、歴史的方法を用いる。社会の発展と共に、政府の各部門が形成される。」[91] より具体的に言えば、「狩猟期＝政府のない時期⇒牧畜期＝統治（政府）らしい統治の始まり⇒手工業と製造業の発展した時期（文明期）＝統治（政

---

[86] 大江［2014］99 ページ参照。

[87] この個所でスミスが論述しているのは、明らかに社会契約説批判なのであるが、Ａノートの原典にはいわゆる「原契約」と訳される original contract という用語は見当たらず、代わりに voluntary contract とか単に contract とかという用語が見られる。それに対してＢノートでは、original contract という用語が使われている（LJ(B), p434-93. 水田訳Ｂ、124 ページ）。

原契約の思想は、スミス自身も述べているようにイギリスを母胎とする思想であり、スミスの他にホッブズ、ロック、ヒューム、ハチスンなどがこの思想について言及している。これらのうち、ヒュームはスミスと同様原契約説を否定している。

水田洋氏は原契約の思想に触れ、以下のように述べておられる。

「スミスは、『講義』において、ヒュームとともに、自然状態および原契約の仮定を否定した。しかしそれは、自然法的社会観の否定ではなくて、かえってその発展なのである。これらの仮定は、ホッブズにおいてもロックにおいても、近代市民の基本的権利（生命や財産の維持）を、前期的諸要素に抗して貫徹するための、槓杆（こうかん）にほかならないのであって、スミスがそれらを否定したのは、自然法の基礎たる市民の権利を否定したのではない。かえって、かかる権利が外的槓杆（こうかん）によらずに（すくなくともスミスの意識では）自由放任のうちに経験的に実現されてきたことをものがたっている。」（水田洋訳［1948］『国富論草稿』147 ページ）

[88] LJ(A), p.315v.114～115. 水田訳Ａ、337 ページ。

[89] LJ(A), p.316v.115. 水田訳Ａ、337 ページ。

[90] LJ(A), p.316v.115～116. 水田訳Ａ、337 ページ。

[91] 石井［1984］52 ページ。

府）の完成という流れが見てとられることである。」[92]

社会契約説批判を行ったスミスは、統治の原理は権威の原理と功利の原理であるとして、これら二原理についての議論を展開する。

「忠誠のこの原理すなわち忠誠義務は、二つの諸原理に基礎づけられるように思われる。第一は、我々が権威の原理と呼んでいいものであり、第二は共通のあるいは一般的な利益の原理である。―権威の原理に関しては、我々は各人が自然に、誰であれ他人の中にある確立された権威と優越を尊重する傾向があることを知っている。若者は老人を尊敬し、子供達は彼らの両親を尊敬し、弱者は能力と体力に秀でた人々に敬意を払うのが普通である。統治の基礎が何であろうと、これはきわめて大きな効力を有している。……／他方の原理に関しては、為政者達が統治一般だけでなく、各個人の安全保障と独立を支えていることを誰もが知っている。この安全保障は、正規の統治がなければ獲得できないことを彼らは分かっている。……これらの諸原理は、通常はどちらかが優勢であるにせよ、あらゆる統治においてそれぞれある程度生じる。権威の原理は、特に君主政治において優勢な原理である。……―共和制統治、特に民主制統治においては、〈功用？〉が主に、いやほぼ完全に臣民の服従を引き出す。……／しかし、下院の影響で、［イギリスの］統治の大部分は民主政治的であるので、効用の原理もそこには見出される。一方によってより強く支配される人々もいれば、他方によってそうなる人々もいる。ウィッグとトーリーとの違いは、これらの諸原理に由来していた。権威の原理がトーリー党の原理であるのと同様に、効用の原理はウィッグ党によって奉じられている。」[93]

このように述べたスミスは、さらにこれら二原理の関係について、「この場合とそれ以外の多くの場合に、権威の原理は、効用あるいは共通利益の原理の基礎なのである」[94]、と述べている。

最後に引用した権威の原理が功利の原理の基礎であるという視点は、B ノートには見出されない。このようにスミスが二つの原理を捉えていたということは、両者が対立するものではなく、権威の原理によって社会の秩序が保たれるという効用を示唆しているのではないか。

社会契約説の議論同様、これら二原理に関する論述も B ノートとは全く逆に公法論の末尾において行われている。但し、基本的論点に大差はないように思われる[95]。

人々を社会に導く原理は、社会契約説ではなくて権威の原理と功利の原理とであることを提示したスミスは、公法論最後の第 16 節で臣民の抵抗権を肯定する議論を展開する。

スミスは、主権者との関係における臣民の諸権利について考察する「公法」篇第 16 節「臣民の権利について」という個所で、臣民はどのような場合に主権者に抵抗しうるか、という問題を考える。

「しかしそれが何であれ、主権者の権力はある限界があり、もし彼が限度を越える場合には、臣民が抵抗することは正当なことである」[96] し、「現在、あらゆる文明国（civilized country）において、統治が全ての部門において絶対的である場合でも、人民が主権に対する抵抗権を持つ事例が存在する」[97] と述べたスミスは、具体的にどのような場合に抵抗権は容認されうるかを考察する。

「人民の［主権者に対する］忠誠の根拠が暗黙の契約であるというのは全く正しくない。……―主権者が、人民が賛成していない税を彼らの同意なしに徴収することによって貨幣を取るならば、いつでも人民は［主権者に］抵抗する権利があるというのは、ロック氏によって原則として主張された規則である。現在我々は、フランス、スペインなどでは、人民の同意など少しも考慮されていないのを知っている。国王は自分が好きなだけ税を課しているのである。人民の何らかの同意が求められるのはブリテンだけであり、ここで与えられるのは、きわめて比喩的で隠喩的な同意にすぎないことを神は知っている。スコットランドでは、イングランドよりもさらにそうである。この隠喩的な同意を与える国会議員に対する投票権を持っているのは、きわめて少数に過ぎないからである。それにも関わらず、これはどこでも反抗の十分な根拠とみなされていない。平時に戦時と同じ位増税するように、すなわち、国富の半分あるいは五分の一でさえ、きわめて法外に税を高くすることは、他の甚だしい権力の濫用と同様に、人民の抵抗を正当化するであろう。しかし、この権力が適度に行使される所では、それがどの国でもそうであるように、最大限の適宜性をもってなされないにしても、そして比喩的な同意さえ要求されなくとも、彼らはそれに抗議する自由を主張するかもしれないが、抵抗しなければならないとは決して考えないであろう。―統治は臣民の財産を守るために確立されるが、それが反対の傾向になるような場合でも、彼らは自らの権利のごく一部を放棄することに同意しなければならない。彼ら［統治者］が完全に信頼を破る場合には、抵抗の結果が事態を悪化させない限り抵抗がなされるにしても、諸君は彼らをある程度は信頼することに同意しなければならないのだ。」[98]

ここで引用した文章の最終部分は、抵抗権の根拠としての社会契約説を否定しているのであり、抵抗権は権威の原理と功利の原理とに基づくものであるとして、スミスは次のように述べる。

「効用の原理では、それでもより小さな疑念が残りうるが、それは合法的なのだ。公共の利益が、服従が〈？〉する原理であるならば、この服従は有用であるから妥当であるに過ぎない。既存の統治崩壊によって生じるに違いない混乱が、それ

[92] 石井［1984］52 ページ。

[93] LJ(A), p.318v.119～p.319v.123. 水田訳 A、339～341 ページ。

[94] LJ(A), p.322v.132. 水田訳 A、344 ページ。

[95] 水田氏は、スミスの社会契約説批判とその反批判としての「権威の原理」と「功利の原理」とを整理して、次のように述べている。

「臣民の抵抗の根拠、従って服従の根拠が社会契約であることを否定したスミスは、忠誠（服従）の原理として権威の原理と共通利益 common or general interest あるいは効用 utility の原理を挙げる。……彼は二つの原理がそれぞれ、政体（君主的か共和的か）によって、または政治的党派（トーリーかウィッグか）によって受容されてきたことを、社会契約説批判を含めて説明し、ジェームズ二世によるステュアート王朝の終了と名誉革命で第五巻を終了している。」（水田訳 A、訳者解説、428～429 ページ）。

[96] LJ(A), pp.315v.114. 水田訳 A、337 ページ。

[97] LJ(A), pp.322～323v.132. 水田訳 A、344 ページ。

[98] LJ(A), p.323v.134～p.324v.135. 水田訳 A、345～346 ページ。

を存続させることの害悪よりも小さい場合には、抵抗は妥当であり、許容できるのである。」[99]

以上述べたところから明らかなように、スミスは権威の原理と功利の原理とに基づく抵抗権を承認するのである。スミスの抵抗権に関する思想は、スミスの政治思想というより広い立場から考察されるべきであろうが、名誉革命（1688年）を正当化したスミスが抵抗権を承認したということは、一応当然の見地と見てよいであろう。従って、「スミスの国家観は概ね名誉革命体制の枠組を支持していると言える。それだからこそ、彼の考察は、富裕達成のための政策及びその政策を支える制度へと向かったといえよう。」[100]

⑵　市民統治政体（政府）の起源とその歴史的発展史論

既述の通り、Bノートの公法論が、統治の本源的原理としての権威の原理と功利の原理との説明から始められているのに対し、Aノートでは公法篇第2節に相当する政府の起源とその歴史的発展の論述から開始されていて、これら二原理の説明はBノートとは対照的に公法論の末尾において行われている[101]。

まずスミスは、「統治が、ある著作家達が想像したように、種々の規制に服従するために多くの人々が取り結ぶ契約や同意にではなく、人々が社会においてたどる自然的進歩に由来する次第が明らかにされた」[102]と述べ、政府の起源を社会契約説に求める考え方を否定し、以下のように政府の起源とその歴史的発展とについて述べる。スミスは、政府の起源を考察する場合に政府が持つ三つの権力の観点から見ているようである。AノートはBノートよりも若干詳しくなっているので、前者に即してこれら三権についてのスミスの叙述を見てみよう。

「国家の主権は、三つの部分からなる。第一のものは、立法権、すなわち法律を作る権力である。第二のものは、司法権で、これはその言葉からも明らかなように、訴訟事件を審理して判決を下したり、他の裁判官を指名したりする権力である。第三のものは、和戦を決定する権利で、ロック氏によって連合権、そしてモンテスキュー男爵によって執行権と呼ばれているが、私はこれをそのまま、和戦決定権と呼ぶことにする。」[103]

以上のように政府が保有する三つの権力をまず提示し、これら三権力の観点から政府の起源が究明されることになる。

以上の視点とは別に、スミスはここでまた例の歴史発展四段階説を導入し、その中の狩猟段階と牧畜段階とを中心にしてこの問題を考察する。スミスによれば、狩猟段階においては政府は全く存在しえず、それは牧畜段階に至って初めて成立したと述べている。

「牧畜民の時代は、正確には統治が最初に始まる時代である。またこの時代は、どの程度であれ、人々が他人に依存するようになる時代でもある。羊や牛の群れが占有されることによって、狩猟による生計は非常に不確かで不安定なものとなる。牛、羊、馬、ラクダなどのような人間の使用に最もふさわしい、それ故最も数の多い動物は、もはや共有のものではなくある諸個人の所有物となる。従って、富者と貧者の区別が生じる。」[104]「従って、所有に関する確定した法律もしくは協定は、牧畜民の時代の開始後すぐに導入されるだろう。」[105]

以上のように述べたスミスは、さらに樹立された政府がいかなる目的を持つものであるかを述べる。

「ある者が多くの富を持ち、他の者が何も持たないという場合には、権威の腕が絶えず差し伸べられ、恒久的な法律と規制が作られることによって、それらの法がなければ富者の所有を絶えず侵害しようとする貧者から所有を確保できるようにして、どういう場合にこの所有の侵害が発生し、どういう場合に侵害者が処罰されるのかということを確定することが必要になる。法と統治は、この場合だけでなく実際に全ての場合において、貧者を抑圧し、そうでなければ彼らの攻撃によって速やかに破壊されるであろう財貨の不平等を確保するための、富者の団結とみなされうる。」[106]

政府の起源を牧畜時代に求めたスミスは、公法篇第3節以下において政府の歴史的発展を跡づけることになる。以上の論述においては、A、B両ノートに根本的な違いはないように思われる。以下においては、政府の歴史的発展をBノートには比較的見られず、Aノートにおける興味深い叙述を中心にしながらまとめてみることにしよう。

第3節から第6節に相当する部分で、スミスは古代ギリシャ・ローマ時代の統治形態の変遷を非常に歴史的に捉えており、ローマ帝国没落までの歴史的状況を解説す

[99] LJ(A), p.320v.126～p.321v.127. 水田訳A、342ページ。
[100] 石井［1984］59ページ。
[101] 田中正司氏は、この権威の原理と功利の原理とに関する公法論におけるA、B両ノートの論述個所逆転について、次のように述べている。
「有名な権威と功利の原理に関する議論も同じで、BノートではAノートと違って公法論の終末部分ではなく、はじめに来ている。これらの事実はBノートの論理展開が、Aノートの歴史的分析を前提し、その論理的帰結から逆に出発することによって、問題を一般理論化する意図の下になされていたことを示している。そうした視点からA—B両ノート間の微妙な差異をあえて強調的に指摘すれば、Bノートは、Aノートの分析を前提し、Aノートの結論から出発したものとして、Aノートに代表される「市民社会史に関するスミスの講義」をより一般理論化しようとしたものということができるであろう。」（田中［1989a］89ページ）。
[102] LJ(A), p.207iv.19. 水田訳A、214ページ。
[103] LJ(A), p.200iv.2. 水田訳A、207ページ。
[104] LJ(A), p.202iv.7. 水田訳A、209ページ。
[105] LJ(A), p.209iv.23. 水田訳A、216ページ。
[106] LJ(A), p.208iv.22～23. 水田訳A、216ページ。

る。

まず共和政治というものはギリシャのように地理的状況の良い国で起こり、牧畜民族国であったアラビアやタタールには起こりえなかった。共和政治においては、それなりに自由もあり、民主的でもあった。そうして、共和国のタイプには以下の二つのものがあった。

1　防衛的共和国　defensive republic[107]
　　例　ギリシャ諸国家（ギリシャ人は、一般に他国人に対して閉鎖的）。
2　征服的共和国　conquering republic
　　例　ローマ、カルタゴ（ローマ人は、一般に他国人に対して開放的）。

しかし理想的な共和国も、何らかの原因によりしだいに衰退するに至る。その第一の原因として考えられることは、手工業や製造業の発達である。これらの発達により、人々は戦争に征くことをいやがるようになった。第二に、軍事技術の発達が挙げられる。この発達により、防御するよりも攻撃的な方法を取る方がより利得が大きいことが分かるようになった。従って、いつまでも防御的な方法を取り続けることは、結果的にこれら軍事技術の発達と真っ向から対決しなければならず、当然勝利することはできなかった。これら二つの原因説明は、主に防衛的共和国の典型としてのギリシャを例にとってなされている。

以上のような原因により没落した共和政治の後に現れたのが、軍事的君主政治である。軍事的君主政治の典型国として、スミスは古代ローマ、古代中国、古代フランス、オランダ、スペイン、ポルトガルなどを想定している。古代ローマに樹立された君主政治は、古い法律の長所を継承し短所を改善したが、古代中国の君主政治においては、法律に対して無知であったため古代ローマのようなことは行われず、従って君主政治は絶対的なものとなった、と述べている。

しかしながらこの軍事的君主政治にも、やがて衰退の時がくる。手工業や製造業が発達するにつれて国民は富裕になり、しだいに戦争に征くことをいやがるようになる。その結果政府は、近隣の野蛮国の首長と契約を結び、それら［野蛮国］の国民を兵士として雇うようになった。その結果、首長の権力がしだいに強大なものとなり、このことが軍事的君主政治解体の原因となった、というのである。

以上の叙述から分かるように、スミスは社会を歴史的発展過程の中で捉え、その中に原理を見出そうとし、その変化の原因を商品生産の広がりに求めていたことが分かる。スミスはまた、古代ギリシャ・ローマ時代を文明社会（civilized society）として見ていることが分かる。こうして、ローマ帝国没落までの統治政体の歴史的変遷を見たスミスは、ローマ帝国崩壊後ヨーロッパに出現した統治政体の考察へと赴くのである。

第 8 節でスミスは封建制度の成立について述べ、イングランドにおける封建制度成立の特色を以下のように述べる。

封建制度が確立したほとんどの国では、この制度が導入されるやいなや今までの民主的側面がほとんど廃棄されてしまい、国王の権力が非常に強大化してしまった。すなわち、イングランドを除く他の全てのヨーロッパ諸国に封建制度が導入されると、これまでの共和政治あるいは自由保有地政治はことごとく打倒されてしまった。ところが、イングランドだけは例外であった[108]。

続いてスミスは、第 10 節に至りイングランドにおける絶体王政の成立事情を述べる際、自由の体系（system of liberty）と貴族勢力との関係について興味深い議論を展開する。

自由の体系が確立される前に貴族勢力が衰退したということは、事実に違いない。なぜなら、貴族は自由の最大の抑圧者、圧迫者であるからである。貴族は、絶対君主よりも人民の自由を侵害するものである。というのは、テューダー王朝（1485～1603）のような絶対主義的政体において、国民の大部分は王国のより辺鄙な地域に住んでいたため、国王を恐れる何ものも持っていなかったからである。国王を恐れたのは、彼の近くに住んでいた人々だけであるからである。ところが、全王国において主要な権力を握っていた下級貴族（petty lords）は、人民を大変恐れさせた。従って人民は、貴族層が没落するまで人的にも物的にも安全を保持することはできなかったのである[109]。

ここでスミスが言うところの「自由の体系」とは、国王サイドから見た体系である。スミスは、この「自由の体系」の確立を以て絶対主義（absolutism）が成立した、

[107] B ノートの republic は、A ノートでは republick となっている。LJ（B）p.411-37. 水田訳 B、57 ページ。LJ（A）p.229-76. 水田訳 A、238 ページ。こうしたスペリングの違いが生じた背景としては、二つのことが考えられる。一つは、講義ノートを筆記した学生の慣用的な書き方であったのではないか、ということ。もう一つは、当時の英語史の状況からそうした綴りで書くことが必ずしも異端でも間違いでもなかったということが考えられる。
「全体として眺めると、初期近代英語では-ick の方が-ic よりも優勢である。……、1700 年以降、おそらく 18 世紀前半の間に、-ick から-ic への形勢の逆転が比較的急速に進行していたのではないか。」（Jonson-hellog～英語史ブログ、4 ページ参照）

[108] cf. LJ（A）, p.258iv.149～p.259iv.151. 水田訳 A、271～272 ページ参照。

[109] cf. LJ（A）, p.264iv.165～166. 水田訳 A、278～279 ページ参照。

と捉えているようである。ただ、ここでスミスが述べている貴族勢力というのは封建貴族のことを指しているように思われ、封建時代の人民と貴族勢力との力関係を一つの視点として絶対主義の成立を見ているようである。すなわちスミスは、以上の立論から明らかなように、一度封建貴族が没落しその後に「自由の体系」が確立、すなわち絶対主義が成立したと考えている。従ってスミスは、一応封建制と絶対王政との間に明確な一線を画しているようである。

第11節に至り、スミスはイングランドにおいて自由がいかにして回復されたかを考察する。

イングランドにおいて他の西ヨーロッパ諸国に先駆けて自由が回復された一つの原因として、イングランドではその地理的状況から常備軍（standing army）を持たずにすんだことが挙げられている。Bノートでは、簡単にブリテンでは領土の周辺が全て海に囲まれていたため常備軍は必要なかった、との叙述になっている。他方Aノートでは、より具体的にイングランドとスコットランドとの政治的合邦（1707）によって初めてこのような有利な地理的状況になったのであり、その結果スコットランドとイングランドとの合邦体としてのグレイト・ブリテンには、「自由の体系」が樹立されたのである、と立論する。

以上のようにスミスは、イングランドにおける近代的自由確立の要因を、もっぱら絶対王政の一つの支柱を成した常備軍の欠如—それも単なる地理的状況による—に求め、さらに近代的自由を確立する要因として一挙に1707年のイングランドとスコットランドとの合邦を持ち出すに至る。従って、今日の西洋経済史上の通説的見地からするなら、スミスのこのような歴史認識にはくみしえないものがあろう。すなわちスミスには、初期ブルジョア国家成立の画期となったイギリス市民革命（ピューリタン革命［1642〜49］→名誉革命［1688〜89］）に対する積極的評価が見られない。これはおそらく近代社会は絶対主義の成立とともに開始されたと理解し、市民革命よりもむしろ絶対主義をヨーロッパの歴史における最大の歴史的画期と捉えるスミスの歴史認識に起因すると考えられる。このような捉え方をしたが故に、一応イングランドの歴史とその他のヨーロッパ諸国の歴史とを対比していながら、スミスはこれら諸国間における政治・社会体制の相違を単に「市民的自由」の発現の程度の差であると理解したのであろう[110]。

[110] 小林昇［1976b］『小林昇経済学史著作集』Ⅱ国富論研究（2）（未来社）213ページ参照。

第2章　経済理論

1　分業論

既に第2章4で見たように、新『法学講義』の第Ⅱ部治政論[111]には、第2篇第12節に相当する部分までしか収録されていない。私が読み終えたところでは、Aノートは全体的にBノートと比較して実質的な差異は認められず、またスミスの経済学説に新たな光を投げかけるような視角も見出されないように思われる。但し既述のように、この治政論に至ってとりわけ数字の異同が随所に見られる。例えば、Bノートで20ペンスと形容されているものが、Aノートでは10ペンスとなっていたり、前者で1ペニーと形容されているものが、後者では半ペニーとなっていたりというような例が各所に見られる。中には極端な数字の異同も若干認められるが、実質的内容そのものを変えてしまうほどの異同ではないので、ここではいちいち取り上げない[112]。ただ以上のような数字取扱いの性格から、スミスという人はおそらく数字の取扱いには案外ルーズだったように思われる。

[111] 『法学講義』旧版をもとにした研究ではあるが、第Ⅱ部「治政について」全般に亘る詳細な経済学的分析を試みた山崎怜氏による先駆的業績がある。

山崎怜［1955.12〜1957.7］「アダム・スミス『グラスゴウ大学講義』研究序説（1）〜（5）」（『六甲台論集』第2巻第2号〜第4巻第2号）。

第Ⅱ部治政論におけるスミスの問題意識並びに展開論理を探るには、上掲論文の（1）が、また分業論を分析するには蓄積論の観点から考察された（5）が、必読の論考である。

[112] 作業場内分業の具体例としてのピン・マニュファクチュアを説明する際に、LJ（A）、LJ（B）、ED及びWNとの間に数量認識の異同が見られる。これは比較的重要な問題と考えられるので、簡単な解説を加えておきたい。なおこの数量認識の差異に関しては、編者も言及している。cf. LJ(A), p.350 注26. 水田訳A、373ページ参照。

1年間を300労働日と仮定した場合、一労働者の1年間に造りうるピンの本数が三つの条件よって変化する模様を図示すると以下のようになる。

条件／書名	(a) ピンの全ての部分を一人で製造する場合	(b) 針金が既製品として与えられる場合	(c) 分業が導入される場合
LJ（A）	10本	10／1日×300＝3,000本	2,000／1日×300日＝600,000本 (a) の6,000倍。 (b) の200倍。
LJ（B）	1本	20／1日×300＝6,000本	2,000／1日×300日＝600,000本 (a) の600,000倍。 (b) の100倍。
ED	1本	20／1日×300＝6,000本	2,000／1日×300日＝600,000本 (a) の600,000倍。 (b) の100倍。
WN	—	—	4,800／1日×300日＝1,440,000本

本章においては、第Ⅱ部「治政について」第２篇全体の中にあって論理展開上言わば出発点ないしは基底的位置にあると考えられる分業論をまず取り上げて論じることにしよう。本節の前半においては、A、B 両ノートの異同関係を、後半においてはこれら両『法学講義』と『国富論草稿』との異同関係を考察することにする。

その前に次のことを述べておかなければならないであろう。スミスの分業論は、蓄積論と共に彼の経済学において非常に大きな比重を占めるものであり、価値論や所得論等もこれら二者から出てきたものであると言っても過言ではない。従って、『法学講義』における分業論も、それ自体の分析としては当然上記のような視点から考察されるべきものである。しかしながら、本節での課題は分業論それ自体の詳細な分析にあるのではなく、所与の存在としての両『法学講義』における分業論の比較対照を行うことにある。従って本論においては、分業論それ自体の分析を上記の目標を達成する上で最低限必要と思われる範囲に止めることにする。

スミスは、一国の富裕は分業（division of labour）[113] から起こることを示すために、文明社会と未開社会とを対比させながら、前者における人民の富裕と後者における貧困との差異を分業の有無という観点から論述する。

スミスは、この点に関して以下のように述べている。

> 「文明諸国における貧者の労働と時間は、富者の安楽と奢侈を維持するために犠牲にされている。地主は、地主と自分のために土地を耕作する小作人たちの労働によって、怠惰と奢侈とが維持されている。金融家は、勤勉な商人と窮民からの取り立てとによって生活を支えられている。彼らは、金融家の貨幣を使用して得た収益によって、彼の生活を安楽に支えることを余儀なくされる。」[114]

> 「いくつかの指示をするに過ぎない富裕で盛んな商人は、すべての業務を行う彼の社員たちよりも、ずっと恵まれた状態、奢侈、安楽、生活のあらゆる便宜と繊細の豊富との中で生活する。社員達の安楽と豊かさもまた、拘束を別にすれば、その労働によってこれら商品を支給した職工たちの状態よりも大きく勝る状態にある。この人物の労働もまた、割と耐えうるものである。彼は、過酷な天候から守られて屋内で働き、貧しい労働者と比較すれば、苦痛なくその生計を立てている。貧しい労働者は、土壌と季節のあらゆる不都合と戦わねばならず、絶えず過酷な天候と同時に最も辛い労働とにさらされている。こうして言わば社会の全構成を支え、残りの全ての人々の便宜と安楽の手段とを支給する彼が、自らは非常に少ない取り分を保有して、世に埋もれるのである。彼は、自分の双肩に人類全体を背負い、重荷に耐え切れずにその負担に埋もれ、地上の最も下層階層に無理に押し込まれ、そこから残りの全ての人々の生活を支えるのである。」[115]

さらにスミスは、「一人の未開人の貧困は、文明国民の名に値する中の最も卑しい市民の貧困よりもはるかにひどい」[116]、とも述べるのである。

以上のように、スミスは分業によって一国の富裕がいかに増進するかを強調するのであるが、一方その背後にひそむ本質というものも決して見逃してはいない。すなわち、分業が行われるといっても平等なものではなく、スミスが述べているように、最も富裕でなければならないはずの社会の全ての屋台骨を支える一介の貧しい労働者層が、実際には最も少ない分け前を得ているに過ぎないことを指摘している。

さらにスミスがここで描いている社会は、明らかに一つの搾取的社会であり階級社会であるが、スミスはこうした社会の本質を分析の対象としては把握しなかった。ここで彼が明らかにしたことは、搾取の強調ではなくてこのような搾取があるにもかかわらず、「未開人の貧困は、文明国民の名に値する中の最も卑しい市民の貧困よりもはるかにひどい」[116] ことであった。すなわち、文明社会に富裕をもたらす分業の威力の逆説的証明が、その主要目的であったのである。

続いてスミスは、分業がどのようにして生産物の増加をもたらすのか、という問題の考察へと進む。

スミスによれば、分業によって行われる仕事量は次の三点において著しく増加することになる。

第一に、熟練（dexterity）の深化、第二に、最初の労働から他の労働へと移動する際に浪費される時間の節約、第三に、機械の発明がそれである。

第一の点に関してスミスは、以下のように述べる。

> 「勤勉とうまく充当された労働は、いつでも生産を改良するに違いなく、富裕な国家はいつでも、貧しい国家よりも手頃に商品を提供することができる。」[117]「このようにして、［富裕な国家においては］仕事が安くなるのと同時に、労働の対価は高くなる。そして、大衆の眼には全く両立しないように見えるこれら二つの事柄が、ここでは明らかにきわめて整合的なのは、技術の改良が諸事物の遂行を非常に容易にしたので、品物が低価格でもなお高賃金が職工に与えられることが可能だからである。」[118]

スミスがここで言おうとしていることは、これら二つの相反する様に見える現象が両立するのは、熟練の深化や機械の使用によって分業による生産力が高まり、賃金が上昇してもその上昇率よりもはるかに大きな分業効果をもたらし多量の仕事をするということである。従って社会が富裕になればなるほど、労働賃金は常にそれだけ

---

[113] スミスが、分業（division of labour）と同じ意味合いで division of work という用語を、数個所で用いているのが目を惹く。cf. LJ（A）, p.345vi.38, p.347vi.44, p.349vi.49. 前掲水田訳 A、367 ページ、370 ページ、371 ページ参照。

尚、邦訳書水田訳 A では、division of work を「仕事の分割」と訳している。

[114] LJ（A）, p.340vi.26.

[115] LJ（A）, p.341vi.27～28. これと同様の立論が ED にもあり、そこではより分配論的視点から論述されている。LJ（A）, p.564. 水田訳 A、446～447 ページ。

[116] LJ（A）, p.340vi.26～p.341vi.27. 水田訳 A、363 ページ。

[117] LJ（A）, p.343vi.34. 水田訳 A、366 ページ。

[118] LJ（A）, p.343vi.33. 水田訳 A、366 ページ。

上昇し、他方商品は安価となるから、これら二つの事柄は矛盾しないのである。

ここには、スミスの分業による生産力の増強に対する過度の信頼が見られる。すなわち、分業による生産力の増加が高賃金を通じて社会の全成員の福祉を増大させるというこのヴィジョンは、先進国イギリスの原始蓄積の高潮期という現実を背景とするものであった。なぜなら、人口の増加分を吸収してなお余りある資本の蓄積と、その結果である高賃金とは労働者を駆逐する機械の支配が行われる直前の原始蓄積期に特有の事実であったからである[119]。

以上のように、熟練や技術の進歩によって生産物の増加を認識するのであるが、スミスはここでもまた例によって彼独特の鋭い洞察眼でもって次のような考察もするのである。

> 「我々は、労働が安いか高いかを労働の貨幣価格によってではなく、労働の果実によって得られる生活必需品の量によって判断すべきである」[120]。その上「労働の貨幣価格は、勤労や技術の改良の進展と同じ割合で上昇することは滅多にない。」[121]

第二の点に関しては、以下のように述べている。

> 「農場の耕作も行う織物工は、農地から織機までの移動に多くの時間を浪費するに違いない。だが、業務の異なった諸部門が同じ仕事場で進められていても、やはりかなりの［時間的］浪費がある。彼は、一つの部門と別の部門との間にぶらつき、休息を取る。人はどんな仕事にも、自分の精神をすぐに集中することはなかなか出来ない。最初は一種の気だるさや無気力を感じるのであり、これが彼らをよく部門と部門との間にぶらつかせるのである。」[122]

このような説明をすることにより、スミスは逆説的に分業によっていかに時間の節約ができるかを示したのである。

第三点目の機械の発明に関しては、以下のように述べている。

> 「二人の人間と三頭の馬とで犂を使えば、二十人の人間が踏み犂で掘り起こすよりも、多くの農地を耕すだろう。製粉工によって操作される風車または水車は、手臼を使う八人の人間以上の仕事をこなすであろうし、それもずっと容易に行うであろう…。」[123]

この叙述も、B ノートではいたって簡単なものであり、そこでは「水車製粉機を使用する粉屋とその二人の召使は、挽き臼を使う二十人より、多くの仕事をする。挽き臼もまた、一つの機械ではあるのだが、間違いなく分業が初めて機械の発明を引き起こしたのである。」[124]、と述べられているに過ぎない。ここにも数字の異同が認められる。

さらにスミスは、機械の発明に関して B ノートには認められない非常に興味深い言及を以下のように行っている。

> 「機械の最初の発明が分業によるものであることは、疑いえない。その思考が全て一部分の仕事に集中している人は、この仕事を最も賢明で最も容易な仕方でする方法を工夫しようと骨を折る。製粉機や犂の発明はかなり昔なので、歴史はそれらに関して何も説明していない。しかし、もし我々がシェフィールド、マンチェスター、バーミンガム、あるいはスコットランドのいくつかの町にさえある新しい工場のいずれかの製造業者の仕事場に行って機械について調べたならば、これこれの機械はある普通の職人によって発明されたのだと彼らは言うだろう。」[125]

最後に引用した文章には、スミスの機械認識についての非常に重要な叙述が含まれているように思う。すなわち、スミスは機械そのものに対する認識を具体的にはシェフィールド、マンチェスター、バーミンガムあるいは自分の生まれ故郷であるスコットランドの若干の都市における機械群の出現を目の当たりにすることによって得たのではないか、ということが推測されるからである。この『法学講義』が行われた 1760 年代初頭は、言わば産業革命の始動期に当たり、立地その他の条件で特に恵まれた地域ではそのただ中に農村工業の凝集点としてギルド制度を伴わない近代諸工業都市がしだいに成長しつつあった。金属工業が集中的な発展を示しつつあつた西部ミッドランド地方の中心に浮かび上がってきたバーミンガムとその衛星都市群、繊維工業地帯として他地域よりはるかに活発な動きを示していたヨークシャー西部とランカシャー南部地方の中心に生まれ出てきたリーズ、ハリファックス、シェフィールド、マンチェスターなどは、いずれもそうした近代工業都市の代表的なものであった[126]。

さらに、スミスが大学教授として過ごしたグラスゴーとその周辺では、鞣革（なめしがわ）・麻・絹・陶器、さらに鉄その他の金属製品の製造業が新たな技術水準を示しつつあった。その上、人も知るように彼は蒸気機関の完成者ジェイムズ・ワットの友人でもあった。

また、スミスが機械に対する認識を得たと考えられるもう一つの根拠は、友人ヒュームを通じて彼が早くから接していたと推定されるジョサイア・タッカー（Josiah

[119] 小林昇［1976a］140 ページ参照。
[120] LJ(A), p.344vi.36. 水田訳 A、367 ページ。
[121] LJ(A), p.344vi.37. 水田訳 A、367 ページ。
[122] LJ(A), p.345vi.39. 水田訳 A、368 ページ。
[123] LJ(A), p.346vi.40～41. 水田訳 A、368 ページ。
[124] LJ(B), p.492-217、水田訳 B、276 ページ。
[125] LJ(A), p.351vi.53～54. 水田訳 A、374 ページ。
[126] 大塚久雄編［1968］『西洋経済史』（筑摩書房）131～132 ページ参照。

Tucker, 1713〜1799）の理論の採用である。というのは、スミスの蔵書にはタッカーの著作を比較的豊富に含んでおり、そのタッカーこそ産業革命始動期イングランドの生産力の優越性の認識、特に機械による生産力向上を把握していたからである[127]。

続いてスミスは、分業を発生せしめるものは何かという問題を考察する。

分業を引き起こすものは、すべての人間に備わっている他人と交易しようという性向であり、このような性向は人間が本来的に持っているものであり、動物にはないものであると述べる。

> 「職業のこの相違を引き起こすのは、一般的に想定されるような（もしあるとしてもきわめて小さい）資質や天賦の才の相違ではない。……学者と荷役人夫ほどその天賦の才が異なっている二人の人間はありえないが、彼らの間に本源的な相違があるとは思えない。彼らの人生の最初の五、六年間は、どんな目立った相違もほとんどなかった。……ある時期から彼らの中のある相違が気づかれるように思われた。その時、彼らの生活様式が彼らに影響を与え始めたのであって、おそらくこれがなければ彼らは同じであり続けただろう。職業の相違が天賦の才の相違を引き起こすのである。従って我々が知るのは、職業の多様性がほとんど全くない未開人の間には、気質や天賦の才のどんな多様性もほとんどないということである。／取引、交易、交換するというこの性向は、職業の多様性の誘因となるだけでなく、それを有益にもする。」[128]

以上のように述べたスミスは、さらに人間と動物との性向を対比させながら、以下のように述べる。

> 「犬が他者の全注意を惹きつけるのは、甘えとへつらいとによってである。人も時々、他の方法が役に立たない時に、自分の欲しい物を甘えと追従とによって入手するというこの技術を用いる。しかし、これは本当に稀な場合である。……他者の助けを常に必要としている人間は、その助力を獲得するためのある手段を思いつかねばならない。彼はこれを**自分にとって**[129]有利になるように、単に甘言で説き伏せたり、機嫌を取ったりすることによって行うのではない。彼は他者の助力をその人の利益に転化できるか、あるいはそう見えるようにすることができなければ、他者の助力を期待しない。……取引契約はこのことを最も容易な仕方で行う。あなたが酒屋や肉屋にビールや牛肉を注文する時、あなたが彼に説明するのは、自分がどれほどそれらを必要としているかではなく、それらを自分が有するのを一定の価格で認めることが、どれほど**彼の**[130]利益になるかである。あなたは彼の人類愛にではなく、自愛心[131]に訴えるのだ。」[132]

Bノートでは、最後に引用した文章の終末部分が以下のような叙述となっている。

> 「同じ様にして人間は、自分が望むものを得るために、同胞たちの前に十分な誘惑を置いて、彼らの自愛心に働きかける。この性向の言葉は、私の欲しい物を私にくれれば、あなたはあなたの欲しい物を手にするだろう、というのである。人が何かを期待するのは、犬のように仁愛からではなく自愛心からである。」[133]

これら二つの文章から、Aノートで人間愛（ヒューマニティ）となっている部分が、Bノートでは仁愛（ベネヴォレンス）となっていることが分かる。『国富論草稿』では、Aノートと同様人間愛となっている。

以上のように述べたスミスは、最後に分業が**商業の大きさ**[134]に比例することを述べて分業論を終える。

Aノートの分業論を考える際、もう一点考察しておかなければならないことがある。それは、『国富論草稿』における分業論との関係である。この点に関しては、既にミークとスキナーとによる研究[135]があり、ここではそれを手がかりとしながらこの問題を考えてみたい。

ミークとスキナーは、Aノートにおける分業論のうち1763年3月29日火曜日の講義の終わりまでの分業論を

---

[127] 小林昇［1976a］82〜85ページ、129〜133ページ参照。

[128] LJ（A）, p.348vi.48. 水田訳A、371ページ。

[129] 原典ではyourとなっているが、おそらくhisが意味されているのであろう。このミスについては、編者も触れていない。cf. p.347vi.45. 水田訳A、370ページ参照。

[130] この個所も原典ではyourとなっており、編者によりhisであろうとの推測がなされている。cf. p.348. 注21。水田訳A、371ページ参照。

[131] 利己心の体系とされた『国富論』には、このような人間一般に共通な利己的本性がその全体を通じて繰り返し述べられており、その利己心の発動が自ずから一定の経済秩序を生み出し、無意識のうちに社会の富裕の増大と適正な分配の秩序とを作り出すものであることを強調した。分業も交換も節約も蓄積もみなこの利己心＝自愛心から発するものであり、こうした人間本性は我々が母親の胎内から生まれ出て墓場に入るまでの生涯に亘って我々の行動を規制するものだ、とスミスは考えている。利他的本性や人間愛ではなく、人間の利己的本性や自分の境遇を改善しようとする人間に本来潜んでいる常住不断の性向こそが、経済進歩の起動力でありまた広く社会生活における人間関係を規定していくものである、とスミスは述べる。

[132] LJ（A）, p.347vi.44〜p.348vi.46. 水田訳A、370ページ。

[133] LJ（B）, p.493-219〜220、水田訳B、279ページ。

[134] 『国富論』では、「分業は、市場の大きさによって制限される」となっている。

cf. Smith. A, ［1976］ *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations,* ed. Cambell. R. H. & Skinner A. S.（Oxford Press）p.31、大河内一男監訳［1976a］『国富論』Ⅰ（中央公論社）31ページ参照。

周知のように、分業を規制するものとして市場の大きさの他に資本の蓄積があるが、この視点はAノートの治政篇には認められないように思われる。但しBノートにおいては、第2篇第16節「富裕の進歩の遅い諸原因について」に至って、分業の前提条件としての資本の蓄積に関する立論が見られる。

[135] Meek R. L. and Skinner A. S. ［1973］, *'The Development of Adam Smith's Ideas on the division of Labour'*（Economic Journal, vol.83, Dec.）. この論文は、ほとんど修正されずに次に掲げるミークの著作に再収録された。Meek R. L. ［1977］ *SMITH, MARX, & AFTER*（London Chapman & Hall）. 筆者は、後者を用いた。上記論文の内容の簡単な紹介が、水田洋氏によってなされているので参照されたい。水田洋［1975］『社会思想の旅』、223〜225ページ参照。尚、上に掲げたミークの著作は、後に時永淑氏により翻訳され、出版された。Meek R. L.著、時永淑訳［1980］『スミス、マルクスおよび現代』（法政大学出版局）。

取り上げ、ここまでの分業論の内容がほぼ第Ⅱ部第2篇第5節までの内容に相応し、分業が市場の大きさによって制限されるという第6節の立論は第5節のすぐ後で行われておらず代わりにいわゆる自然価格論の一部があり、第6節に相当する論述は1763年4月5日火曜日の講義に至って初めて現れる。このような分業論展開上の混乱から、ミークとスキナーはAノートを1762〜63年、Bノートを1763〜64年にかけての講義であろうと推定している[136]。

そうして、『講義』Aノートで第5節の後にすぐ第6節が来ていない原因として、第一に講義時間の不足、第二にスミス自身が講述することを忘れたことを挙げているが、最終的にミークとスキナーが到達しえた結論は、分業が市場の大きさによって制限されるという着想（第6節）は後からの思いつきによるものであろう、との推測をしている[137]。

しかもEDの分業論には、市場の大きさへの分業の依存に関する論述が欠如しており、Aノートの1763年3月29日の講義の最終部分までの内容とほぼ相応していることから、EDの執筆時期を1763年4月5日以前であろうと推定している。こうしてEDは、厳密に言えば『国富論』の草稿とは言えない存在となってしまうのである。

さらに、EDとスコットが発見した**分業論に関する二つの断片**（*Two fragments on the division of labour*）との関係にも触れ、内容的な同一性と共に形態的相応性として用紙の透かし模様がED及び二つの断片の三点がすべて同一であることを指摘し、このことからスコットが分業論に関する二つの断片を「エディンバラ講義」時代（1748〜51）のものとするのは間違いであり、これら二つの断片に現れた分業論はAノートにおける分業論における分業論の発展途上において成立したもの、すなわち1760年代に書かれたものであると結論づけている[138]。

以上がミークとスキナー両氏によって究明されたおおよその内容であるが、まず第一に、分業論の展開上の混乱から両『法学講義』の実施時期を推定することについて考えてみよう。不完全ではあるが日付が付いていることから、Aノートが1762〜63年にかけてのものであることは異論のないところであろう。従って問題は、Bノートの実施時期が1761〜62年か、それとも1763〜64年のどちらか、ということである。

しかし、Bノート「講義」の実施時期推定については第2章2で確認したように、その講義実施時期は、1763年10月中旬頃〜63年12月末頃までと考えてよいであろう。

第二に、Aノート、ED及び「分業論に関する二つの断片」の相互関係について考えてみたい。この点に関するミークとスキナー両氏による詳細な分析は非常に説得的なものであり、批判の余地もないところであるが、ただAノートにおける分業論第6節出現の背景の説明には若干考証の余地があるように思われる。なぜなら、もしミークとスキナーの推定通りならば、分業の市場の大きさへの依存という着想は、1763年3月29日から同年4月5日にかけての思いつきの議論ということになる。ミークとスキナーは、分業論第5節までの内容を1763年3月29日の講義の終わりまでに見出しているが、実際には翌日の3月30日の講義前半までが第5節の内容に相応するものであり、従って第6節の内容は、3月30日から4月5日までのわずか5〜6日間における思考の産物ということになる。仮にそうだとすると、スミスの思想の一部がまさに産声をあげようとする過程を提示するものとして非常に興味深いのであるが、この問題は、経済史的視座からのより基礎過程の究明と『法学講義草稿』＋「分業論に関する二つの断片」→『法学講義A→B』→『国富論』へと発展した分業論の延長線上で考察されるべきものであろう。

ただ、分業論を展開した「初期スミスの問題関心は、「ピンの製造業」の「数値例」の検討それ自体にあるのではなく、社会的分業（職業の多様化、分化）の発展過程として把握された文明社会の存立構造を明らかにすることにあった」[139]と思われる。

最後に、A、B両ノート、及びED各々における分業論

---

[136] cf. Meek R. L.［1977］pp.38〜41. 時永訳［1980］68〜74ページ参照。

[137] cf. Meek［1977］pp.41〜42. 時永訳［1980］73〜76ページ参照。

[138] cf. Meek［1977］pp.42〜46. 時永訳［1980］75〜84ページ参照。尚、ここで議論の素材とした『国富論草稿』と「分業論に関する二つの断片」も、本稿が対象とした新版グラスゴー版スミス全集第V巻に収録されている。

尚、『国富論草稿』（実際は『法学講義草稿』）と「分業に関する二つの断片」の邦訳は、前掲水田訳［2005］『法学講義』（Bノート）の付録として収録されている。この水田訳Bの「訳者解説」の中で、水田洋氏は上記の二つの文献について次のように述べている。

「国富論草稿と分業論断片は、1935（昭和10）年にW・R・スコットによって発見され、彼の『学生及び教授としてのアダム・スミス』の第三篇及びファクシミリとして公表されたもので、大道安次郎訳［1948］『国富論草稿その他』（創元社）に全て邦訳され、「国富論草稿」だけが、水田洋訳『国富論草稿』［1948］（日本評論社世界古典文庫）として邦訳された。……スコットがこれらの手稿を、なぜ法学講義をこえて『国富論』に結びつけたか明らかではないが、現在では、当然のことながら、全て法学講義のためのものと見なされ、逆に二つの断片はエディンバラ講義との直接の関連を否定されている。なお、分業論第二断片は、スコットが「陸運と水運」と呼んだものである。」（水田洋訳［2005］『法学講義』訳者解説、521〜522ページ）。

[139] 渡辺恵一［1995］「初期スミスにおける分業論の展開—『法学講義』と『初期草稿』の関係を中心として—」（『京都学園大学経済学部論集』第4巻第3号）18ページ。

の論理構成対照表を図示すると、以下のようになる[140]。

LJ（A）		ED	LJ（B）
講義年月日	見出し項目		
1763.3.28Mon.		—	
	第 3 節　富裕は分業から起こるということ		第 3 節
1763.3.29 Tue.		第 2 章　社会の富裕の性質と諸原因について	
	第 4 節　分業はいかにして生産物を増加させるか		第 4 節
	第 5 節　分業を発生せしめるものは何か		第 5 節
1763.3.30 Wed.			
	第 7 節　いかなる事情が商品の価格を規制するか		第 6 節
		—	
1763.4. 5 Tue.			
	第 6 節　分業は商業の大きさに比例するに相違ないということ	第 3 章　交換の法則について、あるいは商品の価格を規制する諸事情ついて	第 7 節

2　価格論

「法学講義」「ポリース」篇の経済論がほぼ『国富論』へと発展的に継承されたとする認識は、現在では「法学講義」研究者の共通認識になっていると思われる。「法学講義」「ポリース」篇の経済学的アプローチには、主に分業論、価格論（自然価格と市場価格）、貨幣論などがあり、実際にこれら三分野に関する論考もいくつか発表されている。

本稿では、分業論と価格論とを取り上げ、スミスが「法学講義」実施段階でこれら両理論についてどのような考え方をしていたのかを見ていきたい。

まず、「講義」A、B 両ノートにおける価格論を、スミスの言葉を通して分析・考察してみよう。

自然価格と市場価格双方の定義から見てみよう。A ノートでは、自然価格が以下のように定義されている。

「あらゆる種類の財貨には、考慮されるべき二つの別々の価格、自然価格と市場価格とがある。第一のもの（自然価格）は、人を一つの特定の業務に専念する〈気にさせる〉のに必要な価格である。例えば、人は自分自身の生活を維持し、教育費を償う見通しのない限り、何でも屋の著述家になろうとはしないだろう。」[141]　［引用文 A-①］

「…ある職業が過度に儲けすぎた場合、あらゆる人々がそこに群がり、その職業を自然価格―すなわちその人の生計費と彼が冒す危険に対する補償、つまり地位と身分に応じて人間の生活を維持するのに十分な価格…」[142]　［引用文 A-②］

B ノートでは、以下のように定義されている。

「ある人の労働の価格が、彼が労働している間自分を維持し、教育費を支払い、そのビジネスに成功するまで長生きしなかったり、成功しなかったりする危険を償うのに十分であれば、彼はその自然価格を得たことになるのである。」[143]
［引用文 B］

「自然価格」の A、B 両ノートの定義を見る限り、A ノートのそれは今ひとつ言葉足らずの感があり、必ずしも分かりやすいとは言えない。しかし B ノートの定義を見ると、A ノートの言葉足らずな面がカヴァーされ、より分かりやすい定義となっている。

ただスミスのこの「自然価格」の定義は、ここ定義個所の文面を見る限りでは、必ずしも個々の商品価格を想定したり示唆したりすることを含意したものではないように受け取れる。むしろそれは、スミスが「人を一つの特定の業務に専念する気にさせるのに必要な価格」と表現したり、「ある人の労働の価格が、彼が労働している間自分を維持し、教育費を支払い、そのビジネスに成功するまで長生きしなかったり成功しなかったりする危険を償うのに十分であれば、彼はその自然価格を得たことになる」、と述べたりしていることを深く読み込むなら、「人並みな生活ができる程度の労働賃金」あるいは「生涯人並みな生活ができる生涯賃金」と理解することも可能なのではないか。あるいはまた、A ノートに見る「自然価格」とは、新たな労働力の再生産費をも見込んだ労働の生産費のことを含意しているのではないか。

それでは次に、スミスの「市場価格」の定義を見てみよう。まず、A ノートから見てみよう。

「市場価格はしばしばこれとはかなり違っていて、他の諸事情によって規制される。……それは第一に、（それが現実的であっても、気まぐれであっても）その財貨への需要あるいは必要であり、第二にこの需要に比例したその財貨の潤沢さであり、第三に需要あるいは需要者の富である。」[144]
［引用文 C］

一方、B ノートでは以下のように定義されている。

[140] なお、『国富論』における分業論の展開方法と『講義』におけるそれとは、全く逆転した形になっている。すなわち前者では、マニュファクチュア内部の分業の叙述から始まって社会的分業の叙述へと移行しているが、後者では社会的分業の叙述から始まってマニュファクチュア内部の分業へとその論が及んでいるのである。特に国富論』における分業論の論述方法に触れて、小林昇氏は以下のように述べておられる。「［『国富論』では］叙述が『草稿』［並びに『講義』］の場合とは逆の順序で作業場内の分業から社会的分業へと無理な―歴史の継起とは逆の―展開をしているのは、『国富論』がその本格的な理論的展開を第 1 編第 4 章の末段以下で開始するにあたって、その直前の場所に上述のような「商業的社会」の概念を、一つのモデルの形に描きあげて定置しておくことに、必要と意義とを感じたからであったと考えられる。」（小林昇［1976a］169 ページ。引用文中の［　］は、筆者による挿入。）。

[141] LJ(A), p.356-67. 水田訳 A、379 ページ。

[142] LJ(A), p.363-88. 水田訳 A、387 ページ。

[143] LJ(B), p.495-227. 水田訳 B、287 ページ。

[144] LJ(A), pp.357～358-70. 水田訳 A、381 ページ。

「品物の市場価格は、次の三つのことに依存する。第一は、その商品に対する需要あるいは必要。ほとんど役に立たない物に対しては、需要がない。それは、欲求の合理的な対象ではないのである。／第二に、その商品がそれの必要に比して豊富か稀少か。もしその商品が稀少であれば価格は上昇するが、もしその量が需要に供給するのに十分以上であれば価格は下落する。こうして、ダイヤモンドや他の宝石が高価であり、他方で鉄がはるかに有用であるのに何倍か安いのは、このためなのであるが、これは主として最後の原因による。すなわち、／第三に、需要する人々の貧富。」[145]　［引用文 D］

原本ノートを整序化した物が出版原本となっている B ノートにおける市場価格の定義の方が、より論理的かつ分かりやすい記述になっているのは、当然であると思われる。

ただここで、スミスの自然価格と市場価格との定義の仕方における視点の違いに注意する必要がある。

自然価格を定義した引用文 A、B をよく吟味して読んでみると、言っていることは基本的に同じである。ただ、「自然価格」を定義する際、スミスは職業選択の当事者である人間あるいは労働者との関係の中で、「自然価格」というものを定義しているのではないか。ところが「市場価格」を定義する際には、一転して人間ではなく財貨や商品といった物との関連の中で定義している。

しかも、「自然価格」と「市場価格」との定義の仕方には、次のような違いも看取される。その違いとは、「自然価格」の方は真正面からその定義をしようとしているのに対し、「市場価格」の場合には、真正面から定義するのではなく外的規制要因という観点から「市場価格」を定義している。

この定義方法におけるニュアンスの相違は、何を意味するのか。筆者は、その違いの根底に次のようなスミス流の考え方があったのではないかと推察する。つまり、有名なスミスの「自然的自由の体系」としてのスミス思想という視点で考えた場合、スミスは「**自然**」という言葉に対して理想的かつ理念的想念を色濃く込めていると考えられる。してみると、ここでの「自然価格」の「**自然**」に込めた思いにも同様の思念が込められているのではないか[146]。

それに対して、「市場価格」の定義方法が言わば外的要因からの解説になったのは、スミスの中ではあくまで「自然価格」という理想的価格の存在を前提としていたため、その理想的価格に対して様々な外的要因に規制されながら絶えず変動する「価格」として「市場価格」を認識していたためではないか。敷衍（ふえん）して述べるなら、スミスは価格というものを均衡価格として見なし、市場価格が自然価格へと収斂（しゅうれん）していくプロセスを重視していたのではないか。

このようにスミスの価格規定の特質を理解するなら、スミスは「自然価格」と「市場価格」という二種類の価格を、前者は「人（ヒト）」に即して、後者は「物（モノ）」に即して、言わばダブル・スタンダード（二重基準）による価格規定を行ったと言えるのではないか。

それではスミスは、「自然価格」と「市場価格」との関係をどのように考えていたのか。この問題についての A ノートの解説はいま一つ分かりずらいので、B ノートの叙述を見てみよう。

「もしある商品の市場価格が非常に大きく、その労働が非常に高い報償を得るとすると、市場には労働が密集し、さらに大きな量が生産され、それは下層の人々にも売られることができる。もしダイヤモンドの十個の代わりに一万個があるとすると、それはあらゆる人の購入品になるだろう。なぜなら、それらは非常に安くなるだろうし、それらの自然価格にまで下がるだろうからである。また、市場が在庫過剰になり、それの製造労働に対して十分なものが得られない場合は、誰もその労働に従事しないだろう。誰もそれによって生計を得ることができないのであり、なぜなら、その場合には市場価格が自然価格以下に下がるからである。」[147]

このスミスの論述をもう少し分かりやすく解釈し直してみると、こうなるのではないか。すなわち、商品の市場価格が高い場合、その商品を生産する労働に対して高い賃金が支払われるとすると、こうした市場価格の高い商品を生産する労働市場にはより多くの労働者が殺到することになる。その結果として、さらに多くの商品が生産（供給過剰）されることになり、その商品は下層階級の人々にも安価な価格（≒自然価格）で販売されるようになる。

ところが、市場における商品供給が在庫過剰状態になると、当然その商品は売れなくなるから、利益を見込めないこうした商品を製造する労働市場から労働者は撤退するだろう。なぜなら、こうした商品製造現場で働いていても、誰も人並みな生計費（≒自然価格）を取得することができないからである。このような状況下では、市場価格は自然価格以下に低下しているからである。

スミスはほぼ上記のように、自然価格と市場価格との動態関係を述べた上で、「市場価格が、自然価格を越えることが、公共の富裕を減少させるように、それ［自然価格］以下に［市場価格］を引き下げることも同じ効果［公共の富裕の減少］を持つ」[148]、と B ノートで主張する。同様に A ノートでもスミスは、「市場価格を自然価格以上に上げる全ての事物だけでなく、それ［市場価格］を

[145] LJ(B), p.496-227～228. 水田訳 B、287～288 ページ。

[146] 関源太郎氏は、「「自然価格」の自然とは人為＝経済外的諸関係に対する自然の意味であった」、とするよりソフイスティケイトされた表現をしている。（関源太郎［1979］「『法学講義』における A.スミスの歴史認識について」『経済学研究』（九州大学）第 45 巻第 3 号、42 ページ）。

[147] LJ(B), pp.496～497-229. 水田訳 B、290 ページ。

[148] LJ(B), p.498-232. 水田訳 B、293 ページ。

自然価格より低くしそうな全ての事物も、別の原因から富裕を妨げる」[149] のであると主張し、最終的に望ましい両価格の関係とは、両価格が一致することであると結論づけている[150]。

『法学講義』A、B 両ノート「ポリース」篇に登場する価格論、特に自然価格と市場価格とについては、研究論考も数本発表されている。とりわけ、ちょうど 40 年前（昭和 53 年）に A ノートが発刊されて以降、「講義」価格論関連の研究が進んでいる。そこで、ここではその中でも「講義」価格論に関して対照的な主張が見られる「社会モデル」論について紹介しておきたい。

この「社会モデル」論というのは、「講義」価格論がどのような社会モデルを想定してスミスが展開したものなのか、という議論である。この問題に関しての大森郁夫氏と新村聡氏との対照的な主張を整理すると、以下のようになる。

まず大森氏の論考は、A ノート公刊前年に発表されているため、当然 B ノートにおける価格論を対象として分析・考察が加えられたものである。大森氏は次のように言う。「第一に、『講義』の社会モデルは、一貫して独立生産者の世界であり、貿易独占等『国富論』と共通するその現状批判も、このモデル内で展開されていた。そして第二に、このモデルの下で、『国富論』の価値論が行う歴史批判を、明示的ではないにせよ、『講義』第 2 部第 2 篇第 7 章の価格論が担当しているということである。」[151]

また別の個所で大森氏は、自然価格の本質に触れ次のように主張している。「〈自然価格の法則〉とは、スミスのオリジナル・モデルである「普遍的富裕の社会」で果たす価格論の役割を、「現実の文明社会」でも社会的総労働と資本の最適配分の実現という形で、貫徹させようとしたものなのである。」[152]

それでは新村聡氏のこの問題に関する主張を見てみよう。新村氏が価格論分析の対象として選択したのは、A ノートである。新村氏は次のように論じている。「『法学講義』には独立生産者モデルだけでなく同時に資本主義的生産モデルも存在しており、したがって『法学講義』から『国富論』への移行は、独立生産者モデルから資本主義的生産モデルへの移行としてよりも、むしろ二つのモデルの併存状態から資本主義的生産モデルだけが基本的モデルとして取り出されてくる過程として理解しなければならないように思われる。」[153]

さらにもう一人、A ノートにおける自然価格と市場価格とに関する論考を発表している高哲男氏の主張にも触れておこう。

高氏は、稲村氏による前段の A ノートにおける社会モデルに関する認識について触れ、「『法学講義』には独立生産者モデルだけでなく同時に資本主義的生産モデルも存在しており」、という評価はきわめて稀であって、管見の限り、「独立生産者」モデルであるという評価が一般的であるように思われる。／この評価そのものに異存があるというわけではないが、筆者には「独立生産者モデル」というよりも「分業モデル」とでも名付けた方が、おそらくは『法学講義 A ノート』段階におけるスミス自身の「経済学」の本質的特徴をより適切に表現できるように思われてならない」[154] と述べて、新たな「分業モデル」という興味深い社会モデルを提示されている。

「法学講義」A、B 両ノートで展開されている自然価格、市場価格論を上記三氏の論考紹介を簡略的にしながら述べてきたが、最後に筆者なりの現時点での理解を披瀝（ひれき）して本論を閉じたい。

スミスが「法学講義」の中で二つの価格論を展開する際に想定した社会モデルは、部分的に「資本主義的生産モデル」を想定して論述しているのではないか、と思われる個所が全くないとは言えないが、「法学講義」を実施した当時（1760 年代初期）のイギリス社会の資本主義成立の成熟度という観点からと、「講義」全体における論理展開上の基本線といった観点とから考えた場合、やはりこの時点での社会モデルとしてスミスは「独立生産者モデル」を想定して価格論を論じたと考えたい。

3　アダム・スミスにとっての「経済学の生誕」

『法学講義』A ノートが公刊（1978 年）されて以来本年でちょうど 40 年になる。その出版がとりわけ待望されていた『講義』A ノートであったことから、当然のごとく本年（2018 年）に至るまでの 40 年間において発表された『講義』A ノートに関する論考は、20 本を超える。その中でも特に『講義』ポリース（生活行政）篇における経済理論をめぐり、いわゆる「経済学の成立問題」あるいは「経済学の生誕問題」と称されるテーマが議論さ

[149] LJ(A), p.364-90～91. 水田訳 A、388 ページ。

[150] 輸出奨励金制度の導入に伴う産業の自然的均衡が破壊するような場合には、「自然価格の実現いかんが一国全体の産業構造の形成を規定することが述べられ、人為の規制＝優遇政策は、自然価格の現実化の下で成立するはずの「自然的」産業構造を歪めることになると［スミスは］批判しているのである。」（関［1979］42 ページ。［　］は、筆者の挿入。）

[151] 大森郁夫［1977］「『国富論』における「自然価格」と「有効需要」— J.ステュアートの「有効需要」論との対比において—」（『早稲田商学』第 267・268 合併号）46 ページ。

[152] 大森［1977］56 ページ。

[153] 新村聡［1986］「スミス価値論の成立過程—『法学講義』から『国富論』へ—」（早坂忠編『古典派経済学研究（Ⅲ）』雄松堂出版所収）134～135 ページ。

[154] 高哲男［1994］「アダム・スミス『法学講義 A ノート』における「自然価格と市場価格」」（『広島大学経済論叢』17 巻 3・4 号）112 ページ。

れてきた。

この問題は、スミスの経済学が「法学講義」の内容との関連において考察した際、後に『国富論』へと継承、発展した経済学を「講義」のどの部分に見出すことができるか、という問題である。

上記のテーマについてパイオニア的論陣を張ったのは新村聡氏であり、その論究に対して批判的検討を加えたのが田中正司氏である。

筆者は、両者の論考や著書等[155]からこの問題について多くの示唆を受けることができた。その結果、筆者も「スミス経済学」の成立を「法学講義」第Ⅱ部ポリース（生活行政）篇において展開された一連の経済論（分業論、価格論、貨幣論等）の中に求めることは、決して間違いではないであろうという認識に至っている。

但しこの問題について、筆者は別の視角から考察してみたい。確かに、「スミス経済学」の成立はその経済論が萌芽的状態にあったとはいえ、「講義」A、B両ノートのポリース篇で展開された一連の経済論を以て誕生したと考えてよいであろう。従って、「経済学」の古典とされている『国富論』へ「講義」A、B両ノートの経済理論がより知的洗練化することによって、いわゆる「社会科学の雄」としての「経済学」が成立した、という風に一般的には理解されている。

しかしながら、現在我々が認識しているところのいわゆる学問の三分野としての人文科学・社会科学・自然科学のそれぞれの学問形成史あるいは科学史の観点から考察してみた場合、次のことを提起することができる。

すなわち、17～18世紀ヨーロッパの学問形成史、科学史の発展段階からこの問題を考えた場合、『国富論』が出版された18世紀末の1776年においてさえ、「経済学」という学問が独立学問として広く社会において認知されていたわけではない。むしろ、その時代において「社会科学の雄」として想定されていた学問は、「法学」であったことが分かる[156]。

こうした当時のヨーロッパの学問世界の状況を考慮に入れるならば、スミスが「経済学の生誕」を果たしたということは、スミスにとっては期せずしてのことであり、後に「経済学」と呼称される「社会科学の雄」としての学問を樹立することになったのではないか、と考えられる。

スミスが亡くなる寸前まで「法学体系」書の出版に並々ならぬ情熱と希望とを抱いていたのは、当時の「社会科学の雄」としての「法学」をスミス自身納得しうる段階まで論究したいと考えていた証左ではないだろうか。牽強付会（けんきょうふかい）の感がなきにしもあらずであるが、これはあくまで筆者の推測である。

従って、上述の筆者の考察から言えることは、スミスの経済学はあくまで、当時の「理性的な人間関係を律する学」としての「法学」、つまり「正義（司法）」の確立を図る手段としての「経済論」（≒後の「経済学」）であったのではないか、ということである。

とはいえ、スミスが『国富論』において展開した様々な経済理論はまさしく「経済学」と呼ぶにふさわしい内容を備えていたのであり、スミスに対して「経済学の創始者」という称号を与えることに異論はない。ただ、スミスの「道徳哲学体系」全体を俯瞰（ふかん）した際に見られるいわゆる「（神の）見えざる手」と称される有名な思想を通して表現するなら、スミスは「法と統治の一般的諸原理」（＝「法学体系」）を樹立しようとして生涯真摯な一学究として生きたが、「（神の）見えざる手」に導かれてはしなくも「経済学」という学問を誕生させることになったのだ、と表現することも可能であろう。換言するなら、「スミス経済学の成立」は、スミスにおける目的因と作用因とのミスマッチによってもたらされたものである、とも言えよう。

第Ⅲ部　スミスが構想した「法学の理論体系」

1　「法学の理論体系」の構想過程

(1)　初期「法学体系」　：　「アンダーソン・ノート」における具体的展開。

① 1751～1752
② 1752～1753
③ 1753～1754
左記のいずれかの時代の「法学講義」ノート。

(2)　中期「法学体系」　：　「Aノート」、「Bノート」における具体的展開。

① Aノート　1762.12.24～1763.4.13
② Bノート　1763.10～12

スミスがグラスゴー大学を辞職して、フランスに渡る直前に実施されたと思われる法学講義。

(3)　後期「法学体系」

スミスが『道徳感情論』初版及び第6版で言及した「法

[155] 田中正司［1988］『アダム・スミスの自然法学―スコットランド啓蒙と経済学の生誕』（御茶の水書房）。
田中正司［2003］『経済学の生誕と『法学講義』―アダム・スミスの行政原理論研究―』（御茶の水書房）。
新村聡［1994］『経済学の成立―アダム・スミスと近代自然法学―』（御茶の水書房）。
三好宏治［2007］「アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police論における経済学的議論の集中の原因について」（『神戸学院経済学論集』第38巻第3・4号）。

[156] 村上陽一郎［2000］「歴史区分を考える」（『歴史と地理』534、世界史の研究183、山川出版社）7ページ参照。

と統治の一般的諸原理」に関する幻の著書において展開する予定であった「法学体系」。

① 1759 年刊行の『道徳感情論』初版の第 6 部第 4 篇の末尾における言及。

> 「私は、もう一つの論説において、**法と統治の一般的諸原理について、及びそれらが社会の様々な時代と時期において、正義に関すること**だけでなく、生活行政、公収入、軍備、さらには法の対象である他の全てに関することにおいても、**経過してきた様々な変革**について説明を与えるように努力するつもりである。」[157]

② 1790 年刊行の『道徳感情論』第 6 版の序文における言及。

> 「この著作の初版の最終パラグラフで、私は次のことを述べた。すなわち、私は別の論説で、**法と統治の一般的諸原理と、それらが社会の様々な時代と時期において経過した様々な転換**とについて、**正義に関すること**だけでなく、生活行政、公収入、軍備、その他法の対象である全てのことについても、説明するように努力するつもりだということである。諸国民の富の性質と原因に関する研究で、私はこの約束を部分的に、少なくとも生活行政、公収入、軍備に関する限り、実行した。残っている法学の理論は、私が長い間構想を練りながら以下の著作の改訂を妨げてきたのと同じ仕事によって、これまで実行を妨げられてきたものである。私がきわめて高齢に達したことが、この大著を自分で満足できるように仕上げられうる日があろうとは、ほとんど期待させないということを私は認めるのだが、それでもなお私はその企画を完全に放棄したのではないし、できる限りのことをする義務を負い続けたいと思う…。」[158]

ここで上記の二つのスミスの言及についてもう少し熟考してみたい。スミスが上記①、②の中で共通して言及している**〈正義に関すること〉**とは、「法学講義」A、B 両ノートの中の第 I 部「正義について（司法篇）」で展開、論述された私法→家族法→公法（こうした論理展開は、A ノートの方法であり、B ノートは全く逆の論理展開をする）のことを意味していると思われる。

ところが、上記①、②の言及部分の**〈法と統治の一般的諸原理について、及びそれらが社会の様々な時代と時期において、……経過してきた様々な変革〉**（①の表現）と、**〈法と統治の一般的諸原理と、それらが社会の様々な時代と時期において経過した様々な転換〉**（②の表現）とは、同じことを言っているのであるが、特に『感情論』第 6 版序文における上記二種類の表現の後に続く〈諸国民の富の性質と原因に関する研究で、……。残っている法学の理論は、……これまで実行を妨げられてきたものである。〉という個所をじっくりと吟味して考えてみると、次のことをスミスは言外に示唆しているのではないか。

つまり、〈正義に関すること〉というのは、もちろん既述の通り「正義篇」における私法、家族法、公法のことなのであるが、講義内容の内実から分析した時、これら三種類の分野の中で「公法学」分野のみが、〈法と統治の一般的諸原理と、それらが社会の様々な時代と時期において経過した様々な変革・転換〉とについての論述個所であることが分かる。すなわち、〈法と統治の一般的諸原理〉の内容に相当する論述が、正義篇「公法学」部門において展開されているのである。

スミスが言う「法と統治の一般的諸原理」という言葉の意味を上述のように理解するなら、スミスは没年の 1790 年においても、本当は「残っている法学の理論」書を完成させたいのであるが、いくつかの理由から「法と統治の一般的諸原理」論は未だ納得しうる状態に達していないために公表できないと、『感情論』最終版で表白したのではないか。

スミス自身納得できる「残っている法学の理論」体系書を公にできなかった理由の一つとしては、田中正司氏が指摘しているように[159]、「法学の理論体系」全体を「同感の原理」でもっては貫徹し得ないというアポリアにスミスがはまり込んだことにあるのではないか。刑法分野においては「同感の原理」に基づく正義論を展開し得たとしても、民法分野においては必ずしも一貫した形で「同感の原理」に基づいた司法論を展開できない、ということをスミス自身が認識したからではないか。スミス自身が、このような認識に到達したとするなら、それより先への論理展開は当然難しくなるであろう。

とはいえ、それでもなおスミスは、上記の障害を乗り越えて彼自身納得し得る「法と統治の一般的諸原理論」という名の最終的な「法学体系」を樹立せんとしていた、と筆者は考えたい。

その根拠の一つを、17 世紀から 19 世紀頃までのヨーロッパの科学史あるいは学問形成史の観点から考えてみたい。

---

[157] Smith Adam［1976］, *The Theory of Moral Sentiments*, Edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, Clarendon Press Oxford, p.342 VII iv37. アダム・スミス著、水田洋訳［2003b］『道徳感情論』（下）（岩波文庫）400～401 ページ。訳文中の太字化は、筆者によるもの。以下同じ。

[158] 水田訳［2003a］『道徳感情論』（上）、19～20 ページ。引用文 157 の『道徳感情論』原典は、『感情論』初版（1759 年）を底本として編集されているため、第 6 版原典のページ数は提示できず。

[159] 「…［法学―筆者］非公刊の最大の理由は、やはり既述のように、彼が『法学講義』で意図した法の歴史的批判の課題は全て立法（批判）原理論としての『国富論』体系に吸収されている上、それ以外の同感原理に基づく法の一般理論そのものは、『アダム・スミスの自然法学』で論証したように、事実上破綻していたためと考えられる。」（田中正司［1989a］102 ページ）。

2　17 世紀〜19 世紀におけるヨーロッパ科学史の観点から考察した「法学の理論体系」

スミスがオックスフォードへスコットランドから留学し、当時のオックスフォードの教授連のその体たらくさに幻滅して帰国したことは有名な話である。それに対して当時のスコットランドは、科学形成史や思想界の動向から見ても、イングランドと比べて開明的かつ百花斉放の文化風土を持つ地域であったのである[160]。

このように、スミスが生きた 18 世紀頃は、学問形成の到達度やスコットランドの他国との貿易関係を見ても、イングランドから受ける影響よりは、圧倒的にヨーロッパ大陸西岸諸国、例えばフランスから受ける影響の方が大きかったと思われる。その背景としては、スコットランドという地域は長い間、イングランドとは別の独立した地域国家を形成していたからである。

上述のようなスコットランド特有の文化風土（特に法制度）の観点から、スミスが構想していた「法学の理論体系」を探ることも一つの視点となるのではないだろうか。

ヨーロッパ文化成立の母体が、ギリシャ・ローマの古典古代文化にまで遡ることは、周知のことである。ただ、いわゆる歴史区分上でいうところの「近代」に含まれるヨーロッパの 18 世紀頃には、いまだ「中世ヨーロッパ文化」の残滓ともいうべき影響が残っていたと考えられる。

その影響とは、中世ヨーロッパの大学の学部構成がまだ「四学部」であったことである。その四学部とは、（キリスト教）神学・**法学**・医学・哲学部である。

このことに関して、科学史家として著名な村上陽一郎氏によると、17 世紀においてはいずれのヨーロッパ語においても、「科学者」に相当する用語は存在しなかったという。例えば、英語やフランス語には、現在「科学」の意味に使われている **science** は存在したが、それは「科学」の意味は持たず、単にあらゆる「知識」を指す言葉だったという[161]。

さらにヨーロッパの大学制度に触れ、ヨーロッパのいかなる大学も、19 世紀までは理学部という制度を立ててはいない。当時の大学の基本的な学部構成は、哲学部と三種類の上級学校すなわち神学校、医学校、**法学**校というもので、「科学」を専門的に追究できる場所はどこにもなかった。また、現在の科学に普遍的な専門家の共同体も制度化されていなかった、と述べている[162]。

こうした村上氏による 17、18 世紀頃のヨーロッパの学問形成の成熟度に関する指摘から類推できることは、次のことである。すなわちスミスは、当時の大学の学部・学科構成の重要な一部門であった「法学校」としてのグラスゴー大学において、「法学体系」の樹立を目指していたのではないかと考えられる。

18 世紀当時のスコットランドにおいては、未だ「社会科学の雄」としての「経済学」も近代科学として認識されるには至っておらず、社会の本質認識や社会の中の人間のあり方を追究する学問分野が「法学」であったことは十分に想定されることである。してみると、スミスが逝去間近まで「法学体系」樹立に対して大きなアスピレイションと執念とを持っていたと推測することも、あながち否定し得ないことではないだろうか。

筆者が考える二つ目の根拠は、モンテスキュー『法の精神』の存在に対するスミスの意識とその超克願望とである。本論文の土台となっている修士論文の末尾において、スミスが最終的に構想していた「法学体系」の内容を探るには、モンテスキューの『法の精神』との対比的考察が必要であることを示唆しておいたが、この作業は筆者のフランス語の語学力の貧弱さをもってしてはとうてい叶わぬことであった。

しかし、「法学講義」A ノートが出版（1978 年）されて以来 40 年が経過し、その間、法学プロパーと思われる研究者諸氏による論考も発表されるようになった[163]。

その中で、スミス「法学講義」とモンテスキュー『法の精神』の法思想とを対比、考察した唯一の論考と言える大江泰一郎氏による最近の研究成果に拠りながら、スミスが構想していたと思われる最終の「法学体系」がモンテスキューの法思想をかなり意識したものであった次第を明らかにしたい。

スミスが、A ノートでは**私法→**（家族法）**→公法学**という論理展開をしたのに対し、一転して B ノートでは**公法学→**（家族法）**→私法**という全く逆の論理展開をしたことに触れ、大江氏は、スミスの B ノート「正義篇」における公法学→私法論という論述展開方法が、モンテスキュー『法の精神』の展開方法と符合するとして、以下のように述べている。

> 「虚心にスミスの言う通り「統治形態（政体）と「所有権」の相互関係の取扱いに関心を集中してみると、政体論から始めてのちに所有権を考察するという方法を採った学者は（スミスは civilians と複数形を用いているにもかかわらず）、実は

[160]「スコットランド法制度に関しては、グロチウスやプーフェンドルフの自然法学がスコットランド法思想に影響を与えた。もともと、スコットランドの法制度は、ヨーロッパ大陸との親近性が強く、イングランドのコモン・ローの伝統とは無縁であったとされている。大陸の「自然的」・「普遍的」法概念と一致し、また法律の教育や実務においてもヨーロッパ大陸と共通していた。イングランドの慣習法や判例主義には依存しなかったとされている。」（小柳公洋［1999］『スコットランド啓蒙研究―経済学的考察』九州大学出版会、17 ページ）。

[161] 村上［2000］ 7 ページ参照。

[162] 村上［2000］ 7 ページ参照。

[163] 例えば、本稿末尾の参考文献欄において掲げた福田勝氏、角田猛之氏、石井幸三氏、大江泰一郎氏らの諸論考。

ほとんど一人、モンテスキューに絞られてくる。」[164]

つまり、大江氏はＢノート「正義篇」におけるスミスの公法論（＝統治政体論）から私法論（＝所有権論）へという論理展開方法が、モンテスキューの『法の精神』における方法と一致すると主張しているのである。

第Ｉ部のＡ、Ｂ両ノートの異同関係の考察の際に引用したスミスの論理展開逆転の背景とされる大陸の法学者たち civilians への親近感が、実質的にモンテスキューへのそれであったことを指摘している。

このことを論証するために、大江氏は『法の精神』全篇にわたる詳細な分析・考察を進め、以下のようにまとめている。

モンテスキューの『法の精神』という著作の主要課題は、所有権の問題、特に近代「フランス法」成立史における近代的所有権の形成に関する研究とフランスにおける「自由な国家」の可能性に関わる問題とを主題としているとして、大江氏は以下のように『法の精神』の概要を解説している[165]。

モンテスキュー自身は、『法の精神』を全六部編成で構成しているのであるが、氏はそれを大まかに内容の面から四ブロック編成と捉えて以下のように整理している。

第一ブロック　：　『法の精神』第１編のみからなる全体の総論部分。

第二ブロック　：　同書第２編～８編…統治政体論、つまりアダム・スミスのいう「統治形態」の問題を考察する。

第三ブロック　：　同書第９編～26 編…政体論の枠を維持しつつ、トピック別に法律論が展開される。

第四ブロック　：　同書第 27 編～31 編…フランス法制史に即して近代的所有権と「フランス法」の形成とが、ローマ共和政の再興ではなくゲルマン民族の「ゴシック（ゴート族的）政体」の変遷、「フランス法」の成立（＝イギリス・モデルへの接近の可能性）、という文脈で分析される。

大江氏による『法の精神』四ブロック編成論とスミス「正義論」における論述展開との対応関係に関する氏の主張を整理すると、以下のようになる。

『法の精神』	『法学講義』
第二ブロック 第三ブロック	「公法学」部門における「統治形態論」
第四ブロック	「私法」部門における「所有権論」

[164] 大江［2014］84 ページ。

[165] 大江［2014］85～86 ページ参照。

このように、『法の精神』の論理展開内容と特にスミスのＢノート「正義」篇における公法→私法へという論理展開内容とを対照させ、その付合性の高さについて指摘している。

スミスの「法学講義」Ａ、Ｂ両ノートの「正義」（＝司法）篇における論理展開順序逆転の問題とも関わることであるが、Ａノートでは「私法→公法」へという順序で展開していたものを、Ｂノートでは「公法→私法」へという論理の運びへと切り替えた背景の一つとして、スミスがモンテスキューの『法の精神』の存在を意識していたと考えてよいのではないか。

モンテスキューの『法の精神』が出版されたのは、1748 年。スミスが 23 歳の時である。さらに、スミスがＢノートの土台となる「法学講義」を実施したのが 1763 年～64 年とすると、当時スミスは 40 歳～41 歳であったことになる。最初の出世作『道徳感情論』の出版（1759 年）を終え、その改訂作業を意識しつつ「法学講義」にも情熱を傾けていたスミスが、モンテスキューの『法の精神』を意識しながら学生に対して講義内容を組み立てていたことは、十分に考えられることではないだろうか。

但し、スミスが『国富論』を著述する際に強く意識していたとされるジェームズ・ステュアートの存在を無視したのと同様に、新たな「法学体系」の著作刊行を望んでいたスミスにとって、それを超克せざるを得ない高峰としてのモンテスキューを無視しようとしたのではないだろうか[166]。

[166] スミスが構想していた「法と統治の一般的諸原理」とはいかなる法学体系であったか、ということを考察する際の一視点として、水田洋氏は以下のように述べている。

「すなわち、この講義は、『道徳感情論』の中から経済学と法学（政治学）が形成されていく時の、不可欠の経過点に当たるものであって、言うまでもなく、一方は『国富論』によって一応の完成に達したが、後者はこの講義の中に片鱗をうかがうことができるに過ぎない。それはおそらく、スミスが自然法学 Natural Jurisprudence と呼んでいるものに、該当するであろう。注意しておきたいのは、この自然法学が、スミスの自然法的オプティミズム（自由放任論）と言われるものとは縁もゆかりもないということである。彼はグロチウス以来の大陸自然法を紹介した時に、特にホッブズをあげた。ホッブズが、自然権としての自己保存権を基礎にすえて、大陸自然法を転倒再構成したことに、スミスは気づいていたように思われる。ホッブズなくしてスミスなし、ということであろうか。」（水田訳Ｂ［2005］訳者解説、502 ページ）。

また石井幸三氏は、スミスの法思想を近代イギリスの歴史的背景から考察し、次のようにスミスの法思想を位置づけている。

「ブラックストンは自然法を用いて、イギリスの現行法を叙述的体系化することで学としての法学を打ち立てようとした。彼の目的は、支配者階級に法を熟知させることにあった。ベンタム［ベンサム］は、現行イギリス法自体がコモン・ローという分かりにくい法（裁判官立法）によって形成されており、体系の形をなしていないと批判し、法典編纂のために研究に着手

結　章

以上筆者はアダム・スミスの全学問体系を統一的に把握するためのささやかな道標になればとの見通しを持って、旧版すなわちキャナン版の『法学講義』（『グラスゴウ大学講義』とも呼ばれている）と、この度『アダム・スミス著作集』に収録された新たな文献的史料としての『法学講義』との異同関係の検討をＡノートの欠落部分を除くほぼ全篇に亘って行ってきた。ここに以下何点かに亘って本稿における考察から到達しえた筆者なりの結論を簡略的に述べて、本稿を終えることにしたい。

まず第一に、スミス研究の基礎文献として新たな地位を得ると思われるＡノートの文献的史料としての価値を確認しておきたい。

既述のように（第２章の４）、ＡノートとＢノートの原本（origin）が異なるということは、これら両『講義』にそれぞれ独自の価値を付与することになろう。すなわちＡノートは、その原本がスミスの講義を聴講した学生が大部分速記を用いて筆記した講義ノートの書き直しであり、従ってこの原本は販売のためではなくて、何よりも最初のノート筆記者、すなわちスミスの講義を聴講した学生自身の利便のために存在したものであった。

他方Ｂノートの原本は、普通の書き方になっておりＡノートよりもリーダブルで訂正や追加文もほとんどないこと、さらにつづりや段落分けも全体的にきわめて合理的で矛盾がないこと、あるいは全体的に概略的な叙述となっていることなどから、筆写の専門家によって作成されたスミスの講義の要約的なレポートの清書であろう、との推定が編者によってなされた。従って、Ｂノートの原本はむしろ販売用として準備されていたものであり、最初の講義筆記ノート原本と、整序されたＢノート原本との間には二つないし三つの段階が存在するという可能性を提起せしめるに至った。

以上のような両『講義』原本の相違から、両者ともスミス自身の手によるものではなく言わば間接的史料に過ぎないという制約を免れえないが、テキスト・クリティーク（史料批判）の面から考えて文献的史料としては、Ａノートの方がＢノートよりも信憑性が高いと言うことができよう。また叙述の格段の詳細さから、スミスの思想的源泉ないしは思想の発展過程を探る上でも、Ａノートの方がＢノートよりも有益な視点を我々に提供することができると思われる。

こうしてスミス研究の基礎文献としてのＡノートは、上述のような特質からＢノートよりも優位な位置に立つと思われる。しかしながら、全ての点においてＢノートよりも勝っているかというと、決してそうではない。既に述べたように（第２章）、ＡノートとＢノートとでは、それぞれがカヴァーしている主題の範囲が異なっている。すなわち、Ａノートは叙述が詳細とはいえ主題の範囲が第Ⅰ部から第Ⅱ部治政論の三分の二までしかなく、それに反してＢノートがカヴァーしている範囲は、スミスが「法学」の講義として構想していた第Ⅴ部までの全体に亘っているのである。従ってこの点に関しては、ＢノートのＡノートに対する優位は動かないものと言える。以上のような両者の特質から、ＡノートはＢノートとの対応部分全体に関しては重要な文献として用いられることが多くなるであろう。他方Ｂノートは、むしろＡノートのダイジェスト版的意義を持つものとして多用されることになると思われる。

第二に、ＡノートとＢノートの講義実施時期について、本稿での考察から得られた限りでの結論を提示しておきたい。アダム・スミスの『国富論』刊行200年を記念して出版された『アダム・スミス著作集』の中でも、最もその出版が待望されていたものの一つである『法学講義』も、ある意味ではこの問題、すなわち新史料としての『法学講義』が日の目を見ることによりＡ、Ｂ両ノー

した。それは、功利主義的法実証主義の創出であった。……流れとしては、ブラックストンの自然法論⇒スミスの「経験的自然法」⇒ベンタム［ベンサム］の反自然法論、功利主義として言えるだろう。……三者に共通していることは、学問の性格を「体系性」に見ていること、そして、法の研究を社会の正当化原理の研究と見ていることである。相違は、ブラックストンとベンタム［ベンサム］が法を学問として独立化させる傾向にあったのに対して、スミスの法学は人々の生活の快適化＝経済の繁栄の一環としての法学の研究の色彩が強い。そして、ブラックストンに比べスミスの富裕への研究そしてベンタム［ベンサム］の「功利の原則（the principle of utility）」は、経済社会としての市民社会の自律化を明確に意識している。イギリス近代社会の産業資本主義への発展に伴い、ベンタム［ベンサム］は、その経済過程を反映しそれを促進する法典編纂の考えを、スミスはその経済過程の研究である『国富論』を生み出している。」（石井［1984］31ページ）。

尚、上記の引用文中にある法実証主義とは、次のような法思想を言う。「法哲学における法実証主義に類する思考そのものは、ほとんど普遍論争まで遡ることができるが、それを体系的に纏（まと）め上げた最初の法哲学者は、イギリスの哲学者ジェレミ・ベンサムである。デイヴィッド・ヒューム経由で事実と価値の分離論を引き継ぎ、功利主義の立場から自然法思想及びコモン・ローを批判したベンサムの理論は、ジョン・オースティンの主権者命令説に引き継がれ、分析法学派の基礎を築くものとなった。このため、分析法学の学統を受け継ぎそれを再興したハーバート・ハート以来の英米系法哲学では、法実証主義がなお有力であり、法哲学者は自己の立場を法実証主義との異同から明らかにする形で提示することが多い。……／ヒュームを引き継ぐ英米系の法実証主義は、法の存在条件を社会的事実に求め、価値の問題を「あるべき法」を探求する正義論へとさし回して留保するが、カントを引き継ぐ大陸系の法実証主義は、ケルゼンに見るように法の内的体系性において法の「（事実とは切り離されるべき）規範性」を強調する。英米・大陸の両者の間で、方法二元論が全く異なる形態をとっていることに、注意が必要であろう。」（「法実証主義」フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』に拠る。傍点は筆者）。

ト双方の実施時期が確定されるのではないか、という期待があったからである。それはまた、アダム・スミスの全学問体系を思想の発展系列上に置いてより統一的に把握できるのではないか、という期待とも結び付いていたと言ってもよい。

A、B 両ノートの「講義」実施時期の確定問題については既述の通りであり（第２章２）、これ以上多言を要しないであろう。簡単に整理しておくと、主に以下の三点の理由から、両ノートの講義実施時期が確定したと言ってよいであろう。

第一に、新たに発見された新「法学講義」ノートである A ノートには、講義が実施された具体的期日が記されていること。第二に、スミスがグラスゴー大学を辞職して渡仏したこと。第三に、当時のグラスゴー大学におけるカリキュラム制度の面から、年間講義の実施期間が推定できること。

以上三点の理由から、A、B 両ノートの講義実施時期は、ほぼ次の期間に実施されたと考えてよいであろう。

「講義」A ノート　：　1762 年 12 月 24 日～1763 年 5 月中旬、あるいは遅くとも 6 月初旬まで。ノート原本の第 7 分冊は紛失したと考えられているので、第 6 分冊最後の講義は、1763 年 4 月 13 日で終了している。

「講義」B ノート　：　1763 年 10 月中旬頃～1763 年 12 月末、ないしは翌年 1 月中旬頃まで。

第三に、A、B 両ノート第Ⅰ部「正義（司法）論」における篇別構成の逆転現象について、簡単に整理しておきたい。

この問題については、多くの「法学講義」研究者が論及している。それだけこの問題は、大きな問題であるとの認識を示しているものと思われる。筆者は、この問題を考察するために、田中正司氏と大江泰一郎氏との論考に依拠しながら考察した（第Ⅰ部第２章３）。

上記二者の主張を簡単に整理するなら、次のようになるであろう。

まず田中氏の篇別構成逆転の理由は以下の通りである。

(1)　スミスが最終的に構想していた「法と統治の一般的諸原理」を構築するためには、スミスの師であったハチスンの自然法学者的アプローチ（私法→家族法→公法学）では、その目的を達成できないことをスミス自身が認識したこと。

(2)　第Ⅱ部ポリース（生活行政）論の中で展開される経済論との一体的かつ連続的論理展開を図るために、スミスは篇別構成を逆転させた。こうした論述展開を可能とするために、スミスは私法論の純化（A ノート「私法論」の中の経済論のみを「ポリース論」へと移動）を行った。私法論の純化により、B ノートの私法論は、「所有権論」を中心とした論題分野となる。

他方、大江氏の篇別構成逆転の理由は、スミスがモンテスキュー『法の精神』における論理展開を強く意識したためである、と結論づけている。当時、（ヨーロッパ）大陸市民法の泰斗（たいと）として仰がれていたモンテスキューの『法の精神』をスミス自身が読み[167]、その論理展開方法（公法→私法）に影響を受けたことは十分考えられる。

第四に、「法学講義」の中に現れた「同感の原理」については、所有権取得の根拠としての「同感の原理」と刑罰の根拠としての「同感の原理」とを考察した。しかし、いずれの分野においても、スミスは「同感の原理」を一貫した論述展開の柱として論述できなかった。

このことは、社会の発展につれ、とりわけ近代文明社会に至ると、法体系というものはできあがった一つの社会を安定的に維持するための技術的手段となるのであるから、このような社会状態において倫理の原理としての「同感の原理」と結びつけて論じることが難しくなったことを示していると思われる[168]。

第五に、A ノート全篇に見られた歴史的叙述について一言しておきたい。スミスは、法理論、法制度論を豊富な歴史的、経済的事象を提示することによって根拠付けており、スミスにとって理論・制度（政策）・歴史というものは、三位一体の関係にあったと考えられる。そうして、スミスにとっては法と経済というものも非常に立体的に結び付いていたことをうかがわせるのである。従って、以上のようなアダム・スミスの学問的性格から、法の世界から経済の世界が成熟、進化した形で経済の体系

---

[167] スミスの語学力を推察するには、スミスの蔵書目録の調査、確認が必要と思われる。スミスの語学力に触れ、かつて故小林昇教授は次のように述べている。「スミスは、ラテン語がよくできた。［しかし―筆者］ギリシャ語の蔵書は、少ない。」（筆者、小林昇「経済学説史講義」ノート（非公開）、1979 年 5 月 16 日、於　立教大学）。

[168] 田中正司氏は、スミスが死の直前まで「法学体系」の書を公刊しようとしていた理由として、大要以下の点を挙げている。

第一に、法学が自然法の道徳哲学化による「富と徳性」問題の解決を意図していたハチスン道徳哲学＝自然法学体系批判から出発したスミスの思想体系の中心的主題をなしていたこと。

第二に、具体的背景として次の二つの事情が考えられる。

一つは、資本主義の発展に伴う重商主義者や資本家的経営者の経済行動の実態と経済の自然法則そのものが持つ欠陥とに対するスミス自身の認識の深まりと変化。

二つ目は、1776 年に『政府論断片』を公刊し、1789 年には主著『道徳と立法の原理序説』を公刊するに至ったベンサム（1748～1832）的功利主義（「最大多数の最大幸福」）法学の台頭、支配化への反発ないし危惧があったこと。（田中［1989a］100～102 ページ参照）。

である『国富論』の完成に至った、と考えることができる。

スミスは、世界史の発展段階を、大まかに狩猟・牧畜・農業・商業の四段階に区分した。

第一段階　：　野生の動物や魚を獲って生活を維持する、最低で最も未開な社会状態にある狩猟民族の状態。
第二段階　：　社会の構成員が増加し、狩猟だけでは生活を維持できない社会状態にある牧畜民族の状態。
第三段階　：　人口がさらに増加し、牧畜業だけでは生活の維持が困難となり、土地の耕作や食物を人類にもたらすような植物や樹木の栽培を営むようになる社会状態（＝農業社会）。
第四段階　：　製造業が発達し、商品交換が行われるようになる社会状態（商業社会）[169]。

この歴史発展段階説に沿って、スミスは法理論ないしは法制度の歴史的変遷を考察している。とりわけ、「私法」篇において上記の発展段階説の展開が見られるが、その展開もせいぜい第三段階である農業段階までのそれであり、主に第一、第二段階を想定しての歴史的叙述が中心を成している。

スミスはまた、他方では社会の歴史を**未開社会**と**文明社会**との二段階に分け、こうした二つの歴史モデルを通じて社会の歴史というものを考察している[170]。このような歴史的視角は、とりわけ第Ⅱ部「ポリース論」において顕著である。従って、上述の歴史発展四段階説とこの歴史二段階把握の方法とが非常に交錯した形でその立論中に散りばめられており、読む者を惑わせるものがある。それ故、ここでこれら両者の関係について整理してみよう。

スミスにとっては、初期未開社会の解体後における私有財産と政府（国家）の発生以降の全歴史が文明社会（civilized society）[171] である。この歴史認識は、スコットランド歴史学派に属するアダム・ファーガスン（Adam Ferguson, 1723～1816）の『市民社会史論』（*An essay on the history of civil society*, 1767）における歴史把握と共通している。上述の四段階のうち、狩猟段階では私有財産らしい財産は存在しないため政府（統治政体）も存在せず、これはスミスがいう「未開社会」に相当する。牧畜段階では、所有権の観念が広まり畜群の所有において不平等が生じるため、こうした所有の不平等を保障する目的で国家（政府）が成立する。この段階以降が「文明社会」であり、その最も発展した段階が「商業社会」である[172]。

上述のような二つの歴史的モデルを通じて、スミスは法理論、法制度の歴史的変遷を考察し、それらの成立根拠について論及しているのである。そうして、このような視角からスミスは古代ローマ法と近代市民法（大陸法）あるいは封建法と市民法というものを対比させながら考察しており、場所によっては近代法批判あるいは封建法批判という形を取って現れている。すなわちスミスの歴史認識は、単なる過去の認識ではなくして何よりも歴史（スミスにとっては現実）並びに未来を指向してのそれであったのである。我々は、このようなスミスの学究的スタンスを、より成熟、進化した形で『国富論』第３編と第４編とにおいて見ることができる[173]。

第六に、「法学講義」における経済論については、分業

[169] cf. LJ(A), pp.14～16ii.27～32. 水田訳 A、11～13 ページ参照。

[170] 小林昇氏は、スミスの歴史像の難点を次のように指摘している。「その上スミスの段階説は、『国富論』にあっては、他方では社会ないし国民の歴史を未開（野蛮）と文明との二段階に分けるという方法と交錯しており、その結果、狩猟から商工業にいたる諸段階の経過は必ずしも世界史の発展段階として明示されてはいない。」（小林［1976b］221 ページ）。

上述のようにスミスの歴史像の難点を指摘した上で、小林氏は、「しかし、『国富論』における歴史把握として重要なのは、むしろ、それが「近代ヨーロッパの文明諸国民」の歴史を、「ローマ帝国の没落後のヨーロッパ」の歴史として、すなわち近代西欧の諸国家世界の由来する源に深く遡って、探ろうとした部分である」（小林［1976b］222 ページ）と述べて、その意義をも認めている。

[171] 見落とし個所があるかもしれないが、筆者が確認したところでは、B ノートの中に civilized society という用語が登場するのは二個所（LJ(B) p.452-137. 水田訳 B、171 ページ。LJ(B) p.489-213. 水田訳 B、271 ページ）のみである。一方「市民社会」と訳される civil society も二個所（LJ(B) p.397-2. 水田訳 B、20 ページ。LJ(B) p.401-12. 水田訳 B、32 ページ）にしか登場しない。

同様に、筆者は上記二語の存在確認を A ノート全篇（394 ページ）でも行ったが、その存在を確認することはできなかった。

尚、civil society に関して、水田洋氏は次のように述べている。「「市民社会」という言葉は civil society として使われている場合があります。これは完全に中立的というか、つまり私有財産がある社会、私有財産があるために政府がある社会、もう少し言い方を変えるならば、市民法としてのローマ法が適用される社会ということになりますが、これは必ずしも歴史的に特定される段階とはいえず、歴史的にかなり広い範囲を含みます。」（水田洋［1994］「経済学と人間」『経済科学通信』No.77。基礎経済科学研究所、73 ページ）。

[172] 和田重司［1978］268～269 ページ参照。

[173] 『国富論』と『法学講義』とでは、世界史の把握段階が異なっている。『国富論』では、ローマ帝国没落後の歴史（第３篇）が、『法学講義』では古代ギリシャ・ローマ時代の歴史が想定されている。

論と価格論のみを取り上げ、考察した。これら両理論は、後に『国富論』へと継承されているから、今後これら両著作における「分業論」、「価格論」の比較対照作業が重要となるであろう。

本稿で対象とした「法学講義」両ノートにおける経済論の意義を確認するなら、長い間我が国のスミス研究者の間で論議されてきた、いわゆる「アダム・スミス問題」の解決に両「法学講義」ノートが大きく寄与したと言ってよいであろう。

また既述の通り（第Ⅱ部第 2 章）、「法学講義」ポリース論に現れた一連の経済理論が『国富論』へと継承発展した形で結晶化し、「経済学」の生誕をもたらすことに貢献したことが確認された。こうした認識は、現在ではスミス研究者の間でほぼ共通の認識となっているのではないだろうか。

最後に、スミスにとって最終的に残りうる「法学体系」とはどのような内容を持つものであったか、あるいは、スミスが構想していた「法学の理論体系」とはいかなるものであったか、という点に触れておきたい。

スミスは、没年の 1790 年に出版された『道徳感情論』第六版の序文「読者へ」に寄せて、次のように述べた。「この著作の初版の最終パラグラフで、私は次のことを述べた。すなわち、私は別の論説で、法と統治の一般的諸原理と、それらが社会の様々な時代と時期において経過した様々な転換とについて、正義に関することだけでなく、生活行政、公収入、軍備、その他法の対象である全てのことについても、説明するように努力するつもりだということである。諸国民の富の性質と原因に関する研究で、私はこの約束を部分的に、少なくとも生活行政、公収入、軍備に関する限り、実行した。残っている法学の理論は、私が長い間構想を練りながら以下の著作の改訂を妨げてきたのと同じ仕事によって、これまで実行を妨げられてきたものである。私がきわめて高齢に達したことが、この大著を自分で満足できるように仕上げられうる日があろうとは、ほとんど期待させないということを私は認めるのだが、それでもなお、私はその企画を完全に放棄したのではないし、できる限りのことをする義務を負い続けたいと思う……。」[174] この言葉から、スミスは晩年に至っても「法学の理論」を著すことに情熱を注いでいたことをうかがわせるが、ついに完結した形での「法学」に関する著作を著すことはできなかった。

当初『法学講義』で構想していたもののうち、行政、公収入、軍備に関するものは、『国富論』において完遂され、さらにいわゆる「正義」論の中にも部分的ではあるが『国富論』へと継承、発展され、そこにおいて一応の達成を見ている部分もある。従って、『法学講義』に見る限り、スミスが当初構想していたもののうち「法学体系」として残る部分は非常にわずかなものとなってしまうのである。

まず一つ目に考えられることは、第 2 章 1 で確認したように、スミスは A ノートと B ノートとでは、「法学」の定義を変えているということから、最終的にスミスが構想していた「法学体系」がどのようなものであったかを推測できるのではないか。既述のように、スミスは A ノートの法学の定義において、どちらかというと一国レベル内での「法学体系」の構築を意図しているように思われる。ところが B ノートのそれは、一国という枠を越えて広くヨーロッパ大陸における法制度の根本となる普遍的「法学」の構築を指向しているように思われる。

こうした「法学」の定義におけるそのパースペクティヴの拡大は、何を意味するのであろうか。次に述べる視点とも関連するのであるが、当時のスコットランドを含む周辺諸国の法体系や法制度とに対するスミス自身の関心の高さが、こうした定義の意味の拡大をもたらしたのではないか。

スコットランドは 1707 年にイングランドと合邦して、連合王国の一部として包摂された。それ以前は当然、スコッランドはイングランドとは別の独立した国家であったから、その法体系や法制度もイングランドのそれとは異なっていた。しかし合邦によりスミスは、スコットランドの法体系のアイデンティティを損なうことなく、イングランド法伝統の慣習法（common law）とスコットランド法との整合化をいかに図るべきか、ということを考えざるを得なくなったのではないだろうか。

こうしたスミス自身の問題意識が、大陸法としての市民法（civil law）への関心を呼び起こし、「法学」の定義の拡大的変化へと結び付いたのではないか。そうしてスミスは、その大陸法の模範をモンテスキューの『法の精神』の中に見出そうとしたと考えても、あながち的外れであるとは言えないのではないか。

従って、この問題を考える際のもう一つのヒントは、当時「法学」に関する著作として最高水準にあったモンテスキュー（Motesquieu, 1689～1755）の『法の精神』（*De l'esprit des loix*, 1748）とスミスの『法学講義』とを対比させて考察することが有益であろう。なぜなら、スミスは晩年『法の精神』批判を書いていたとも言われ、スミスの法思想と『法の精神』とは全く無関係なものとは言えないからである。モンテスキューの『法の精神』は、全体が 31 篇に編まれた大冊であるが、その全目次とスミスの『法学講義』の目次とを対照するだけでもかなり照応する部分があり、スミスがモンテスキューの『法

[174] グラスゴー版『道徳感情論』には、初版（1759 年）が収録されており最終版である第 6 版は収録されていない。従って、邦訳書のみの引用ページを示す。水田訳（上）［2003a］19～20 ページ。

の精神』を意識していたことがうかがわれる。従って、この両者の比較検討を試みる中で、上述の問題に対する一定の解答が引き出されうるであろう。この点についての分析・考察は第Ⅲ部で行ったように、筆者は、スミスは最終的な「法学の理論体系」をモンテスキューの『法の精神』を超克すべき対象として意識しながら、その完成を期していたのではないかと考えている。

こうして、最終的にスミスは「法学体系」の書を完結せしめることなく、これに先立って『国富論』を通して「経済学体系」を樹立し、完成させたのであった。その要因としては、基礎過程における経済的発展や重農学派との交流、あるいはジェイムズ・ステュアート（James steuart, 1712～80）の『経済学原理』（*An inquiry into the principles of political economy*, 1767）の出版などが考えられる。スミスは現実に対する批判精神が旺盛な思想家であったと考えられるので、当時のスコットランドやイングランドにおける経済状況を分析することを通しての政策批判をすることを、「法学の理論体系」完成よりも優先させたのではないだろうか。

なお終わりに当たり、学部ゼミナール時代にスミス研究への契機を与えてくださった熊谷次郎先生（現　桃山学院大学名誉教授）、大学院修士課程在籍時、草稿執筆の段階から懇切丁寧なアドヴァイスを賜った故田中正義先生（立教大学名誉教授）、いつも温かい励ましのお言葉をいただき、また草稿を読む労まで取ってくださった故小林昇先生（立教大学名誉教授）に対し、心から感謝の意を表したいと思います。

【後　記】

本稿は、立教大学大学院経済学研究科経済学専攻昭和53（1978）年度修士論文（「新公刊のアダム・スミス『法学講義』に関する一考察—旧版との異同関係を中心として—」非公開）として提出（昭和54年1月）したものに加筆、訂正をして脱稿したものです。ちょうど40年前、指導教授であった故小林昇先生の「経済学説史」ゼミにおいて発刊されたばかりのグラスゴー大学版『法学講義』を他のゼミ院生と共に輪読、質疑応答しながら作成したのが、上記の修士論文です。

昨春、北海学園大学大学院経済学研究科博士課程への入学を契機に、修士論文を土台とした新稿としての論文を活字として残しておきたいという思いが募り、準備作業を進めこの度北海学園大学大学院経済学研究科発行の『研究年報』への掲載をしていただくこととなりました。

約40年ぶりに新稿作成のための作業を進めていけばいくほど、旧稿の未熟さに冷汗三斗（れいかんさんと）の思いをしながらの一年間の作業でした。この度の新稿を作成する上で基本方針として踏まえたことは、旧稿の修士論文の骨格を残しながらも自分の頭で考え真に「論じ述べる」文たりうる作品にしよう、ということでした。この度の新稿の表題に即した内容にするため、表題にはそぐわないと思われる章や節はいくつか削除しました。

時間的制約がある中での作業でもあったため、まだまだ納得できない個所もあります。ただ、新『法学講義』について最初の論文（非公開の上記修士論文）を書いたというプライオリティーにささやかな自負心を抱きながら執筆した、遅ればせながらのこの新稿としての論文が、スミス『法学講義』研究者の方々にとっての文字通り「基礎研究」となってくれたら幸甚です。

最後に、この度の論文作成に際し、作成に関する的確なアドヴァイスをしていただいたり、本稿原本に目を通してくださったりした、経済学史担当の森下宏美教授と指導教授の市川大祐教授とに感謝申し上げます。

参考文献

Smith Adam［1976］*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed., R. H. Cambell, A. S. Skinner, W. B. Todd, 2vols.（Oxford Press）.

アダム・スミス、大河内一男監訳［1976］『国富論』全三巻（中央公論社）。

アダム・スミス、大河内一男監訳［1978］『国富論』全三巻（中公文庫）。

Smith Adam［1976］*The Theory of Moral Sentiments*, ed., D. D. Raphael & A. L. Macfie（Oxford Press）.

アダム・スミス、米林富男訳［1969］『道徳情操論』全二巻（未来社）。この邦訳は、原典第六版を底本とする。

アダム・スミス著、水田洋訳［1973］『道徳感情論』（筑摩書房）。

アダム・スミス、水田洋訳［2003］『道徳感情論』全二巻（岩波文庫）。水田訳の邦訳は、いずれも原典初版を底本とする。

Smith Adam［1978］*Lectures on Jurisprudence*, ed., R. L. Meek, D. D. Raphael, P. G. Stein（Oxford Press）.

アダム・スミスの会監修、水田洋他訳［2012］『アダム・スミス　法学講義　1762～1763』（名古屋大学出版会）。

Smith Adam［1896］*Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, ed., E. Cannan（Oxford Press）. 高島善哉・水田洋訳［1947］『グラスゴウ大学講義』（日本評論社）。水田洋訳［2005］『法学講義』（岩波文庫）。

Meek R. L.［1977］*SMITH, MARX, & AFTER*（Chapman and Hall Ltd., London）.

ロンルド・L・ミーク、時永淑訳［1980］『スミス、マルクスおよび現代』（法政大学出版局）。

Meek R. L. and Skinner A. S.［1973］*'The Development of Adam Smith's Ideas on the Division of Labour'*（Economic Journal, vol.83）.

Meek R. L.［1976］*'New Light on Adam Smith's Glasgow Lectures on Jurisprudence'*（History of Political Economy, vol.8, no.4）.

Hasbach W.［1897］*'Adam Smith's Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms'*（Political Science Quarterly, vol.12, NO.4）.

アダム・スミス、宇山直亮訳［1972］『修辞学・文学講義』（未来

社)。
アダム・スミス、水田洋訳［1948］『国富論草稿』(日本評論社)。
同上、水田洋訳［2005］「国富論草稿」(アダム・スミス、水田洋訳［2005］『法学講義』岩波文庫、所収)。
遊部久蔵［1955］『古典派経済学とマルクス』(世界書院)。
内田義彦［1953］『経済学の生誕』(未来社)。
大河内一男［1943］『スミスとリスト』(日本評論社)。
大塚久雄編［1968］『西洋経済史』(筑摩書房)。
小林昇［1976a］『小林昇経済学史著作集』Ⅰ国富論研究（1）(未来社)、左同［1976b］『小林昇経済学史著作集』Ⅱ国富論研究（2）(未来社)。
ジョン・レー、大内兵衛・大内節子訳［1972］『アダム・スミス伝』(岩波書店)。
大道安次郎［1940］『スミス経済学の生成と発展』(日本評論社)。
大道安次郎［1947］『スミス経済学の系譜』(実業之日本社)。
高島善哉［1941］『経済社会学の根本問題』(日本評論社)。
高島善哉編［1954］『古典学派の成立』経済学説全集第 2 巻（河出書房)。
高島善哉［1974］『アダム・スミスの市民社会体系』(岩波書店)。
高島善哉・水田洋他著［1977］『アダム・スミスと現代』(同文舘)。
高柳賢三・末延三次［1952］『英米法辞典』(有斐閣)。
田中正司［1968］『ジョン・ロック研究』(未来社)。
藤塚知義［1952］『アダム・スミス革命』(東大出版会)。
船越経三［1973］『アダム・スミスの世界』(東洋経済新報社)。
水田洋［1968］『アダム・スミス研究』(未来社)。
水田洋［1975］『社会思想の旅』(新評論)。
和田重司［1978］『アダム・スミスの政治経済学』(ミネルヴァ書房)。
白杉庄一郎［1940］「アダム・スミスに於ける正義の観念」(『経済論叢』第 51 巻第 5 号)。
竹中靖一［1936］「スミス経済学に於ける『歴史』の役割」(『山口商学雑誌』第 7 巻第 4 号)。
羽鳥卓也［1976］「いわゆる『国富論草稿』について」(『三田学会雑誌』第 69 巻第 6 号)。
水田洋［1968］「アダム・スミスにおける同感概念の成立」(『一橋論叢』第 60 巻第 6 号)。
モンテスキュー、井上堯裕訳［1978］「法の精神」(『世界の名著』第 28 巻、中央公論社所収)。
山崎怜［1955］「アダム・スミス『グラスゴウ大學講義』研究序説（1）—第二部「ポリスについて」に於ける問題意識と展開—」『六甲台論集』(神戸大学）第 2 巻第 2 号。
同上［1956a］「アダム・スミス『グラスゴウ大學講義』研究序説（2）—スミスに於ける対象規定としての「生産」と「消費」—」『六甲台論集』第 2 巻第 3 号。
同上［1956b］「アダム・スミス『グラスゴウ大學講義』研究序説（3）—治政 Police と経済学—」『六甲台論集』第 3 巻第 1 号。
同上［1956c］「アダム・スミス『グラスゴウ大學講義』研究序説（4）—財政論の位置と内容—」『六甲台論集』第 3 巻第 3 号。
同上［1957］「アダム・スミス『グラスゴウ大學講義』研究序説（5）—価格・剰余生産物および蓄積の理論—」『六甲台論集』第 4 巻第 2 号。
山崎怜［1959a］「初期のスミス（1）— W.ハスバッハの『グラースゴウ講義』論とそれに対する一批判（1）—」『香川大学経済論叢』第 31 巻第 5 号)
同上［1959b］「初期のスミス（1）— W.ハスバッハの『グラースゴウ講義』論とそれに対する一批判（2）—」『香川大学経済論叢』第 31 巻第 6 号。
山辺知紀［1970］「アダム・スミスにおける市民像の成立」(『金沢大法文学部論集』第 17 号)。
小柳公洋［1999］『スコットランド啓蒙研究—経済学的考察』(九州大学出版会)。

1978（昭和 53）年に『法学講義』A ノートが出版される以前の研究業績と、それ以降の約 40 年間における『講義』研究の諸業績とを以下に整理して掲げておきたい。

A ノート出版以前の「講義」研究の業績としては、山崎怜氏及びハスバッハの研究に加えて、以下のものがある。

福田勝［1974］「『道徳感情論』におけるアダム・スミスの法思想—同感の原理と自然法の関係について—」(『同志社法学』25 巻 2 号)。
大森郁夫［1977］「『国富論』における「自然価格」と「有効需要」—J・ステュアートの「有効需要」論との対比において—」(『早稲田商学』第 267・268 合併号)。

A ノート出版以降本年 2018 年までの 40 年間に発表された諸業績については、その論題及び内容毎に整理して提示すると以下のものがある。

A　所有権論関係

山本哲三［1979］「スミス経済学の所有論的考察（1）—『グラスゴウ講義』の検討を中心に」(筑波大学社会科学系（経済学)『経済学論集』第 4 号)。
角田猛之［1982］「アダム・スミスの所有権論」(『阪大法学』第 124 号)。
杉浦克己［1983］「アダム・スミス二つの『法学講義』」(東大教養学部社会科学科編『社会科學紀要』)。
石井幸三［1984］「アダム・スミス『法学講義（A)』における法思想」(『龍谷法学』16 巻 4 号)。
市岡義章［1985］「アダム・スミスの所有論—『法学講義ノート』・「私法」論における市民社会認識—」(名古屋大学大学院経済学研究科『経済科学』33 巻 1 号)。

B　アダム・スミスとモンテスキューとの関係論

角田猛之［1982］「アダム・スミスの Jurisprudence　—若干の主要問題」(『阪大法学』第 121 号)。
大江泰一郎［2014］「アダム・スミス『法学講義』における私法と公法：モンテスキューと講義体系の転回問題」(『静岡法務雑誌』第 6 号)。

C　市民社会、歴史認識論及び統治論関係

関源太郎［1979］「『法学講義』における A・スミスの歴史認識について」(九州大学『経済学研究』第 45 巻第 3 号—本稿は、B ノートのみを対象としている)。
角田猛之［1980］「A・スミスの統治論—新版“Lectures on Jurisprudence（1978, Oxford)”に依拠して」(阪大大学院『法哲学年報』)。

D　自然法学及び正義論関係

星野彰男［1980］「アダム・スミスの自然法体系」(関東学院大『経済系』第 124 集)。
新村聡［1988］「アダム・スミスの初期正義論—「アンダソン・ノート」の検討—」(岡山大学『経済学会雑誌』19 巻 3 、4 号)。
田中正司［1989a］「『法学講義』の構成逆転をめぐる諸問題と「法学」非公刊の理由」(『商経論叢』第 24 巻 2 号)。
田中正司［1989b］「スミス正義論再訪」(『アダム・スミスの会会報』)。

E　分業論関係

渡辺恵一［1995］「初期スミスにおける分業論の展開—『法学講義』と『初期草稿』の関係を中心として—」(『京都学園大学経済学部論集』第 4 巻第 3 号)。

山口正春［2002］「アダム・スミスにおける分業論と民衆教育論の意義」（日本大学『法学紀要』第 43 巻）。

F　自然価格・市場価格論関係

新村聡［1986］「スミス価値論の成立過程―『法学講義』から『国富論』へ―」（早坂忠編『古典派経済学研究（Ⅲ）』雄松堂出版）。

佐藤有史［1993］「初期アダム・スミスの価格論の再検討―『法学講義』および『国富論草稿』―」（『三田学会雑誌』86 巻 1 号）。

高哲男［1994］「アダム・スミス『法学講義 A ノート』における「自然価格と市場価格」」（『広島大学経済論叢』17 巻 3 、4 号）。

G　『法学講義』全般に関するもの

田中正司［1988］『アダム・スミスの自然法学　スコットランド啓蒙と経済学の生誕』（御茶の水書房）。

田中正司［2003］『経済学の生誕と『法学講義』　アダム・スミスの行政原理論研究』（御茶の水書房）。

新村聡［1995］『経済学の成立　アダム・スミスと近代自然法学』（御茶の水書房）。

水田洋［2007］「四十歳のアダム・スミス―法学講義 LJ（B）の成立」（『思想』岩波書店）。

水田洋［2007］「アダム・スミスの法学講義 LJB ―幻の第三の主著」（『日本学士院紀要』第 62 巻第 2 号）。

三好宏治［2007］「アダム・スミス、グラスゴウ大学『法学講義』police 論における経済学的議論の集中の原因について」（『神戸学院経済学論集』第 38 巻第 3 、4 号）。

水田洋［2010］「アダム・スミス研究における法学講義 LJA 位置について― LJA とよばれている法学講義は、エディンバラ公開講義からどのようにかわり LJB へどのようにかわったか―」（『経済科学通信』NO.122）。

中谷武雄［2010］「法学博士：アダム・スミス」（『経済科学通信』NO.122）。

中谷武雄［2014］「アダム・スミス「法学講義」ポリス編における人間論」（『唯物論と現代』第 52 号）。

H　『法学講義』を含むアダム・スミス研究の動向に関するもの

田中正司［1996］「最近のアダム・スミス研究と経済学の成立問題」〈書評〉（岡山大学『経済学会雑誌』27 巻 4 号）。

新村聡［1999］「アダム・スミスと近代自然法学再考」（岡山大学『経済学会雑誌』30 巻 4 号）。

田中正司［1999］「アダム・スミス研究の動向」（『経済学史学会年報』第 37 号）。

星野彰男［2001］「アダム・スミス研究の現状と将来」（『経済学史学会年報』第 39 号）。

村上陽一郎［2000］「歴史区分を考える」（『歴史と地理』534、世界史の研究 183、山川出版社）。

大島清・大島康正編著［1989］『新制版　政経倫理辞典』（数研出版）。

世界史用語研究会［2013］『四訂　必携　世界史用語』（実教出版）。